

526
102



始





K28V-14

526

102



纂 編

神奈川縣警察部

大正
10.10.4
内交



この図書は大正15.10.4を
分冊製本したものである。

第三編 各警察署に於ける救護及施設概要

第一章 應急處置

第一節 加賀町警察署 署長 警視 森 茂 樹

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

震災當日に於ける署の幹部及署在員、巡查派出所其他署の配置員は別に記載の通なるか、當署は古き煉瓦建家屋なりしたため第一震と共に全潰し、署内勤務者の大部分は辛ふして倒潰建物より脱出し得たるも、右往左往して全員の脱出状態を知る能はず、依て森署長は先づ倒潰廳舎を廻りて、倒潰建物下に傾斜せる留置場より留置人の解放を命し、次て署員の安否を調査せしめしに、巡查部長以下拾餘名未発見の申出あり、依て直に是等未発見者の救出方を命し、署員の一部は之れに従事し、廳舎の下敷となり居たる巡查加藤九郎外三名の重傷者を救出して避難せしむると共に、一般民衆の救助を命し、署員は八方に出動せり。

正午を過ぐる二十分の頃廳舎の西方に當り火災の揚るあり、廳舎との距離直徑三十間弱にして西南の風極めて強く風下に在る當廳舎の延焼は到底免るへからざるものなるを知り、署長は署員に重要書類の搬出を命せしも、署員は命を受けて四散し、然かも火は既に倒潰せる廳舎附屬の官舎を傳ふて廳舎に延焼し來たり、

策の施すべきなし、先之第二消防署消防手数名は「ホース」のみを手にして火元山下町二〇四番「アーレンス」附近に向ひしも水道鐵管破裂して一滴の水を得る能はず、空しく引揚ぐるを見たり、午後〇時二十五分頃倒潰塵舎は全く猛火の包む處となり、危険言はん方なし、依て署長は署員に對し一先つ横濱公園内に集合すべきことを命せしも、命令徹底せず辛ふして警部補以下二十餘名と共に公園に避難したるか、此の時横濱公園内には既に避難者殺倒し、荷物を搬出する者、傷死者を運ぶ者相次ぎ、其の混亂状態は名狀すべくもあらず、然も是等避難者は刻々増加して公園地内に充滿し、署員の數少くして策の施すべきなく依て止むなく署員をして任意行動に出してしむることとし、公園内に於て警戒的避難を爲さしむることとせり。

午後一時頃には火災は公園を包みて八方に起り市内各署も亦猛火に襲はれ、全市火の海と化したるか當署に於ては止むなく、午後三時に至り公園内の一隅に假警察署を設け執務することとせりと雖、公園外に出つる能はず、空しく焦慮裡に夜を徹するの外なかりき。

二、部内人民の人命救助

當署員の手にて救助せし部内人民の數及人民にして重輕傷者を救助せし者相當多きも、當時當署管内は全部灰燼に歸し、混亂状態に陥りしため其の數を詳にすること能はず。

三、火災發生防止上の措置

(一)に記載せるか如く、水道破壊に加ふるに猛火激烈にして管内全部焼燼せるか如き状態にて殆ど手の施

し様なし。

四、避難民の避難指導

當署管内に於ける罹災者の避難場所は横濱公園地内、山下町新埋立地を適當と認め該場所に避難民を指導せり。

五、御滞在中の皇族及貴顯の警戒

右該當の御滞留あらざりしを以て記事なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

九月二日警部補をして部内罹災状況を調査せしめ、翌三日署長自ら警部を従へ巡視したるか其の概況左の如し。

- (1)、所轄内の建物全部焼燼し、稍や完全なる建物は僅に三井物産株式會社倉庫及び川崎銀行横濱支店外一、二の耐火建築あるに過ぎず、其の他は縣廳を初め其の他の大建造物も悉く焼燼して淋しく殘骸の存するのみ。
- (2)、壓焼死者、負傷者無數
- (3)、交通、通信機關全く杜絶
- (4)、水食糧なく之か配給と傷病者の救護は最も急なるものあるを認む。

七、糧食の應急的給與方法

部内に於ける避難民の群衆は横濱公園、山下町埋立地の二ヶ所にして次は税關構内の若干なり、是等の避難民は全く糧食を缺き、震災後の二、三日間一粒の飯をも食せざるものあり、止むなく當時稍や配給行はれ居る野毛山貯水地方面に轉避すへきことを指示し、一面當署は三井物産株式會社横濱支店等に食糧の給供を交渉して幾分の食糧を得たるの外、其の他の有志より若干の給與を乞ひ、九月二、三、四の三日間之を管内罹災民に配付せしも、此等の食糧は僅に罹災者の一部分に給するに止まり、不足を免れずと雖、他に糧食給與上應急の措置を採ること能はず、縣市の給與ある迄避難者に自給の方法を採らしめしも、幸に飢餓の爲に仆れしものなし。

八、傷病者の救護狀況

當時無数の傷病者は公園内を最多とし、部内の各所に呻吟し、震災後の二、三日は救護班の出動なく、當署は縣、市衛生課に救護の急なるを報せしも、收容所及醫藥材料皆無の故を以て救護の途なく、空しく之を看過するの止むなきに在りしか、九月三日始めて在港の米國汽船（船名不詳）乗組の船醫外三名は若干の醫藥材料を携帯し、公園内及山下町埋立地の傷病者に對し、應急手當を爲し度き旨の申出あり、當署は厚意を謝し、傷病者の手當を受けしめたるか、其の數十餘人に及びしか、忽ちにして材料缺乏し、一回限りにて引揚げたり。

全四日に至り縣衛生課の救護班來たり、外傷患者に手當を加へしもの若干名あり、又避難者中の篤志者の手に依り手當せしものも八十餘名に達せるか、傷者多くして繃帶材料の如きは殆ど皆無の状態となり、止むなく避難者の提供せる羽二重、又は三尺帶等を裂き以て之に充用せるか如き状態なりき、而して其後に於ても救護方法充實せず困難を感せしも漸次陸軍及各府縣の來援を得て九月十日以降は救護上大體支障なきを得たり。

九、避難通過者の救護休憩所假泊所の設備及救護人員

當署としては本項に該當の記事なし。

一〇、其の他罹災救護の一般狀況

罹災者救護には銳意留意せしも、災害當時は救護上何等の機關も設備なく、以て幾萬を算する罹災者に對し、積極的救護を策すること能はず、單に消極的に保護する等の臨機處置を執りたるに過ぎず。

第二節 伊勢佐木町警察署 署長 警視 柴 傳 吉

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

震災當時署内にありたる當直員及日勤の署員は廳舎倒潰の一刹那署前の道路に避難し（當時留置場看守巡查一名壓死）署附近に於て罹災民の避難指導に従事せしも、震災に次て火災四方に起りたるを以て、第一消

防署伊勢佐木町出張所と協力し、消防に努めんとしたるも、消防器具は置場倒潰の爲め全部下敷となり、僅に水管腕車一輛ありたるも、水道鐵管破裂して斷水し、注水不能の折柄火災は管内各所に起り、猛火は烈風に煽られ、危険は刻々署員の身邊にも切迫し、空しく焼死を待つの外なき状況なるを以て、各自群衆を安全地帯に指導避難し、火災終了後に參集すへきことを命令し、各自をして個々に部内に於て活動せしむることとし、署長は署員二、三名を隨へ署前の運河に架せる吉田橋に止まり、逃げ遅れて避難し來たりたる者を最後まで之を指導しつゝありたるか、午後三、四時頃には前後左右悉く猛火を以て包圍せられ、如何ともする能はず、已に死を決して此に止まりしも、吉田橋々畔には約四、五百名の避難者ありしを以て是等の者と共に運河中に入り、橋脚を楯として一時を凌ぎ、危険刻々と迫り橋上の屍體は火を發して燃ゆるか如き慘狀を呈したるか、署長は恐怖に襲はれたる是等の避難者に、流れ來りたる菰又は藎を頭上より冠らせ、之に河水を掛けて焼死を免れしめつゝ辛ふして火を避け夜を徹するに至れり（本項の詳細は第一編震災の状況伊勢佐木町警察署の節に記載しあり）而して一方伊勢佐木町警察署より避難民を指導しつゝ避難したる署員は、久保山に參集し、引續き勤務し、又參集したる非番員は連續罹災民の救済治安の維持に努め、九月二日午後六時には署の假事務所を久保山巡査派出所に設け左記の通り署員を配置せり。

本署假事務所（久保山） 署長 以下 六十八名
内 櫻木町巡査派出所 警部補以下 四名

庚耕地警官詰所	巡査部長以下	九名
井土ヶ谷駐在所	警部補以下	十一名
富士見耕地詰所	警部補以下	九名
弘明寺町駐在所	警部補以下	十名
お三宮警官詰所	巡査部長以下	七名

前項の配置は部内情勢と變化とに應じ配置個所と人員を増し、警部補又は巡査部長を監督者として是れに巡査三名乃至六名を附して配置し、附近罹災民の救護並に治安維持に當らしめ、九月五日更に被害調査係、庶務係、食糧配給係、警戒係其の他の事務に分擔を定めて活動せしめ、九月六日には本署の假事務所を幾分傾斜せしも幸に倒潰を免れたる久保山太田尋常小學校に移し、全日午前八時全員の召集を行ひ、非常時に於ける警察官の勤務心得を訓達し、持久戦に入り、外勤者を隔日勤務に復し、内外勤の勤務監督を勵行するに至りしも、假廳舎の位置不便にして執務上幾多の困難を來せり、十月六日初音町の假設廳舎に移轉し、逐次内外勤の勤務別を爲し稍や舊體に復活せり。

二、部内人民の人命救助

激震と同時に管内到る所の家屋は倒壊し、屋内にありたるものは殆んど避難するの餘地なかりし爲、倒壊家屋の下敷となり救を求むるもの四方に續出し、加ふるに火災は八方に起り忽ちにして猛火は四方に延焼し

火焰に包まれ、肉親と雖之を顧みるの遑なき場合に遭遇したるか、其の間隣佑にして幸に逸早く屋外に避難し得たる者は克く自己の危険を顧みず、之等下敷となりたる者を救助したるもの尠ならず、又警察官に助力して人命救助に奔走したる者、若は避難場所にありて危険の切迫せるを見て勇敢にも死を決して一般避難者を救助したる者等、頗る多かりしも、一々其の事蹟と氏名とを挙げ得ざるを遺憾とす。

三、火災發生防止の處置

部内蓬萊町、姿見町、伊勢佐木町、福富町、吉田町の各方面に於ては、震災後十分位にして殆ど同時に火災の起れるを認め、署長は全署廳舎に隣接する第一消防署伊勢佐木出張所に消防唧筒急派を命すべく全所に至りたるに、出張所建物は伊勢佐木町署全棟第一震と共に倒潰し、消防車は倒潰建物により破壊され、水道は震災により破壊断水して給水を得る能はず、當時の状況は火災防止の處置として何等手の施すべき策なき状態にありて、遺憾ながら防止の處置を取ること能はざりき。

四、御滞在中の皇族貴顕の警戒

當署管内に在りては本項該當事項なし。

五、震災後に於ける幹部巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

震災當時より翌二日午前中に亘りて署長は全署焼跡附近に止り、吉田橋附近河川及緊留の船舶に避難せる罹災民の救済及陸上に於ける罹災民の救護に従事しつつありたるも、午後六時頃には危険を冒して部内一部

の焼跡巡視を爲し、久保山に至り參集せる署員を指揮し、櫻木町巡查派出所、井土ヶ谷町駐在所、庚耕地並に富士見耕地及弘明寺町駐在所の五ヶ所に警部補一名を監督者として特派し、各配置の場所及其の附近の巡視を爲さしめ、本署假事務所久保山に警部二名警部補一名外巡查部長等を配置し、管内罹災區域内を時々巡視を續行せしめ、署長亦隨時管内を巡視し、罹災民の救護及部内の警備に當れり。

六、糧食の應急的給與方法

震災當日震動の稍や止みたる際、民衆を指導して吉田橋下を漂流する小麥粉約六十俵を陸上けし置き、九月二日午前四時より署員を督勵して、全署焼跡前に於て該小麥粉を以て團子汁を作り、附近一帶に飢餓に倒れたる罹災者に之を少量つゝ給與し、僅かに飢餓を凌かしめて之を安全地帯に指導避難せしめたるか、一方久保山一帶の地に避難せる罹災民は全く飢餓に迫り、困憊の状態に在る報に接し残存の小麥粉を署員各自に背負はせ、之を久保山に送り、全所妙音寺境内に於て再び團子汁を供給して應急の救護を爲したりと雖、當時久保山一帶の避難民は約六、七萬人にして、糧食の應急的給與方法を講せむと欲したるも、當時部内には食糧絶え之を爲す能はず、署員の一部は篤志家より僅かの糧食を求め來り、罹災民中最も飢餓を訴ふる老幼婦女子等に少量つゝ給與せしか、多數の避難民は糧食と飲料水の缺乏に困窮の状態々加はるに依り、之等の者に對する配給方に關し、青年團、在郷軍人團を督勵し、署員と協力せしめ、供給に努めたるも、避難民の數著しく多かりし爲め均霑するに至らず、加ふるに管内には食糧の貯庫等一としてある所なく、久保山一帶の地

形は物資の運搬に不便なると、全所残存家屋にある青年團員の数少なく、又避難民中には勞役に耐ゆる者稀なるのみならず、震害に依り道路破壊し、運搬上極めて困難なりしと雖、馬力を徴發して青年團員有志及署員協力し、配給所より糧食の配給を受け、之を配給して一時多數の避難民を救濟したり。

七、傷病者の救護狀況

震災當時に在りては傷病者の救護頗る困難を感じ、久保山に於ける市の救護所に交渉して重傷病者の救護を受けしめたるも、一時の應急手當を施すに過ぎず、殊に負傷者に最も必要な繙帶の缺乏は著しき困難を感じ、古手拭下帶迄消毒して代用する有様にて、避難民中には傷病者を連行して郡部に避難するものも尠なからざる狀況なりしが、逐日救護所又は救護班の設置により、稍や傷病者の救護を講し得るに至れり、而して當事管内に於ける各所散在の避難民等の傷病者救護の場所は左の如し。

- (一) 櫻木町一丁目縣廳假事務所内神奈川縣救護所
- (二) 太田小學校内(久保山) 赤十字社岡山支部救護班
- (三) 南吉田町第一日枝小學校燒跡赤十字社香川支部救護班
- (四) 井土ヶ谷町山川樓内大阪府救護班
- (五) 井土ヶ谷町一〇三七福田利八方赤十字社岩手縣支部救護班
- (六) 私立平沼學校(久保山) 内長野縣東筑摩郡醫師會救護班

- (七) 機濱商業學校内赤十字社岡山支部救護班
- (八) 南太田町富士見耕地清水湯内香川縣救護班
- (九) 弘明寺一七八番地空地香川救護班
- (一〇) 南太田町鬼子母神山全所富士見耕地衛生組合救護班
- (一一) 久保山市救護所
- (一二) 櫻木町驛前空地渡邊病院救護班
- (一三) 日之出町一丁目バラック建物内神奈川縣救護班第五班
- (一四) 南太田町八四二番地赤十字社島根縣支部救護班
- (一五) 南太田町庚耕地市内岡野町濟生會病院救護所
- (一六) 日本橋際市電氣局出張所内日本橋救護所

以上の外開業醫中島泰治なる者縣より藥品の配給を受け傷病者の施療を爲したり、而して震災後各救護班に於て取扱たる傷病者人員は震災當時は一日約壹千六百人以上に達し、爾來漸次減少し、十月十五日の統計によれば其の數四百八十五人に減したり。

八、避難通過者の救護休憩所假泊所の設備及救護人員

震災當時及其の以降に於て避難通過者の最も雜踏を極めたるは櫻木町驛前にして、陸地交通機關杜絶の爲

め市内より東京方面に向け避難するもの、又は東京方面より海路を取り關西方面に避難する者日々幾萬なるを知らず、而して是等の避難者は罹災民として船車の無料券を得とし、若くは乗船地、船名、寄港地等を聞くべく間斷なく派出所に來訪し、派出所配置警察官は是等の避難者に對し指導を與ふるの傍ら通過中の傷病者に對しては假縣廳内の救護所に應急の手當を受けしめ又日没後に至りて宿泊所なく、且つ燒跡通行を氣遣ひ困難せるものに對しては櫻木町驛前電車停留場に殘存電車一臺ありたるを以て之を利用し、假泊せしめ、又は東横濱驛構内燒殘貨車内に假泊せしめたるものも尠なからざりしか、避難通過者中には夜間の通行を危険に感じ、派出所の附近を以て安全なりとし、全所派出所の周圍に露宿するものも多數ありたるに依り、夜間は特に巡邏を密にし、保護に努めたり、久保山、弘明寺井、土ヶ谷其他署員を配置せし方面に於ける避難通過者等にして傷病者ありたるときは、其の附近の救護班に連行し、應急手當を受けしめたる上、通過せしめたるも是等救護せし人員は殆ど計算するに違なかりしも、之を推算するときは五、六萬に達すへしと思料せらる。

當署管内は震災に因り主要の場所悉く燒失し、數萬の避難民を收容するに足る休憩所、又は假泊所を得るに由なきのみならず、是等の設備を爲すの餘地なく、僅に残存寺院、學校若くは民家等にして比較的廣き建造物、又は庭園等を所有する者に交渉して假泊所に充つる等、臨機應急的の救護を爲したり當時避難民の集團地にして救護せし場所及其の人員の概數左の如し。

罹災者集團地	避難民人員	備	考
久保山一帯	七、六五七	殘存校舍、寺院、民家、空地等ヲ含ム	
日枝神社境内及附近	三、八八〇	和田製材所内等ヲ含ム	
南太田町一帯	三、二七〇	横濱商業學校内、鬼子母神山境内、電車停留場附近ノ空地等ヲ含ム	
井土ヶ谷町	四、三〇〇		
弘明寺町	一、九〇〇		
東横濱驛構内貨車内	一、二〇〇		
計	二二、二〇七		

九、其他罹災者救護の一般狀況

罹災者は何れも物質及精神上に大の損害を蒙り、前途を悲觀する者も亦尠なからざるに際し、海嘯襲來の報傳へられ、或は朝鮮人に關する流言蜚語、若は刑務所解放囚人の來襲の流言傳へられ、戦々競々として不安の念に襲はれつゝあり、是等罹災者に對しては軍隊の來援、戒嚴令の施行、警察官吏の増員等に依り着々警備の實學ると共に糧食の配給適切に行なはるゝに至るや、人心漸く安定するに至れり依て更に警備を嚴にすると共に、青年團、在郷軍人分會又は有志團等の配給品分配の周到公平なるや、否やを時々調査監督し一面署員衛生係をして飲食物の取締を爲さしめ、兼て健康状態を視察し、若し傳染病の疑ある患者あるとき

は直ちに検診の上防疫上遺憾なきを期し、更に一面井土ヶ谷町、弘明寺町及日本橋派出所を検問所に充て舉動不審者の通行取締を嚴重に行ひ、夜間は震災に因り電燈の点火不能となりたる爲、高地一帯の残存家屋に於ては蠟燭を用ひ居れる爲め萬一失火の虞なしとせず、特に火氣取扱上の不注意なき様隨時注意を加る等極力救護上缺陷なきに努めたり。

第三節 戸部警察署

署長 警視 遠藤 至道

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

震災發生當時署長は事務打合の爲警察部に出頭し、此被害起り乙部當番大澤警部は直に出て、附近を見れば家屋殆ど倒潰せるを知り、急遽居合す署員に命じて直に人命の救助に向はしめたる内、平沼町三丁目二十四番地友田製藥工場に火災起るを認め、大澤警部は署員を率ひて防火に向ひたるか、當時倒潰家屋は殆ど道路を壅塞し、通行自由ならず、加之ならず火煙濛々として行進も亦意の如くならず、漸く現場に到着したるも震災に戦慄したる人民は只周章狼狽して防火策を講せず、然も水道は破裂して一滴の水を得る能はず空しく火勢の暴威に委するのみなり、辛して火中を遁れて平沼町三丁目に至れば、倒潰家屋に壓せられ居るものゝ家族等は救を求めて左右より縋り付きて放たず、依て附近民に協力を求め、大體の救護方針を授けつゝ、急き歸署したるに、警察署も亦危険に瀕せるを以て、留置人を釋放し、他の巡查には直に附近民の人命救助に

當らしめたるか、火災は刻々擴大し、交通機關は全く絶へ、最初第一消防署出動を爲したるも水道斷水して、此の利器を使用する能はず、僅に人力に依り防火中警察部長の命を傳へらる傳令來署し、非番員は公園地に參集すへしとのことなりしを以て、變に應じて續々出署する制服、私服の非番員を公園に參集すへきことを命じて之れに向はしめつゝある内、署長歸署し、茲に火災警防、人命救助の大體方針を定め、即ち部内を四方面に分ち、警部補以下を二、三人一組とし、極力消火及び人命救助に従事すへきを命じ、併せて大火災となるへき模様なるを以て其の方面に於て隨時臨機の處置に出でしむることとし、先づ其の風位地形等を考慮し、必要に應じ家屋を破壊して消防の方法を講すへきことを命じ、且つ會計、營業、庶務の巡查に對しては火災警察署を襲ふに至れば歸署し、以て重要書類の搬出をなすへきことを特命し、署前に於て諸般の指揮に當る、此の時西戸部縣廳官舎及其附近に於て人命救助及途中避難民に對し、避難地の指導をなして砂押、池ノ谷兩巡查を従へ來る江間警部（非番）の出署に會したるを以て願成寺方面の避難の指導及火災警防に努むへきことを命じて、直に急行せしめ、之れと前後して小川、遠藤兩警部補、國越、野澤、山田、三浦、鈴木、各巡查部長其の他署員等の何れも人命救助を終り、火災已に熾烈を極むるを以て更に命を受けん爲め一度歸署したるに依り、當時最も猛烈に延焼する塩田方面の火災警防に當らしめ、三浦部長に對しては願成寺方面鈴木部長に對しては御所山方面に於ける住民の避難指導に當らしむ、又甲部員福島巡查が其の下宿屋にて幼児を救はんとして屋根下に壓せられしと聞き、新井巡查に命じて引出の事に當らしめ、猛火は用捨もなく至

る處を舐め盡し、平戸橋通りを消火線としたる防火も効を奏せず、警察署は既に危殆に瀕し、此の中最初命を受けたる營業、會計、庶務係等を擔當する西室、關、門倉、桑名、高橋、後藤電話係濱村、衛生工場を擔任する新沼警部補等歸署し、已に延焼せる警察署内に入り、猛火を潜りて必死の活動をなし、臺帳類會計書類、庶務其他重要書類を搬出したる、之より先坂野部長は最初西戸部町縣廳官舎方面に人命救助に出動し、横濱驛方面の火災を顧慮して歸署したるを以て、同部長に來合せたる署員を附して横濱驛方面の火災の防止人命の救助其の他の事に當らしむ、午後四時半頃廳舎已に燒燼したるを以て、署長は署裏鐵道線路に警察署の事務を移したるも、火焰襲ひ來たりて永く止まる能はず、署長は飯塚巡查を從へ猶ほ延焼を退ふる藤棚方面に出發したるも、途中各所盛に延焼し、鐵道線路に接近する南側西戸部町、石崎、扇田、壺田の建物は燒燼し、北側平沼町尾張屋町之れ又燒失し、其の中間の鐵路は地盤已に熱し、兩側の燒燼する火焰は風と共に猛烈に襲ひ來り、焦さん斗りの火熱は呼吸を沮みたるも熱する火煙と奮闘し、約十丁迂回辛ふして藤棚に達す當時壺田方面の火災は北方より南方に次第に迫り、將に残存する西方藤棚久保町東方第一中學校に通する水道路南方西戸部字境の谷方面に延焼せむとす、此の地点若し襲はるゝに於ては幾萬の避難民の生命財産は之を保護し能はざるを看取し、死力を盡して延焼を防かんと欲し、防火を三方面に分つ、一面は坂下より東方坂上中學校及び南方境の谷方面に延焼せんとする火先、即ち西戸部町千三百九十三番地人力車營業鎌倉屋外一戸二棟を破壊せしめ、一面は西戸部町衛生組合事務所附近、一面は電車停留場附近とし、

西方藤棚久保町方面に延焼せんとする火先の破壊消防に當らしめ、小川、遠藤兩警部補、國越、山田、野澤三部長、其他多數巡查を指揮し、破壊消防と附近の池水井水を使用し、且多數附近民にも協力せしめ、必死猛火と戦ひしも、衛生組合事務所附近は火勢最も熾烈を極め、折柄の風勢に煽られ、第一線たる同所は遂に猛火の襲ふ處となり、第二線に退き西戸部町一千四百番地吉川愛親、山崎石五郎、岩田仙松、齋藤政吉、青柳六三郎の居住する五戸三棟を破壊せしめ、茲を先途と奮闘努力し、漸く一方の延焼を防ぎ、猶全町一千三百九十六番地菊地久米雄、西田綱雄、全町一千三百九十三番地大八木はるの三戸三棟を破壊し、一方中學校前道路に延焼せんとする前記人力車營業鎌倉屋及民家二棟の破壊消防に依て漸く効を奏し、火勢を殺ぐに至れり、一方横枕及願成寺附近及同寺も全燒し、署員は猶延焼物ある藤棚方面に第一中學校前水道路を辿りて次第に參集し警察力稍々充實するに至れりと、附近に僅かなから池水、井水等のありしを以て漸く延焼を防ぎ同地帯の安全を得せしめたり、之れと同時に各所に活動を繼續して藤棚に來たりたる江間警部は署長に會し大震災後の前後策に就き講究中、二日午前一時半頃一度鎮火の効を奏せし藤棚電車停留場際煙草荒物店岸本七藏方土藏より再發火したるも、署員及附近民相協力して之を消し止めたり。

此の際に於て各所に分遣活動せしめたる署員の報告を案するに、部内火災の終期は藤棚再度の火災を最後とし、次きは若尾邸に向ふ火先消止め、午後十一時西戸部町羽澤火先消止め、午後八時願成寺脇石原菊太郎方への火先消止め、午後七時半池の坂埋地火先消止め、午後七時南太田町霞耕地火先消止め、午後六時岡野

町女子師範學校再燃消止め、午後五時西戸部町變電所附近火先消止め等にして部内全部の火災は他に延焼の虞れなき「ライジンダサン」石油會社「スタンダード」石油會社の火災を除き、其の他は全部全く終熄を告げたり。

此日第一次の激震に襲はれし各戸は概ね午餐の卓に就きし際とて、或は箸を手にし、若くは飯を口にせし刹那なりしかは、署員の多數（特に非番員）は朝食さへ攝らざりし向もありたるべく飢渴交々迫る狀なるを察し混亂中炊き出しの計劃を樹て、藤棚巡査派出所詰杉山、落合の兩巡査に命し、西戸部町千四百三十番地篠田助次郎をして直ちに玄米數俵を提出せしめ、且つ之れか炊き出しに當らしめ、稻荷臺小學校、縣立横濱第一中學校方面に避難せし者に給し、一方久保町巡査駐在所詰渡邊巡査に命し、全地衛生組合等に協商せしめて久保町方面の避難民に對する炊き出しを爲さしめ、又た齋藤巡査をして三交青年會の炊き出しを督して境の谷方面避難者を救はしめ、何れも二日早朝より配給を開始し、之れか給與を受くる爲め避難民の蝟集雜踏を來たしたるも、夫々取締巡査を配置し、秩序を維持せしめたり。

警察署の焼け落ちたる後署長の所在を藤棚巡査派出所に移すや、直に假戸部警察署とし夫々部署を定め、先づ鈴木（繁）伊藤（俊）兩巡査をして部内被害の狀況等を警察部長に報告せしむべく出發せしめしか、兩巡査は火に遮きられて横濱驛前より歸所せしか、折柄渡邊巡査の報告にて長官夫人の稻荷臺山上に避難中なるを聞き、同巡査をして其附近の警戒に當らしめし際とて更らに鈴木巡査を勵まし、長官夫人の居所をも併

せ報告すべく、道を南太田方面に取らしめ、更に北村部長を追隨せしめたり、消防隊の外に避難民に對し、指導告知、迷兒保護、家財道具の拾得届出等を受付せしめしに、狹隘なる派出所は迷兒の泣聲と相和し、喧々囂々裡に夜を徹し幸に出頭するものには相當満足を與へしめ、殊に親族故舊の避難者を尋ねて其住所を問ふもの最も多數なるも、大震災の翌日個々の住所を知るべき術なかりしを以て、假警察署受付擔當の官井、鈴木兩部長に命し、避難者に其住所氏名を届出しむべき策を執らしむ、同部長等は詰員數名を避難民所在地に分派し、届出等の告示を掲示し、之れか臺帳を作製し、口頭を以て受理し、其の數一千九百二十世帯、人口九千五百人に達せり、之れか事務は最も多忙なりしか、其の効果は偉大にして遠く各地より訪問するものをして直ちに其所在を知らしめ、満足の結果を與へたり。

二日午前十時頃上田工場課長、草柳農務課長全伴にて戸部假警察署を訪ひ、保土ヶ谷方面より糧食を得たしとの協議を受け、即時鈴木、越川兩部長に四巡査を附し兩課長に隨行せしめ、所要の數を得て更らに之れか警戒に當り、以て縣廳方面及當署員等の急を救ひたり、全日正午に近き頃不逞鮮人各所に出没して井水に毒物を投入し、又は強奪、凌辱を逞ふするの報類々たるを以て、直ちに偵察隊を編成し、各方面に分派し實否を調査せしむるに、單に風説のみにして事實なかりしか、避難の婦女子は戦々競々とし、男子は極度に昂奮し、夫々自警團を組織し、戎兇器を携帯して之れに備へ、鮮人と見るや恰も仇敵の如く理非を辨せず、強制的に假警察署に同行し來り、其數愈々増加し、茲に於て専ら鮮人保護に當らざるへからざるに至りしを

以て署員に命じて、派出所裏消防器具置場に收容せしめ、激昂せる民衆は之に覺りて迫害を加へんとす、依つて事理を盡して緩和を講ずるも、群集中には多くの突飛漢ありて、警察官に於て鮮人を保護するは不都合なりと反對に警察官に肉迫するあり、之れか鎮定と鮮人保護は全く危険の状態なりしか、署長は事理を盡して鎮撫に努めたるも、鮮人數増加して收容不可能となるや、江間警部に命し、稻荷臺小學校々舎を借用方交渉せしめ、其快諾を得て署員をして校舎に收容の準備を命し、將に收容差支なきに至るに及、全校長より謝絶せられたるを以て更らに江間警部に命じて縣立第一中學校を檢分せしめ、保護警戒兼備の一室あるを發見したるを以て、校長に借用方交渉せしむるに、直に其快諾を受け速時鮮人を全校に移し、當時保護鮮人百數十名を算するに至り、二日薄暮よりは藤棚假警察署を第一中學校に移し、地形上同校は長き急坂を登らざるへからず、警察事務受付には甚た不適なるを以て庶務は便宜藤棚派出所に於て受理せしむるの方法を講し、全夜は鮮人室内保護を警部補遠藤育太郎に數名の巡查を附して之れに當らしめ、一方校舎の外圍も數名の巡查をして警戒に當らしめ、保護の全きを期したり。

二、部内人民の人命救助

大震災に際し署員は火防に避難民指導に奔走し、一方人命救助に従事し、其の救助せし人員は頗る多數に上るも、混雜中に屬するか故に其の救助せし悉皆の人員は判然せざるも、今明確になり居る少數の人員を擧ぐれば左の如し。

救助人員

二二四

壓死發掘數

四九

三、火災發生防止の處置

家屋の倒潰又は火器の轉覆等に因り震後火災の發生するもの頻々たるに際し、之を消止めんとするに消防器具は殆んど用を爲さず、水道は破裂して斷水し、井水は一部山地寄りの地に稀れに在るのみにして、運河沿ひの地以外に在りては水を得んとするも、殆んど不可能の状態に屬す、這裡に於ける防火の困難實に名狀し能はず、而して警察官が附近人民と協力して消止めたるもの約十ヶ所に上るも、其の後大火の爲に一齊に燒盡くされたるか、今火防の後殘存せる部分に就て略記すれば、

- (1)、震災後岡野町十五番地及十八番地の二ヶ所より發火し、附近なる縣立女子師範學校附屬小學校々舎に延燒するや馳付たる戸部署巡查は二、三の同僚と居住者と協力し、破壞消防に依りて辛くも功を奏し全校隣接女子師範學校及縣立高等女學校への延燒を防止し。
- (2)、南太田町霞耕地鐵温泉下方より發火し、谷間にして風を受くること強く、忽ち擴大せるか、全署巡查二名は人民を指揮して破壞消防に當り、一方人民をして一列縱隊を造り附近下水を汲取りて注水し、二時間餘を費やし、同地大部分の類燒を免れしめ。
- (3)、戸部町一丁目方面より西進せる火は伊勢町方面の火と合し、猛威を振ひて南進し、西戸部町羽澤部落の

入口を襲ひたる折柄戸部署鈴木巡查部長は、他の二巡查と居住民とを指揮して破壊消防に依り、同所に於て喰止めんとしたるも、矮屋櫛比し容易に効を奏せず、斯くする内火は別れて東進し、十全病院裏手舊野毛坂に延焼し、益々擴大し、到底手の施し様もなきを以て、羽澤部落のみは必ず之を喰止むべく奮闘し、全部落中央地下には税關山水道貯水池より剰水の流れ来る小溝あるを發見し、此の水を利用すると共に破壊消防にも努め、遂に克く全部落五百戸の消失を免れしめ。

(4) 老松町一丁目平沼久三郎邸は野毛坂の中途の一角を占むる廣大なる邸宅にして、四面より猛火を被り頗る危殆に瀕したるか、全邸は野毛坂方面には高き石垣を有し、構内は廣き庭園にして四圍に樹木繁茂せるか爲に、防火の助けとなりたる關係もありぬれども、全邸請願巡查森萬右衛門は全邸の雇人及全家を安全地帯と信じて逃込み來たりたる避難民を指揮し、屋上に上りて火粉を打拂ひ、一方邸内の下水を汲み來りて注水し、遂に克く防火の功を奏したる結果、震災直後全邸は横濱市十全病院の假病舎に充てられ、傷病者の治療救護に多大の便益を與へたり。

(5) 池の坂方面は西戸部通り方面より猛火の來襲を受けたるか、池の坂の舊灌漑用水池埋立跡は約二千坪を有し、此處には避難民雲集し居たるに全所真下迄燒け來り、盛に避難民の荷物に降り注ぎ危険切迫せる間全所方面の警戒従事中の警察官は避難民を指揮して池跡に接近せる家屋を破壊し、一方には池跡より土管を通して流出する水を利用して注水し、消火の功を奏し。

(6) 西戸部鹽田方面の火は南進して全町藤柳方面に向ひ、更に久保町水道路に延びんとするの形勢あり、此の火にして久保町方面に延焼せんか、保土ヶ谷地帯亦危険に瀕すへきを以て警戒中の警察官は之れを西戸部限り喰止めんとして水道路に接續せる人家を破壊し、完全に火歩を止め。

(7) 西戸部本通より進める火は願成寺方面に迫れるか、全寺境内には多數の避難民あり、更に全寺上方は縣立横濱第一中學校の高臺にして、此の方面には無數の避難民あり、若し願成寺一帯に移火せんか、中學校方面の安全期すへからざるを以て、警戒中の警察官は必死となりて避難民と協力し、全寺境内への延焼を防止せんと努力したるも、火勢猛烈にして遂に全寺は焼失するに至りたるも、而かも全寺限りに喰止めて、其れ以上に進まさらしめ。

(8) 西戸部町池の坂の南方には横濱税關官舎あり、第一號乃至第四號を通し總て二十五棟七十五戸の内僅かに二戸を餘して他は全部半潰、又は全潰せるか、震災直後官舎附近清水湯裏手より發したる火は風下に當る第一號及第二號官舎に延焼せり、當時此の方面の警戒に従事し居たる戸部署北野、鈴木兩巡查は附近住民と協力して破壊消防と地利とを利用し、火足を止めんと努力したる結果僅かに二戸延焼に止まり、之を防止し。

(9) 橋樹郡保土ヶ谷町帷子富士瓦斯紡績株式會社保土ヶ谷工場の原料置場及事務所より發火し、火勢猛烈にして手の下し様もなき有様なりしか、間もなく全町帷子九九四番地出繩始良方倒潰家屋に延焼せり若し

全所に於て喰ひ止め得ざらんか、全町帷子及山下一帯は灰燼に委するを免れざるを見て前記會社の火災消防に當り居たる全地駐在所足立巡査は附近住民を激勵し、漸くにして出繩方の延焼を喰止めたるに前記會社の倉庫及子守部屋を焼ける火は全町峰方面に接する物置へ延焼せんとす、一方該物置に移火せんか、峰一帯の延焼は免れざるに依り、死力を盡して破壊消防に努め、全社構内のみにて喰止め、消防の目的を達し。

- (10)、全町神戸大日本麥酒株式會社保土ヶ谷工場内の製壘工場に於ては製壘作業中工場倒潰せる爲火熱に依り直に火災を起したるを見て、全地警部補派出所廣澤警部補は直に部下の大塚巡査をして全工場に赴き、職工等を指揮して防火に當らしめ、工場内建物三棟を焼失せるのみにて他に延焼を免れしめ。
- (11)、久保町東洋麻糸紡績株式會社より發火し、全社工場を焼き、猛火は帷子川の對岸なる淺間町に延焼せり此の時に當り戸部署淺間町派出所詰須田巡査は附近住民を指揮し、全所蓮池の水を注ぎて防火に努め、淺間町細民部落への延焼を防ぎ其目的を達したり。

四、避難民の避難指導

震災起りて未だ火災の發生を見ざるに當りては西戸部町石崎、扇田邊に於ける避難民を一時東海道鐵道線路内に指導し、火災の起るに及びては此の方面の避難民を更に杉山神社境内、西戸部小學校庭内に指導し居たるか、總て伊勢町其の他諸方面に火災を見るに至りては、平沼方面の者は之を岡野町、淺間町方面の

安全地帯に、西戸部町より伊勢町方面の者は之れを西戸部町第一中學校方面より稻荷臺及久保山方面に指導し、花咲町及櫻木町方面の者は之を裏高島町方面の埋立地へ指導し、伊勢町一、二丁目戸部一、二丁目邊の者に對しては掃部山、伊勢山方面及水道山へ指導せり。

五、御滞在中の皇族貴顯の警戒

本項に該當の事項なし。

六、震災後に於ける幹部の巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

- (1)、震災時は署長の警察部に赴ける不在中に起りたるものにして、震災直後平沼方面に早くも火災の發生を見たるを以て大澤警部は不取敢此の方面に赴き、午後一時頃歸署したるに、折柄署長も警察部より歸署し更に署長の命を受け、伊勢町官舎方面に急行せんとしたるに、途中火災に遮きられ、大迂回を爲して漸く目的地近くまで進みたるも、既に全町は火災に圍繞せられて如何とも爲す能はざりし爲、直に引返し一本松方面を迂回し、避難民を指導しつゝ歸署し。
- (2)、當時非直にて在宅せし江間警部は震後附近に於て人命救助に従事中、折柄同様目的にて來會せる池の谷砂押兩巡査を指揮し、多數の人命救護を爲したる後出署し、更に署長の命を受けて西戸部杉山神社、西戸部小學校方面を巡視し兼ねて避難民の指導を爲し。
- (3)、之れと同時に警部補以下の幹部を數組に分ち、遠藤、小川警部補に巡査二、三名を附したる一組を西戸

- (4) 沼警部補の一組を櫻木、花咲町方面に竹澤警部補の一組を池の坂方面に派遣す。
- (5) 署長は警察署裏手に當る東海道鐵道線路内に在りて諸般の指揮を爲し居たるか、午後四時三十分頃警察署廳舎は既に焼燼し、線路内にも亦止まり難き状況に至りたるを以て、鐵道線路を辿りて藤棚巡査駐在所に到り、此を警察署假事務所と定め諸般の指揮を爲す。
- (6) 全日保土ヶ谷町警部補派出所詰廣澤警部補は全町内に於ける人命救助及防火の後全町を巡視し、各方面駐在巡査及教習巡査を指揮して諸般の防備を爲す。
- (7) 全夜八時部内の状況を横濱公園に在りと思はるゝ警察部長及知事に報告すべく命を受けたる北村巡査部長と鈴木巡査とは相前後して路を異にして出發したるか、途中幾度か猛火に進路を遮きられたるも、決死の勇を鼓して進み、全夜十二時遂に横濱公園に到達したるも、闇黒中に押合ふ數萬の避難民中に於ては容易に長官及警察部長を發見し得ず、已むなく加賀町署の飯倉巡査に託して歸署す。
- (8) 全夜十一時三十分大澤警部は官井巡査部長を従へ、橋樹郡保土ヶ谷町方面を巡視す。
- (9) 二日午前十時頃鮮人暴行の風説を開くや、其の眞偽は俄かに判斷し難きも、直に山田、國越兩巡査部長に命し久保山方面の巡視を爲さしめたるに、鮮人の影は之れを認めざるも、刀劍其他のものを携へたる

自警團の處々に徘徊せるを見受たるを以て、是等に輕舉妄動を戒め保土ヶ谷驛附近に於て鮮人十名の進退の窮し居たるを發見し、之れを假警察署事務所へ同行保護す。

- (10) 二日夜署長は大澤警部を従へ實彈獵銃を發射したる者ある、横濱第一中學校方面を巡視す。
- (11) 二日、三日に亘り丸西刑事巡査部長をして鮮人に對する流言蜚語の根據の調査に従事せしむ。
- (12) 三日江間警部、竹澤警部補をして多數燒死者を生したる西戸部町御所山及南太田天神坂に派遣し、狀況調査を爲さしむ。
- (13) 三日山田巡査部長をして巡査を率ひて管内燒失區域を巡視し、燒「トタン」類を以て假に西戸部巡査派出所外十ヶ所の巡査派出所を急造せしむ。
- (14) 二日夜より罹災民は焦土の上に燒「トタン」類を以て「バラック」を急造し始めたるを以て、竹澤警部補をして之か狀況を視察せしむ。
- (15) 四日午前六時より署長は江間警部、片倉巡査部長外傳令二名を従へ管内全部に亘り巡視を爲し、警戒、救護其の他に關し署員を督勵す。
- (16) 四日、五日に亘り新沼警部補を淺間町、保土ヶ谷町方面に派し、照明品在高を調査せしむ。

- (17) 五日山田警察部補をして各避難地を巡視せしめ、其の復命に依り配給計画を爲す。
- (18) 六日拂曉より署長は片倉巡查部長を従へ西戸部、伊勢町、保土ヶ谷町方面を巡視したる後午後二時櫻木町海外渡航者検査所に赴き、救護事務打合せに出席す。
- (19) 七日新沼警察部補をして各救護班を巡視し救護状況を實査せしむ。

七、糧食の應急的給與方法

九月一日激震に襲はれし際は各戸概ね午餐の卓に就きし頃なりしかは、其大部分は晝食も攝らざりしなるべく、何れも飢渴に迫るの狀なりしを以て、火災の終熄を告げたる午後七時半頃より署長は炊出しを講じ藤棚派出所詰杉山、落合兩巡查に命し、篤志者より玄米數俵を提供せしめ、之を炊きて稻荷臺小學校、縣立第一中學校方面に避難するものに給與し、一方久保町巡查駐在所渡邊巡查に命し、同地衛生組合に謀りて久保町方面の避難民に炊出を爲さしめ、又齋藤巡查をして三交青年會の炊出しを督し、境の谷方面避難者を救はしめ、何れも二日早朝より配給を開始し、之れか給與を受くる爲、避難民の雜踏を來たせしか、夫々巡查を派出し、秩序の維持に當らしめたり。

二日早朝の配給の如きは夜中の計劃にして、數萬の避難者に普及せしむるは至難の業に屬し、此の配給に洩れたるものなしとせず、二日には手願整ひ、支給の量も増すに至り、一方久保町水道路及保土ヶ谷方面の残存家屋地帯の米穀商に對し在米を時價を限定し、一人に少量つゝ販賣すへき様指示し、販賣取締のため巡

査を配置するの外、一般に普及の方法を執りて急に應せしめ、頗る効果を收め得たり、前項の外災害の急を見て糧米を提供したる篤志家少なからず、今其二、三を擧ぐれば、

- (1) 久保町二百九十番地木原たきは、久保町避難民の多數なるを見て之れに同情し、白米若干を二日早朝より炊き出して配給す。
- (2) 西戸部町百二十二番地加藤重利は池の坂埋地に避難し居りしか、多數避難民の一日晝食より一食も口にする能はざる窮狀に同情し十圓を以て白米を購入し、炊出をなし、同地避難民を救恤せり。
- (3) 淺間町五百八十番地宮崎清太郎、同町五百六十七番地北見六藏、同町四百十一番地本田利一、同町五百八十三番地會田忠治、西戸部町四百十六番地齋藤盛の五名は協同して同町罹災民に炊出しをなし、宮崎は玄米二十二俵、北見及本田は各玄米五俵、會田は醬油四斗樽三本、齋藤は味噌十八貫醬油四石を醸出し、二日早朝より青年會の手を経て救恤せり。

八、傷病者の救護状況

震災と同時に家屋墻塼の倒潰に依る負傷者は多大にして、己に當署に於ても震災後直ちに數名の負傷者を倒潰せざりし道場に收容し、糊帯其の他の應急救護に當り醫師は避難して其の所在を知るに由なく、之か救護方法に就ては最も考慮を費せしか、匆卒の際とて醫院藥品其の他の材料全く缺乏し、一時は之れか蒐集の方法もなかりき、而も此の救護の事たる寸時も忽緒に附すべからず、幸にも久保町方面にて避難誘導に當り居

りたる門馬巡査は空地に避難中の女醫園田茂子、看護婦伊能かく子外數名の看護婦の居合せたるを發見し、之に依頼して救護班を設立し、猶ほ當時教習生たりし齋藤、相澤、建部、宮下の四巡査同所にありしを以て、之を糾合し、直に活動を開始し、繙帶材料を蒐集し、醫師看護婦をして治療に當らしめ、門馬巡査は東奔西走藥品其の他の材料蒐集に當り茲に於て多數の負傷者を手當したるか、夕刻偶々海嘯來襲すへしとの流言起りたるを以て附近の高地西戸部町稻荷臺小學校に移り、婦人の腰巻を以て急造せし赤十字旗を樹て、戸部警察署救護班と名付けて一面には各避難地に救護班設置の事を宣傳し、晝夜兼行救護に當り、醫藥材料の如きは當時に於ては之を得るに困難なりしたため、遠く鶴見及東京に亘り之を蒐集し、九月九日縣救護班の所轄となる迄實に三千に垂んとする傷病者をを救護し、相當避難民に満足を與へたり。

本救護班は九日より濟生會病院に移り、當戸部警察署救護班の名を存し、盛んに救護に當り、十月四日恩賜財團濟生會直轄に移るや、社會館に轉し縣衛生課の指揮下に移せり、而して本救護班に最初より干與して力を致したるもの左の諸氏なりとす

南太田町濟生會分院長

園田茂子

横濱十全病院看護婦長

伊藤かく子

横濱市高島町縣立救護班

看護婦 坂本琴子

同 今井きぬ

同 井上いね

以上の外九月一日午後十一時より老松町平沼邸に十全病院の醫師三十名、看護婦七十三名を以て組織せる救護班を設け、一般救護に當り同日午後二時よりは當時火災を免れたる岡野町所在濟生會病院は同會醫員看護婦を以て一般罹災傷病者の救護に當り、西戸部町千四百〇四番地醫師宮下時造當三十五年は九月一日震災に家屋半潰せしも、火災に罹らざりしを以て、即日より自宅に存置せる藥品其の他の材料を使用し、無料を以て一般傷病者の治療に従事し、實費診療所は震災火災に罹り久保町四百一番地に避難し來たり、醫師渡邊與吉、石浦與作外三名及新谷藥劑師看護婦十名と共に救護班を作りて傷病者を救護し、西戸部町八百五十一番地醫師岡本粵朗は自家倒潰したるにも不拘、屋前に急造診療所を設け、九月一日より一般傷病者の救護に従事す。

以上當時の大體を記述せしものなるか、其の以後に於て設置せられたる救護班別表の如し。

傷病者救護状況附表

場所	救護部隊	期間	従業醫數	薬剤師數	看護婦數	其他
社會館	大阪醫科大學救護班第二班	自九月六日至九月十六日	醫學士 四	薬剤師 三	三	三
	第三班		一	八	四	
	滿鐵病院	自九月十二日至九月十四日	醫師 一	三	二	二
	廣島醫師會	自九月廿三日至九月廿八日	二	二	二	二
	廣島縣救護班					
保土ヶ谷町帷子山崎	岡山縣救護班第一隊	自九月七日至九月十四日	二	七	二	二
	第二隊	自九月十七日至九月二十日	四	二	二	二
伊勢山	鳥取縣救護班	自九月十七日至九月十九日	三	二	一	一
西平沼町小學校	長野縣上高井郡醫師會	自九月十四日至九月十九日	五	一	一	一
	醫師會 下水田郡	自九月十五日	四	一	一	一
	醫師會 東筑摩郡	自九月十七日	四	一	一	一
老松小學校	京都府救護班	自九月廿二日	三	二	一	一
	京都府救護班	自九月廿六日	二	二	二	二
保土ヶ谷小學校	岡山縣救護班	自十一月二日至十一月七日	三	二	一	一
	岡山縣救護班	自九月七日至九月十四日	二	三	二	二
	消防組員					一〇

九、避難通過者の救護休憩所、假泊所、の設備及救護人員

九月一日夜より東海道又は西戸部町藤棚方面を経て久保町を東海道に避難する者絡驛として絶えず、依て焼失を免れたる西戸部町一千五百六十四番地古澤久治郎方を解放せしめて休憩所に充て、更に西戸部町一千七百七十六番地寄席藤棚も焼失を免れたるを以て、應急修理を加へ避難民假泊所に充てたるか、宿泊者は最初二三十人に過ぎざりしも、日を経るに隨ひ漸次増加し、毎夜百人以上となり、當時宿泊所なかりし爲、遠方より親戚知友を訪ねて來たり宿所に窮するもの多かりしか、本設備に依り一般に多大の便益を與へたり。
 (一夜寝具を給し食事とも宿料十五錢)

場所	設備	期間	従業醫數	薬剤師數	看護婦數	其他
第一中學校	赤十字社神奈川縣奈良縣兩支部合同	自九月七日至九月十九日	四	書記 一	八	二
岡野町濟生會内	赤十字愛知支部	自九月七日	二	一	七	二
羽澤青年會	赤十字新潟支部	自九月八日	一	一	一	二
掃部山	恩賜財團濟生會	自九月六日	一	三	六	二
岡野町濟生會内	恩賜財團濟生會	自九月六日	一	三	一	二
老松町	十全病院	自九月一日	三〇	一	七	三
野澤別邸内	陸軍一等軍醫 根岸喜助	自九月四日	一	一	一	一

第四節 壽警察署

署長警視 長谷川啓三郎

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

- (1) 署員の配置は其當番員の配置を以て各々の責任區域と假定し、火災による燒失區域の詰員は非番員と合して残存家屋を有する中村町、堀内町、根岸町、瀧頭町、磯子町、蒔田町、大岡町方面に分屬せしめて遠隔の地には監督者を分派し、尙壽警察假本署を中心とし、附近の警戒等に當らしむ。
- (2) 署員に對する命令の統一を期せんとせば先づ警察本署の所在を明にし置くを要す、此点は最初より最も留意せり、されども當時交通は到る處杜絶して全管内に命令を傳へ、尙各方面の報告を聴取する事頗る困難を極めたれども、不取敢傳令及監督者を派して警察本署の所在を知らしめ、且各詰員は更に何分の命令ある迄各自の管轄内にありて自治的に最善を盡すべく命令す。
- (3) 署の應急的處置の配置命令は前記の如し、而して差當り第一に他の一切は捨て置くも全力を傾倒せざるへからざるは人命救助にして、就中燒死の感ある多衆を安全地域に誘導する事なり、第二は重要な警察文書の保全なりしも、當時は人命救助の急迫に追はれて警察官の身邊は救ひを求むる人々を以て包圍せられ、或は官服に縫り付き、此場合人命以外の財物に手を觸るゝを許さざる事情にあり、加ふるに横濱公園に非番員參集すへしとの命令は最も急迫の場合に警察力を停止せられ、前記二大應急處置計劃に

魁艦を來したるを遺憾とす。

二、部内人民の人命救助

全力を傾倒して倒潰家屋の下敷となりたる者を救ひ出し、尙火の爲に包圍せられて燒死するに心付かざる多衆民を極力安全地帯に避難せしむ。

三、火災發生防止上の處置

大震災に伴ふ火災は歴史上明なり、歐米の不燃質物建築國に於ても尙此災禍を蒙るを常とす、況んや木造を主とする我國に於ておや、果せる哉震災發生後數分にして己に火を發し、續々として當署管内より火を發すること實に三十八箇所、一面消防能力の關係を調査するに、水道は全く用を爲さず、又交通の杜絶によりて少數の残存消防器具も亦用を爲さず、發火の場所少き山手僻陬の地に於て地の利を利用して時々消防の効を收めたるものなきにあらざるも、下町殊に埋地七八ヶ町方面は全く放任の外なきの實況なり。

四、避難民の避難指導

既述の如し。

五、御滞在中の皇族貴顯の警戒

なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の狀況

幹部は出来得る限り部内を巡視し、勤務の監督及動靜の視察に努めたるも當初は如何せん、新聞紙片に報告書を認め居るの實況にして記録の存するものなく、数字的事項判明せず、警察事務稍々復活し、九月二十二日より勤務表によりて勤務するに至れり。

七、糧食の應急的給與の方法

頗る供給不充分を感ず、署員亦常に飢餓に瀕せり。

八、傷病者の救護状況

震災の當初は人と場所と材料の不足によりて殆んど救護の途なき有様なり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

具体的記述困難なり。

一〇、其の他罹災者救護の一般状況

震災の當初は各個人に於て或は各部落集團又は町内に於て青年會等の手により自治的に食糧其他を蒐集し辛ふして其日を過すの状況にして、公の機關による救護の途は殆んど絶無の有様なりき。

第五節 山手本町警察署 署長 警視 良田 麟 三

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

當署は第一回の強震の爲め倒潰し、在署員は避難の邊なくして階下或は二階に於て下敷となりし者多く、辛ふして遁れ出でたるも、約二十分の後署南方の外人住宅より火を發し、忽ち猛火に襲はるゝ虞あるを以て煉瓦の大破片其の他に挟まれたる署員を救助したるのみにて書類等を搬出すること能はず、負傷者を介抱しつゝ署在員は獨逸病院跡に避難したるか、時既に四方に猛火起りたる爲め、部内一般の状況を知るべく傳令を出さんと欲したるも出すことを得ず、午後に至り居合せたる署員に對し一時歸宿を許せり、而して各派出所に於ては獨斷の行動に依り罹災者の救助其の他の警戒取締を爲したるものにして別に命令を發せず、然れども署在員等か避難者を指導しつゝ山手公園に避難の後午後七時頃に至り、大部分の派出所より概況報告に接し、管内一般の模様を知るを得たり。

二、部内人民の人命救助

當署員の部内人命救助數左の如し。

警察官に於て救助したるもの

三六名

警察官人民に於て協力救助したるもの

一七名

三、火災發生防止上の處置

前記の如く第一回の地震後二十分間に於て、署の南方四十間位の外國人住宅より火を發し、南風に煽られ急速附近に延焼すべきを慮り、署構内の第二消防署器具置場よりホースを出し、署及其の附近の倒潰家屋に

注水せんとしたるも、水道破裂の爲め一滴の水をも得る能はず、其儘放任するの已む無き状態なりき。

四、避難民の避難指導

署所在地山手町方面は倒潰家屋頗る多く、隨て罹災者は驚愕の餘り度を失ひ、呆然として署附近に於ては代官坂上の十字路に蟬集するのみなりしか、前記署南方より發火せるものか急速延焼し、最も危険と認め其南方なる獨逸病院跡の空地か適當の避難地なるを以て、茲に指導して避難せしめたるか、午後三時頃及び千代崎町上野町方面より避難地方面に延焼し來り危険に瀕すへきを察し、更に山手公園に避難せしむ、一方署附近の櫻山ホテルの宿泊者及家人等は巡查山田虎一か指導し、山手公園に避難せしむ、尙負傷者は一般病院に收容せんとしたるも、是亦全潰したるを以て其目的を達すること能はざりき。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

當日は山手町を始めとして千代崎町、上野町、本牧町方面一帯か火災を起し、加ふるに午後九時頃迄は南風其の後は北風吹き廻り、到底巡視を爲すこと能はずして止み、翌二日各方面部長をして視察せしめたる結果の概況に基き三日以後五日迄は管内を第一第二方面に別ち、各方面警部を以て主任とし、各警部補以下をして附屬せしめたるに依り管内の状況を詳知するに至れり。

七、糧食の應急的給與方法

署に於て爲したるものなく、九月二日より各方面の自警團、或は救護團に於て在住民より糧米副食物の提供を受け炊出しを爲し、飢餓に苦めるもの給與せり、然れとも應急的に食料品を分配、或は給與せるものを認めず。

八、傷病者の救護状況

管内各醫師は自家の倒潰し、又は焼失の厄に會したるに不拘被害殘部の藥品を提供して傷病者救護の爲めに奮起し、個人として其半潰家屋を利用して救治に從事したるものに平原準一、樋口謹之、長坂準次郎等あり、救護所を設け救治に従事したる者に大村民藏、廣瀬彌作等あり、其の他日を逐ふて山口縣赤十字支部か大村民藏と合同し、名古屋市衛生課員か廣瀬彌作と合同し、其の他東養志丸か本牧町大島救護所に於て、細島新太郎か本牧町臺救護所に於て、佐久間進、山中敏恭は北方町救護所に於て専ら救治の衝に當り、次で長野縣赤十字新潟縣赤十字、静岡縣救護所等夫々救治に従事したるを以て當時藥品及其他の醫料品不足の憾ありたるも、負傷者は震災後日ならずして全治するの幸福を受けたり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

避難通過者に對しては各派出所の勤務巡查をして負傷ありと認むるものに就ては、最寄救護所を指示して治療を受けしめ、其の人員各醫師及救護所を通し約八千五百人に及ぶ、而して休憩所及假泊所の設備は之れ

を認めさりしも各救護團等に於て、或は食事を給し、或は最寄り避難所に(小學校等)に假泊せしめたる者ありも其の數を得る能はず

一〇、其の他罹災救護の一般狀況

各部落は九月二日頃より一齊に奮起し、糶米其の他の配給に當りたるものにして、其の名稱及狀況左の如し。

- (1)、根岸町五字救護團本部
團長遠藤吉五郎之れを統へ立野、鷺山、柏葉、麥田、竹ノ丸、鐵砲場等に各支部を設置せり。
- (2)、北方町外三ヶ所救護團本部
團長箕輪半藏之れを統へ泉、小港、竹ノ花、竹泉、竹上、上野町、千代崎町、天沼、諏訪町、西ノ谷に各支部を設置す
- (3)、本牧救護團本部
團長原富太郎之れを統へ間門、牛込、宮原、原矢、和田、池田、配郷、荒井、向に各支部を設置す。
- (4)、大島救護團本部
團長池田勝次郎之れを統へ、大島の全部を救護し、臺の一部箕輪の一部箕輪下の一部に及へり。
- (5)、山手青年會

會長篠原忠光之れを統へ、山手町一圓の救護に當れり。

- (6)、山元町、根岸衛生組合
組合長藤原萬太郎之れを統へ、山元町一、二丁目、相澤、猿田、江吾田、芝生、箕澤、西竹ノ丸に各支部を設置す。
- (7)、根岸町芝生自衛團
團長小川興一之れを統へ、芝生の全部を救護し、西芝生に支部を設置す。
- (8)、根岸町西部自衛團
團長清水清兵衛之れを統へ、字上、馬場、字下、字坂下、字堀割に各支部を設置す。
- (9)、瀧頭町衛生組合
組合長小島茂太郎之れを統へ、部内を六區に分割して配給手配を爲したり。
- (10)、加曾聯合自衛團
團長大久保興市之れを統へ、東、中村、瀧下、瀧の上、稻荷山に各支部を設置す。
以上列記の如くにして縣市より受けたる救護品は一旦各本部に於て受領し、更に其の支部に配分し以て各罹災者に給與したるものなり。

第六節 神奈川警察署

署長警視 木下 淳一

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

當日署員の配置は、高島町巡查派出所三人勤務の外署在、東神奈川驛前、神明町、新町、子安町、太田町、二ツ谷、反町、青木町の各巡查派出所は、各巡查二名勤務、新子安、東白樂、三ツ澤、大曾根、菊名、岸根、小机各巡查駐在所は、各巡查一名勤務にして、大震災後電話不通の爲め、在署の警部以下の監督者を各方面に派して、各配置員に對し、其の受持内に於ける人命救護、傷病者の救濟、火災豫防、防火災害の調査を命し、且つ非番員に、其の受持派出所、又は最寄緊要の場所に於て、前記事項に従事すべく、傳達方を命し置き、署として避難民の指導、防火、鎮火、及重要書類の搬出方に従事せり。

二、部内人民の人命救助

九月一日大震動の際、子安町三千二百五十六番地機關長山下忠藏當三十七年、及同居者石崎ふじ當二十七年か、其の住宅倒潰の際下敷となり居たるを、同日午後一時二十分頃、當署巡查保田喜代治か、子安町二千二百二十九番地人夫長田庄四郎當二十九年と、協力して屋根を破壊して救ひ出したる上、救護所に收容したるの外、神奈川町字平尾前二千五百十九番地福太郎長男間瀬健市當五年か、同字二千五百十四番地岩崎彦次郎の、木造二階建住家の倒潰したる爲め、其の下敷となり、頭部を壓せられ、死に瀕せるを、同日午後一時頃、巡視中の當署警部補大宮兵四郎、巡查中野信次か發見し、巡查部長青柳清次郎、巡查御澤金次郎と協力救ひ出し、神奈川町字仲木戸八百三十三番地關口正長方二階建、木造住宅倒潰したる爲め、戸主關口正長

當三十八年長男一郎當十二年、二男達朗當七年、三男長年當五年、長女千枝當二年か、其の下敷となり、悲鳴を擧げ居るを、同日午後一時頃、當署巡查大貫牧藏、大和田卯之吉か發見し、同町字御殿八百三十三番地處職鈴木豊吉當七十二年と協力して救ひ出し、更に神奈川町字九番町演藝館倒潰し、其の下敷となり、悲鳴を揚げつゝあるを、署長及隨行巡查川上力造駆け付け、巡查磯崎鐵藏外、附近住民と共に救ひ出したる外、屋根を破壊し約十名を救助し、尙新町より子安に至る間に於て、人民と協力救助したる者約二十名を算したるも、被救助者の住所氏名を知るに由なく、更に神奈川町字十番町矢島酒店の路次内に於て、同家家屋の爲めに押潰され、苦悶し居たるを、當署巡查磯崎鐵藏か發見し、障礙物を除去して救助し、更に子安町字大口千四百四十七番地奥平金太郎居宅倒潰したる爲め、奥平金太郎當六十四年、同ゆう當二十四年、同靜子當二年か、其の下敷となり、瀕死の状態に在るを、巡查三浦賢か發見して、子安町大口千四百四十七番地臼井金太郎と、協力して救助し、更に神奈川町字新町百八十六番地豆腐商渡邊金太郎居宅倒潰したる爲め、金太郎妻渡邊あき當三十三年、次女ちよ當九年の、二名か其の下敷となり、悲鳴を揚げ救を求めつゝあるを、當署巡查元木友吉か發見し、同町字新町九十九番地鈴木松五郎當五十一年と協力して、鋸鉋を以て障礙物を除去し兩人を救助したる外、管内全部に亘り、多數の人民を倒潰家屋内より救ひ出したるも之か詳記を略す。

三、火災發生防止上の處置

震後直に、管區巡查をして、火氣取扱ひ工場は勿論、一般民家に對し、速に火氣の消正方を告知せしめ、

井水の所在を知得する方法を講し、巡回を密にして火災の發生、及防止に備へ、將に火災を發生せんとしたるを防止したるもの數件あり、爲に當署部内は火災比較的少なりしを得たり。

四、避難民の避難指導

高島町、青木町字鶴屋町、上臺、下臺町、七軒町の一部の焼失地區の避難民を、神奈川高等女學校及高島山へ、神奈川町東海道筋の焼失地の避難民を、鐵道電車軌道内、橋本町鐵道貨物置場、神奈川驛前空地へ、同町字柳町、富家町、稻荷町、立町の焼失地區の避難民は、汽車、電車軌道及浦島山へ、子安町方面の焼失地區内の避難民は、子安町字溝下空地に、避難すべく指導したるものにして、當時其の指導の任に當りたる者は、其受持派出所、駐在所詰巡查を主として、巡視中の監督者之に従事したるものなり。

五、御滞在中の皇族及貴顯の警戒

皇族及貴顯の御滞在なし

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

震災後幹部は、事務に支障なき限り、市部に於て晝夜二回以上の巡視を無し、災害調査及其の應急的施設を要する事項を指示せり。

七、糧食の應急的給與方法

署内に於て九月二日より保護したる鮮人、及支那人四百餘人に對し當署に於て炊出を爲して食事を與へ避

難通過者の飢へたる者に對し、其の炊出したる食事を給與せるも其他は焼失區域比較的少なりしを以て、

一般に對しては糧食の供給を爲さず。

八、傷病者の救護状況

傷病者は、主として赤十字社神奈川支部救護班(神奈川町字御殿菅澤醫院)、神奈川縣救護班第一班(青木町字幸ヶ谷岩崎治郎吉方)同第二班(神奈川町字十番町金藏院)同第三班(同町字新町長延寺)第四班(同町平尾前俱樂部)第五班(子安町新子安加瀬藤吉方)に收容救護したるか其人員は、九月十日迄に約三千五百名に達したり。而して其の間青澤醫師外救護班員一同は頗る熱心に救護に従事せり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

避難通過者の救護として、署内に於て飢へたる者に炊出したる食事を與へ、渴したる者に水を與へ、神奈川高等女學校、署前、神奈川町字神明町神明社内、同町字新町長延寺内に、休憩所を設け、右長延寺及神奈川町字二ツ谷、縣立工業學校内に假泊所を設けたるか、救護人員約三千五百五十人に達せり。

一〇、其の他罹災者救護の一般状況

傷病者救護として前記の外、九月十三日より同月十七日迄、第十五師團救護班本部を、神奈川町字十番町金藏院内に置き、木下三等軍醫正以下七十九名之に當り、同九日より第十師團救護班本部を青木小學校内に置き、三等軍醫正加藤鏡吉以下五十名之に當り、同日山口縣救護班を(第一診療所)青木小學校内に置き、

山口縣衛生課長杉山四郎醫師以下藥劑師、看護婦、事務員等二十一名之に當り、更に九月十三日より同縣救護班第二診療所を、神奈川町字御殿花の屋料理店に置き、次て九月八日より、九月十九日迄、山形縣救護班（第十第十一班）を神奈川町字新町長延寺内に置き、醫師佐藤子之吉外十二名にて之に當りたるの外、第十五師團救護班支部、長野縣救護班、兵庫縣救護班本部、同縣支部を部内に置き、九月十五日よりは、協調會病院を、神奈川町字平尾前縣立工業學校裏に新築して、一般罹災傷病者の救護に従事せり、又震災當日より、青木町字七軒町本覺寺に於て、一般罹災民の爲め食事假泊所、救護事業を開始し、尙當警察署に於ては、九月三日より約一週間に亘り、郡部大綱村、城郷村、旭村方面より、一般罹災者に配給すべく寄贈せられたる野菜類の分配を爲せり。

第七節 横濱水上警察署 署長 警視 大川 重廣

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

震災發生するや、署長は直ちに署員に命じて火氣の始末、並に重要書類の搬出及留置人の解放を命じ、各派出所には特使を派して部内の警戒及救護方を命じたり（但し交通杜絶し命を傳ふるを得ざりしを遺憾とするも、各派出所當務員は夫々克く部内人民の避難地指導、又は警戒救助等に盡力したり）時に傳令あり、警察部長の命により署員を率ひて公園に集合せよと、依て二、三の署員を残して署在地の警戒救護に當らしめ

即時金警部以下十餘名の署員を隨へ公園に集合したり。

二、部内人民の人命救助

當管内の住民は常に移動的にして、之か取調に最も多くの日時と勞力（出港後にして入港後取調ふるに非されは不明のもの多し）とを要するか、其判明せるもの左の如し。

大阪商船株式會社ばりい丸

船長 今井 三二

外船員八十三名

大阪商船株式會社所有ろんさん丸

船長 神足 徳三郎

外船員八十一名

全 所有汽船湖南丸

船長 山本 善次郎

外船員四十九名

全 社横濱支店陸上勤務員

海務監督 近藤 復

外 七 名

全 社小蒸汽船櫻島丸

船長外船員五名

全 桂島丸

船長外船員五名

本市山下町ヘルム商會

船夫監督

間 邊 源 太 郎

外船夫六名

全 石川仲町五ノ一〇〇番地

棧橋繫船請負業

栗 原 啓 次 郎

外繫船々夫四名

全 山下町七番地東海汽船株式會社湊丸

横濱主任

濱 田 辰 郎

外小蒸汽船長乗組員其他十六名

東洋汽船株式會社これあ丸

船 長 渡 邊 嘉 也

外船員二十六名

三島丸丹後丸エンプレス、オプ、オーストラリヤ號アンドルレボン號賣永山丸以上は従事員不明、總計二百九十一名

右者何れも震災當時部内に在り、操船其他に従業中の處突發せる震災の爲め、棧橋の墜落船の燒失陸上よりの避難其他逃げ場を失して溺死、又は燒死せんとせるものゝ避難救助に盡したるものなり。
外に中華丸、日英丸、甲陽丸、富丸、明元丸、喜代丸、大進丸、帝海丸等あるも、人員方法は差當り不明に屬す。

三、火災發生防止上の處置

火災發生防止の處置主として屋内（船内）火氣の消火及船舶の避難延燒の一策としては、火災發生の船舶を沖に曳航放流等を爲す。

四、避難民の避難指導方法及之に従事したる警察官

小蒸汽船、小傳馬船等により本船、又は防波堤、或は港内、河川等にして安全地帯に繫泊せる船舶に避難せしむ、而して防波堤以下に避難せしめたるものは、更に本船に收容したり。

(1)、船名、巴里丸、倫敦丸、湖南丸、中華丸、日英丸、甲陽丸、富丸、明元丸、喜代丸、大進丸、帝海丸、

櫻島丸、桂島丸、これあ丸、三島丸、丹後丸、寶永山丸、エンプレスオアオーストラリヤ號、アンドル
レボン號、等は多數の罹災民を收容避難せしめ多大の活動を爲したり。

(2) 従事したる警察官

巡查部長牧野幾太郎、巡查山田秀作、巡查永井崇、巡查篠原福太郎、巡查加藤宇一郎、巡查楠庄七、
巡查佐藤慶七、巡查堀井政平、巡查山田巖、巡查肥田武、巡查部長富田倫三郎、巡查部長仁田萬等主と
して之に當れり。

五、御滞在中の皇族及貴顯の警戒

なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

震災翌二日直ちに警部金眞民、巡查部長牧野幾太郎に命じて部内の巡視を爲さしめたるも、當署の生命た
るへき船舟を焼燬せられたるため、歩行陸上より視察せざるへからざるの結果、活動意の如くならず、翌三
日に至り始めて一巡するを得たる状況なり。

七、糧食の應急的給與方法

本船に輸送し來れる糧米を各船に配給し、之を分與して一時の飢を凌かしむる程度なりき。

八、傷病者の救護状況

傷病者の救護に關しては、收容船舶の船醫又は船舶乗組員等に於て救護の任に當り、比較的良好なる成
績を挙げたり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

避難通過者に對しては、乗船すへき船舶の位置、發船時間乗船に關する注意を指示したり。

一〇、其他罹災者の救護の一般状況

救護せられたる罹災者は何れも本船の手厚き厚意を感謝し居れり、其他陸上より各地に向け避難民の輸送
出帆船の指導、告知等、相當保護の實績を挙げたり。

第八節 日下分署

署長 警部 菊地 重三郎

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

當署に於ける當時應急措置は甲部巡查部長一名を殘留せしめ、乙部巡查部長外一名をして海岸方面を巡視
せしめ、署長は巡查を隨へて、大岡川駐在所及同村永田火藥庫へ急遽出張し、火災の警戒、人命救助、餘震
の警戒を與へ、且つ各駐在所相互連絡を保つことを指示し、且つ罹災者に對する食料問題は村當局者と協議
し相互適當救濟の途を計るべきこと等を下命、夫々出動せり。

二、部内人民の人命救助

少数なる當署員にては、各村部落の人命救助は容易ならざるも、各駐在所は全部倒壊したるにも拘はらず能く部民と協力救助し、或は指揮し、東奔西走したるも部民の人命救助を爲したる者多数あり。

三、火災發生防止上の措置

震災と共に日下村役場倒壊し、火氣ありたるを以て或は大事に至るやの虞ある旨、同村長より急報に接し直ちに警鐘を亂打すると同時に、署長は現場に至りたるに既に猛火となり、近隣の者を指揮して防火に努めたるも、折柄の西南風激しく、一部の書類を出したるのみにして焼失せしも、消防組員等の出動に依りて鎮火せしめたり。

四、避難民の避難指導

罹災者一般に對しては餘震尙止まざる状況なるにより、居宅附近の空地に避難するを可なりと指導せるのみにて特記することなし。

五、御滞在中の皇族及滞在貴顕者

なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視

震災後直ちに前項(一)の通り午後一時より署長は日下村、大岡川村、同村永田火薬庫、巡查部長は海岸方面駐在所を巡視したるも、當日は火災の警戒、人命救助及施設計劃を各管區員に傳達したる大岡川村上大岡な

る鎌倉縣道沿ひは全部倒壊し、存残家屋殆んど少なき状況にあり、各倒壊家屋に付き壓者を救出したり、永田火薬庫は全部倒壊したるを以て、請願巡査をして倉庫主たる西村潤藏に急報し、應急措置(番人を附すべく)を講すべき旨下命す、日下村も倒壊家屋に壓せられたる者は一日中に救出を見たるも、當日は縣道沿ひの巡視に過ぎず、屏風浦村方面は家屋に壓せられたるものゝ人命救助は消防組員、青年會員、在郷軍人分會員を駐在員が指揮し、午後五時迄に救出し、壓死者、午後十時迄に措置せり、同村國道は午後四時頃横濱市方面より避難者散々伍々として入り來たりたるも、午後十時頃に至りては避難者の通行頻々となれり、九月二日未明署長は巡查部長を随へ海岸方面なる屏風浦、金澤村、六浦莊村の各村を巡視せり。

七、糧食の應急的給與の方法

震災に依り民心の動搖不安、恐怖は其極に達し、全く戦々恟々たるものあるを以て、先づ之を安定せしむるため、政府及當局の救濟施設の状況等を一般民に傳へむとするも、交通機關は全部破壊され、通信不能なるを以て時々巡査を横濱市に派し、縣廳假廳舎前等より揭示書(戒嚴令の公布、軍隊出動、賑恤金御下賜、救濟品到着等)を筆寫し來りて、之れを謄寫して部内糧食の場所に掲出宣傳したるため、人心稍々安堵し、漸次安定をなすに至れり、而して震災に依り移入杜絶の關係上、糧食問題は緊切なるも、管内各村は土地の状況により、或は業務の様相異り(日下村、大岡川村、農家多く、屏風浦、金澤、六浦莊の各村は農及漁業)各村當局者に協商するも、同一歩調に出する能はざるにより、此秋に於て應急的救濟の方法も亦た異なるに

依り、震災當時各管區巡查をして、糧食問題現下の最も緊切なる問題なるを以て土地の状況に應じ、適切な方法を講ずるは村當局及有力者と協商し、救済を講ずべき旨懇諭したるに、

(1)、日下村は部落十五區組合に常時分割し居るにより、各組合は貯藏米（玄米）の有らん限りを各自提供し而して移入開始を待つ可く自覺したるも、同村罹災者三千九百三十八名、及他管よりの避難者一千〇二十一名に達し、是等を救済するには貯藏米を以て充つるの外に途なし、然るに九月八日に至り第一回の配給米ありて辛ふして糊口を凌ぐに至れり。

(2)、大岡川村罹災者三千四百七十七名及横濱市に接續する關係上、震災後避難來住者二千〇九十八名に達し、是等を救済するには各字に區分するを可とし、而して各部落有力者は自己の貯藏米を、篤志商家も商品米を提供し、辛ふして第一回配給米期迄糊口を凌ぎ居れり。

(3)、金澤村は罹災民五千二百九十四名、他管よりの避難者二千六百六十四名、是等を救済するは頗る困難（内富岡谷津の兩部落は農家多く、貯藏米若干あり）にして宇洲崎の百七十三戸は一致團結して一家族的とし、先づ寄附金を募集し、（部落内）之れによりて他部落にて玄米を購求し糊口を凌ぎたる等、他各部落も貯藏玄米に依りて、糊口を凌ぎたる状況にあり。

(4)、屏風浦村は村當局と協商したるに、此秋に當りては農家の在米に依るの外途なきにより、不取敢在米調査に着手したるに、罹災民避難者を合せ四千五百三十五名を救済するに、尙ほ九月十日迄維持するに過

きさるも、九月八日に至り第一回の配給米ありて民心安堵せり。

(5)、六浦莊村は震災あるや、直に村内貯藏米の調査に着手し、一面絶對移出を防ぎ、配給米ありたる以前を辛ふして罹災者四千三百三名、避難者一千二百十名を救済するに至れり。

八、傷病者の救護状況

各管區員に對し傷病者の救護に關しては此際醫師の盡瘁に依るの外途なきを以て、協力救済すべきを下命したるに其状況左の如し

(1)、大岡川村醫師朝倉強治及朝倉卓の兩名は同病院は震災により全潰となり、朝倉強治は家屋倒壊し、壓せられ輕傷を負ひたるも、即時九月中無料診断を表示し、（病室一棟半潰の場所にて）ために横濱市大岡川町、蒔田町、南太田町の各醫師が火災に罹り、治療不能により傷病者續々來診し、加之日下、大岡川の兩村並に鎌倉郡永野村の村醫たるの關係上、震災後七日間位は一日實に二百名の患者に對し、同家は擧つて救護に従事し、九月一日より同三十日迄に至る間、傷、病者の延人員三千百五十三人に及び、一般部民が同醫師の恩恵を叫びつゝあり。

(2)、屏風浦村醫師渡邊彌一方は僅かに傾斜したるに過ぎざるにより、直ちに傷病者救護に着手し、屏風浦村及金澤村字富岡は同人が來往診斷等晝夜の別無く治療に従事し、傷病者を合せて患者八十名、延數七百六十七名を無料診断せり。（九月一日より全三十日迄）

- (3) 金澤村醫師青木巽は震災當時直ちに傷病者の診断に着手し、應急處置を爲し、傷病者七十五名の内重傷者十五名あり、専心診療に努め、其の延人員六百五十名にして、九月一日より全三十日迄無料診療す。
- (4) 金澤村醫師上村勇夫居宅は震災に依り全潰したるにも拘はらず、直に救済に従事し、傷病者の數七十人延數六百五十人にして、九月一日より同三十日迄無料診断せり。
- (5) 六浦莊村醫師田中惟一(田中病院)病院は花柳病患者を入院治療しつゝ來りたるも、震災當時八名の入院患者ありたるも、何れも歩行に支障なきに依り歸宅せしむると同時に罹災傷病者を運搬治療し、重傷者十一名は入院治療し、輕傷者を合せ震災當時七十三名に及ひたるも次第に減少し、九月一日より同三十日に至る傷病者無料診断其延數一千五百三十六名に達せり。
- (6) 六浦莊村醫師島倉良久は重傷者を田中病院へ收容せしめたるも、輕傷者救治に従事し、三十二名其延數二百十七名來往治療に従事し、九月一日より同三十日に至る無料診断とす。

第九節 戸塚警察署

署長 警部 竹田 津 一 二

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

當署々在員は警部補以下九名の少數なるに、警部補は倒潰家屋の下敷となり、小使亦壓死を遂げ、加ふるに署員の少數なるに比し、戸塚町區域比較的廣汎なる爲め署員の配置に苦心したるも、第一着手として拘留

囚の救助を謀り、且つ直ちに有り合せの用紙と墨とによりて火災豫防の宣傳文を書かしめ、之れを署員各自に携行貼付せしめ、周知に努めたり。

二、部内人民の人命救助

火防に次て人命の救助を命したる結果、巡查小川門治か、戸塚町吉田五十五番地福壽勝太郎雇人松本義雄(當十三年)を救助したるを初めとし、他署員も亦町民と協力し、人命の救助に努め、多數の人命を救助せり。

三、火災發生防止上の處置

中和田村中田八一一番地農青木銀藏及全村和泉安西辰五郎の兩家は、養蠶室の燬火のため家屋倒潰と全時に outbreak したるも、附近の農家何れも倒潰し、且つ餘震甚たしきたため消火に全力を注ぐことを得ざりし結果、自然の消火に委したるの状況にあり。

而して全村持田製糸工場も、家屋倒潰と同時に工場脇炊事場より發火したるも、何れも餘震の強烈なるに戦慄し、充分の消火をなし能はずして工場全部を焼失するに至りしものなり、然れとも本郷村桂六八一番地農關ユク(當五十三年)方に於ても家屋倒潰と全時に炊事場より發火し、大事に至らんとするを巡回中の巡查吉岡富藏之れを發見し、附近に避難中の高田音松外四名を督勵し、消防に努むると共に、其家屋の下敷となり居れる關ユク外四名を救助することを得たり。

四、避難民の指導

何れも避難に不便の地なきを以て指導せず。

五、御滞在中皇族及貴顯の警戒

該當事項なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視

當署は幹部として署長、警部補、巡查部長各一名なるに警部補一名負傷休養せるため、二名の幹部のみにては克く大小突發事件の處置に忙殺せられ、震災當日は到底部内を巡視するの餘裕なく、翌二日に至り巡查部長をして大正村、川上村等を巡視せしめたるに、大正村を通する國道松並木は道路上に倒れ居りて、避難者の通行頗る困難の状態にあり、而して川上村方面も亦道路の龜裂甚敷應急修覆の要ある趣の報告に接す就中戸塚厚木間縣道中、戸塚町の北端に位する隧道の兩口崩壊し、交通全く杜絶したるを以て即時迂迴道路の標識を建て避難民の便に供す。

七、糧食の應急的給與方法

各村落に於ては有志の寄附に依り糧食を給與しつつありしも、戸塚町に於ては町長壓死を遂けたるため、應急的給與方法としての具體的立案なく、爲めに警察署長、郡長等協議を爲し、町會議員等を招集し、以て應急の炊出し等を爲し一時を救濟せり。

八、傷病者の救護狀況

當町住民は勿論、避難者中の傷病者多数にて到底傍觀するに忍びず、爲に當町青年團員主催の下に救護班を組織し、醫師一名、看護助手三名をして應急手當に従事せしめたるも、九月二日三日の兩日にして藥品其他の材料に缺乏を生じ、兩日間に延人員百八十名の救護を爲したるのみにて、中止するの止むなきに至り、越えて六日より十九日迄十四日間更に醫師三名、藥劑師一名、看護婦五名より成る救護班を設け、外來患者延人員千百十九名の救護をなす。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

當町は幸にして火災なかりしも、地震に依る被害甚大にして、残存せる家屋殆んどなく、唯半潰家屋にして、雨露を凌ぐに足るへき戸塚町旭町附近の料理店三戸及停車場上屋下待合所ありしを以て、之を避難通過者の假泊所と定め、九月中は平均一日約二百五十名を收容救護せり。

第十節 鎌倉警察署

署長警部 加藤 助 七

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

本署に於ては本署詰の署員全部を召集し、各派出所には其受持非番員全部を召集し各服務せしめ、各駐在所は其受持部内其備駐在せしめ、應急處置に當らしめたり。

署員に對しては廳舎倒潰の危険ありたるを以て留置人を解放し、署前の松林に避難せしむると共に、署員一般に人命救助、負傷者の救護、火災防止の爲に撤水方を命じ、午後二時狀況報告の爲め署員二名を警察部に急派し、次で町役場と協議して町内在米を調査し、買上を行ひ、町内數ヶ所に於て炊出しを行ひ、罹災者の救助に當り、一方被害調査用紙及檢視調書用紙を印刷配布して之を調査に當らしめたり。

二、部内人民の人命救助

其の主なるものを擧ぐれば左記の通り。

賀陽宮 大妃殿下

大妃殿下には本年七月以來山階宮御別邸に御滞在遊はされ居たりし處、家屋倒壊其下敷とならせられ居たりしを、署長巡查及人民と協力御救助申上げたり、

公爵 松方正義

松方公爵には之亦家屋の下敷となりたるを、當時警備中の巡查數名にて協力救助せり。

三、火災發生防止上の處置

火災發生防止として各戸の竈及火氣ある個所に撤水せしめ、火災發生後は警鐘を亂打して消防を召集協力消火に努力せり。

四、避難民の避難指導

鎌倉町雪下小町西御門方面の避難民に對しては、雪下鶴ヶ岡八幡宮境内及縣道沿の松林に大町の一部、扇ヶ谷方面は鎌倉町御用邸に、大町佐助ヶ谷畑地大町一部は妙本寺境内に、亂橋材木座方面は光明寺境内及附近空地に、長谷方面は大佛境内に、坂の下は權五郎神社境内に避難せしめ、又他方面に避難する者は海軍と聯絡し、軍艦拔錨時間を諸所に掲示し指導せり。

其他の村落に於ては別に指導を要せず避難せり。

五、御滞中皇族、貴顯の警戒

山階宮妃殿下 賀陽宮大妃殿下 山階宮殿下には一日夜鎌倉御用邸廣庭に御避難あらせられたるを以て、署長以下署員に於て警衛に申上げたるか、何等御異狀なく三殿下共同月十六日御歸京相成りたり。

片瀬山本別荘に御滞在中なりし 伏見宮博英王殿下には、同夜は片瀬小學校々庭のバラックに御避難遊はされたるを以て同所に於て、當署員徹宵警衛申上げ、更に同月三日より片瀬一千七百六十一番地濱野三五郎所有別荘に御避難遊はされたるを以て、受持駐在巡查をして之を御警衛に當らしめたるか、何等異狀なく九月八日江ノ島より颶風海風に御乗艦の上御歸京相成りたり。

松方公爵には震災負傷後扇ヶ谷川上直之助別荘に避難せるを以て、引續き署員をして警備せしめたるか、其間異狀なく負傷全治し、同月二十六日歸京せられたり。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視及巡視員の急派月日及其の狀況

震災當日署長は不取敢各官殿下の御機嫌を奉伺御救助申上げたる上、鎌倉御用邸及材木座伏見宮御別邸並松方公邸を巡視し、又警部補有安俊平をして片瀬御滞在中なりし伏見宮博英王殿下の、御機嫌奉伺片瀬越川口、村岡深澤方面の各駐在所を巡視せしめ、又巡査部長一名をして小坂村、玉繩村の各村を巡視せしめて状況を徴し、翌朝署長は鎌倉町長と同道して町内洩れなく巡視して救助及警戒の施設計畫を樹て、其後は署長及監督者を通して二日に一回位各駐在所を巡視せり。

七、糧食の應急的給與方法

鎌倉町役場と協商し、不取敢米穀商より米を買上げ、當日午後三時より炊出しを開始し、罹災者に給與すると共に、署員に對しては署長に於て持合せの白米を取寄せて握飯を與へ、一方縣に對し糧食輸送方を請求せるか、其地に於て處置すへしとのことなりしを以て町吏員及署員と部署を定めて在米高を調査蒐集すると共に、一方町長は驛長に交渉して在庫品の融通及横須賀海軍鎮守府の援助を乞ひ、相當多額の糧食を得て應急給與せり。

八、傷病者の救護狀況

鎌倉町震災當日當署勤務衛生技手石崎治郎は藥品を携帶、傷病者を巡回治療し、又鎌倉醫師會員を説きて巡回診療に従事せしめ、又當署に衛生材料を準備し、希望者に施與せるか、同月四日鎌倉町醫師會に於て救護班を組織し、長谷二五〇番地諸戸別荘に本部を置き、巡回診療班四隊を設け、各町内を巡回診療に従事し

其後九月七日日本赤十字社栃木縣支部より醫師及看護婦等數名來着、前記醫師會と協力診療に従事し、又一方横須賀海軍側より軍醫其他來着鎌倉停車場に於て診療に従事せるか、同月九日第七師團衛生隊三等軍醫正以下八十名來着と同時に栃木支部は引揚げ、其後は醫師會と衛生隊協力之に従事し、傷病者稍減したるか同月二十七日陸軍衛生隊は引上げ、鎌倉醫師會救護班も亦解散し、從前通り一般診療に従事し、其後日本赤十字社廣島縣支部及山口縣支部に於て残留診療せり、然して一方京都醫科大學救護班は十月十日より來鎌救護に従事し、同月二十四日引上げ歸還せり。

腰越村及川口村兩村に對しては不取敢應急處置として腰越津村潮南看護婦會佐久良千代を總應し、同員四名を二組に分ち巡回手當を施さしめたるか、千葉醫科大學長醫學博士三輪德寛以下醫師二名、看護婦四名、事務員五名同村は藥種商重久申太郎と協同し、片瀬電車停留場に於て同月十日迄一般診療に従事せり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

避難通過者にして食料なきものは役場より握飯を施與せしめ、鎌倉驛を假泊所に宛て又大船驛は列車内を假泊所に充てたり。

其人員は鎌倉町に於て九月二十日頃迄毎日百名位、大船驛は毎夜五百名に上れり。

一〇、其他罹災者救護一般狀況

九月四日より海軍に於て軍艦輸送を開始せるを以て、日々の時間を諸所に掲示して引揚者の利便に供し、又傳染病豫防の方法として患者發生の個所を一般に周知せしむる爲、特別立札を爲し、その他、他方面の情報ある毎に一般に掲示し、又は新法令の發布等一々周知せしむるの手段を執りたり。

第十一節 横須賀警察署

署長 警視 鈴木章太郎

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

全署員を總動員し、内動巡查を一部本署に残留せしめ、其の他は悉く市内の各部署に配置し、人命の救助並に民衆を適處に避難せしむることを命ずるの外、消防夫並に部民を激勵し、火災消防に任し、瓦斯會社の貯藏瓦斯タンクの破壊、本署重要書類の搬出、拘留囚の諭示解放、危険地域の交通止、其他警邏巡察を督勵し、臨機各種取締を命じ、尙ほ高等係をして鮮人を不入斗重砲兵聯隊に保護收容せしめ、陸海軍當局と各種罹災救護に關する協議を爲し、相協力して災害救助に努めたり。

二、部内人民の人命救助

人命救助にして判明せるもの左の如し。

(一)、警察官

警部補赤松萬太郎以下二十一名の救助したるもの四十九名

(二)、陸海軍々人

重砲兵聯隊特務曹長倉田佐市以下二百六十五名の救助したるもの六十七名。

(三)、人 民

横須賀市若松二十二番地山口茂光以下五十七名の救助したるもの五十五名

三、火災發生防止の處置

消防夫及民衆を督勵し消防に努む、然るに火勢猛烈にして、而も各消防機械は破壊し、加ふるに水道は缺潰の爲め斷水して全く機械力に依る消防は不能となり、故に止むを得ず破壊消防を執行し、以て漸く消防の功果を収めたるか、當時倒潰家屋多く、且つ烈風なりしたため市の大半を灰燼に歸せり。

四、避難民の避難指導

家屋其他の建造物は倒壊し、猛烈なる火災は各所に發生し、其の混亂は名狀する能はず、之れにより緊急の措置として民衆避難の適地と認むる不入斗練兵場、或は要塞司令部、陸軍衛戍病院、龍本寺、諏訪公園、其他空地の避難地を指示し、一般民衆の避難に努めたり。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日其の狀況

非常災害の結果民衆の異動夥しく、從て配置個所の變更を爲し、而も監督者の巡視を嚴密にし、殊に夜間の巡視度數を増加し、各種取締を勵行す、而して鮮人襲來其の他の流言蜚語の鎮壓として罹災民の救護所、又は避難所に特派し、之か虚報の諒解に當らしめたる結果、刑事上其他の重要な偶發事件の發生を見ざりき。

七、糧食の應急的給與方法

二日鎮守府、市役所、憲兵隊、警察署と聯合救護團を設け市内米穀商より食糧を徵發し、市内各部會に避難民の數を計上せしめて食糧を配分し、各部會に於て炊出しを爲さしめたり。

八、傷病者の救護狀況

陸軍衛戍病院、海軍病院燒跡、海軍機關學校、汐入小學校、大瀧埋立地、良長院等避難民多數集合する箇所には療養所を設け海軍々醫専ら其の任に當り、重傷者五十三名は陸軍衛戍病院に收容したり、後ち數日を經て新潟縣救護班の來るあり、依て之を二部に分ち、傷病者の手當を爲し、又普通患者の應急治療をなしたり、市開業醫は一、二を除く外何れも罹災せる爲更に活動するものなかりしは遺憾なり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

特設假泊所の設備なし、他地方より避難通過者十數名に對し本署に假泊せしめたるのみ。

一〇、其の他罹災救護の一般狀況

民心の安靜を期し専ら治安保持すべく各所に取締事項を告示し、殊に鮮人の襲來其他流言蜚語の打消に努め、不正商行為の警告、又は摘發、檢舉等の周知を爲して一般を警戒し、或は飲用水の補給困難に在るを以て各個人の占有井戸の解放を督勵し、衛生班を組織して患者の應急手當を爲さしむるの外、各種の衛生施設を督勵し、其他交通路の整備、或は危険物の除去を爲し、各種取締を勵行せり。

第十二節 浦賀警察分署

署長 警部 松崎 鶴次郎

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

此の未曾有の震災突發すると同時に當署は特使を急派し、非番巡查の非常召集を行ふと共に署員に對し此の危機に臨み、剛毅沈着各自身命を賭して其責を全ふすべしと督勵し、各管區員は夫々受持區域に、又内勤特務巡查は署内及署所在地に於て人命救助、傷病者の應急手當、罹災者に對する避難所の指導並に火災盜難の警防等に全力を注ぎて各自其任務に服し、署長自ら陣頭に立ち夫々署員を指揮し、迅速諸般の處置をなしたり。

更に當時當署に於ては震災に際し、其の應急的處置として傷病者救護の目的を以て救護治療の材料を蒐集し、醫師を督勵し、共に出勤し、以て傷病者の巡回救護に當らしめ、同時に當署裏庭を救護所に充て負傷者の應急治療をなし、且つ震災に伴ふ火災の發生を豫期し、之か防火の爲震災突發と同時に消防組員の出勤を促し

要所に消防用具及唧筒の配置をなし、以て有事に備へたり。

二、部内人民の人命救助

震災時に於て署員を督勵し、人命救助に當りたる結果、罹災民にして老幼婦女子が避難の途を失ひ、悲鳴を揚げ、救を求むるもの等幾多人命を救護したるもの尠からすと雖も、就中部内全般に涉り倒潰家屋等の下敷となり、或は崖地陥落崩潰に依り重傷を負ひ、又は瀕死の状態に陥りたる遭難者をして署員自ら救護し、又は他を督して共に是等の人命を救助したるもの、其數實に百七十餘名の多きに達せり。

三、火災發生防止上の處置

震災突發約三十分後餘震頻々尙止まず、幾多避難民の呻き叫ぶ聲未だ消へざる間に浦賀町荒巻雜貨商相澤文吉方より出火し、見る見る黒煙濛々として立昇り、剩さへ南西の風吹き荒み、忽ち大事に至らんとせしを以て、當署は既に出動準備を爲し置きたる當署構内備付の二十馬力瓦斯唧筒を搬出し、署員を擧げて防火に努めたる結果、辛ふして該區域の一帶を消火し得るの域に達したる折、又同日午後一時三十分頃浦賀船渠會社鑄造及材料工場内の二ヶ所より出火したる爲、忽ち全工場内に燃へ廣かり焔々たる猛火は大建築物を一紙りにし、火勢益々猛威を極め更に火は烈風に煽ふられ、忽ち東海岸に面する全町大ヶ谷に飛火し、更に築地新町に移り遂に約五十戸を焼燼し、尙ほ全町芝生に延焼せんとするの危急に臨み、署長は署員を隨へ現場に出動して消防組員附近の住民を督し、常に陣頭に立ち數時間に涉る大活動の結果、其の延焼を阻止し辛くも東岸

は芝生橋の地點に於て防火し、西岸全町谷戸荒巻の一部を焼燼し、當署前道路を挟みて防火するに至りしも遂に六十戸を烏有に歸したり。

四、避難民の避難指導方法及之に従事したる警察官

震災時避難の途を失ひ、呻き叫ぶ老幼婦女及一般避難民に對しては避難地として最も安全適切なる地域を選定し、署所在地東海岸にありては大ヶ谷乘誓寺境内及全町海岸に面したる山上の一帶に避難せしめ、又西海岸にありては荒巻遊廓前廣場及遊廓裏山上及芝生小學校々庭、或は高坂小學校敷地等隨時隨所に安全地域を選定し、夫々避難せしめ、尙ほ各駐在所管區内にありては臨機何れも適當なる避難地區を選定し、専ら全署員を擧て避難民の救護指導に努めたり。

五、御滯在中の皇族、貴顯の警戒

該當事項なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員急派月日及其の狀況

震災後警察署員及各駐在所管區員は震災時に於ける應急措置を施したる後、機を失せず何れも危険を冒して當署に出頭したるより、管内一般の概況を察知するを得たり、依て當署は九月一日中特務巡查を横須賀に急派し、以て電報、電話其の他の方法に依り慘害状況を警察部に報告すべく手配したるも、交通機關全部不通の爲め之か遂行を爲す能はず、依て更に九月二日特命して巡查部長を警察部に出頭せしめ、以て部内の概

況を報告し、尙署長は巡查部長を随へ署所在地に於ける被害状況及避難場所等を巡視し、専ら罹災民を慰問し、又九月三日は署長は巡查部長を随へ全管内を一巡し、其の被害其の他一般の状況を視察し、次て九月六日再び巡查部長を随へ詳細に被害状況を視察し、以來數次部内状況を視察して震災後諸般の施設を督勵したり。

七、糧食の應急的給與方法

震災突發と全時に各所に於ける避難者に對し、當署は關係町村役場と協力して炊出しを計劃し、九月一日より各所に分區して之を實行し、握飯を一般避難民に配給し、一時の危急を救ひたり。

八、傷病者の救護状況

當署管内に於ける開業醫を督勵出動せしめ、以て署員と協力、巡回救護班を設け、傷病者の施療救護に努むると共に、一面浦賀町に出張中の海軍艦裝艦長と協定し、九月二日より重傷者の收容所を假設し、軍醫及看護手により夫々施療、救護の實を擧げたり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

罹災地より避難し來たる者にして糧食に缺乏し、或は土地不案内にして通行危険と認めたるものに對しては糧食を給與し、或は署員をして安全地帯に誘導せしめ、或は疲勞し歩行困難、又は夜間假泊を請ふものあるときは當署階上に假泊せしめたるか、此の人員男女を通し百五十名に達せり。

一〇、其他罹災者救護の一般状況

各所に收容又は避難しつつある傷病者の所在及其の數を調査し、醫師と共に巡回的に應急手當を施し、又罹災民避難所に對しては間斷なく署員を派し、以て危機に瀕し、悲惨其の極に陥り、益々恐怖せる人心を緩和すべく慰問し、其他火災盜難豫防等専ら之か警戒に努力したり。

第十三節 葉山警察署

署長 警部 渡邊 時藏

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

震災發生と同時に當直員警部補竹本樹之に命し、拘禁囚を解放せしめむとしたるに留置場の錠前は應舎の崩壞、壁土に埋もれて見當らず、依て有合はせたる錠を以て留置場の戸を打破りつゝありたる刹那、俄然大音響と共に留置場の一部震動の爲めに破損し、辛ふして人の出入し得る程度の空隙を生したるに、被告は其の破目より飛出したるを以て、一時之を解放し、同時に在署員一同署外に避難し、次て署員及び通行人等をして附近並に各駐在所に傳令し、火防の警戒中、葉山村下山口別莊滞在松岡男爵及雇婦一名倒潰家に埋れたりの通知を受け、巡查佐々木泰一郎を派し、又御用邸下山橋際官舎居住使人神村好孝方家屋倒壞、家族下敷となりたりとの届出あり、又夫れと同時に署より程近き一色旅人宿兼料理店鈴木竹松方も家屋倒壞、家族數名其下敷となりたるも、空隙ありて何れも死に至らず、救を求め居る報に接し、竹本警部補は部下を引率

し鈴木方に、渡邊署長は神村方に救助に向ふ、署より數十歩出てたる際署長の長男重夫（十四才）は御用邸石垣崩壊の爲に身體各部に重傷を負ひ、非番在宅より本署に駆付けたる渡邊巡查、其の他に扶けられ来るに出會したるも之を顧みず、下山橋に赴き居合せたる者に注意して掘出中、其の傍に次男孝男（八才）は全橋際の御用邸石垣崩壊石の間に狭まり無慮の最後を遂げ居たるを見、蘇生の見込なしと認めたるも、親子の情亦之を放擲するに忍びず、之を出さんと思ひ、將に手を觸れむとして未だ觸れざる折柄、御用邸に程近き右鈴木竹松構内須藤兵一方より發火したり、時に神村方は安全に救助の見込立ち、此の火を消さずんば御用邸は固より附近一帯澄宮御殿、高松宮御別邸の一圓は全く焦土と化するに至るや、必せりと思ひ、我子の處置をも打忘れ、急遽通行人をして警鐘を打たしめ、續て現場に駆付け附近に設置し在る御用邸設備の「ハイドランド」を使用せんとせしも、故障の爲め放水するを得ず、止むなく御用邸の消火器を搬出し、手押唧筒は小舎倒壊し、搬出不能なるも一臺の蒸汽唧筒は小舎が完全なるも、生憎操縦者（有事の際は秋谷駐在所佐々木巡查が操縦する事となり居たり）なく此に於て署長は平常練習の際目撃し居たる儘の経験を頼みとし、如何にもして放水を可能ならしめむと欲し、松岡殿部以下係員と協力し、駆付けたる部下並に附近の者の應援を得て之を下山口橋迄搬出し、放水準備を爲し、通行人を見る毎に運轉出來得るものなきやと尋ね、焦慮の結果遂に目的を達し、運轉放水を可能ならしめ、之を以て消防に努めたり、放水可能と同時に下山口消防小頭沼田政吉以下の一隊も器具を搬出應援し、附近の井水を以て放水消防に盡したり、蒸汽ポンプの威力ある

放水は其の功を奏し、火災は四戸九棟を焼燬したる而已にて御用邸附近一帯は延焼を免れたり、茲に始めて署長は竹本警部補、池田巡查、消防手に依頼し、次男の死體を取出したり、附近の延焼を防止したるは全く蒸汽唧筒の威力にして、之を搬出使用したるの一事は確に消防上大なる効果を奏せり、若し之なかりせば一色部落は殆んど全滅に歸したるや必せり、火災の際蒸汽唧筒を出すは當然にして、敢て特記すへきにあらずと雖、當時操縦者なきを意とせず、苦心之を使用するに至りたるの一事は没すへからず。

斯くて火防、盜難を警戒し、併せて海嘯に對する避難の注意を爲し、一方署内の重要書類を搬出し、比較的的安全なる御用邸通用門内消毒所物置を事務所に當て、又當日午後二時御用邸、各宮御別邸、其の他貴顯紳士の消息等大體を急速警察部長に報告せむと欲し、比較的身體強壯なる渡邊巡查を自轉車にて出發（汽車は通し居るものと信し）出濱報告方を命したるに、汽車不通なるのみならず沿道、山岳は崩壊し、交通杜絶の箇所多く、途中通行困難の地點を辛ふして同夜十時横濱公園内に着し、警察部の竹中巡查に出會し、上司の所在を問ひたるも、横濱は火の海と化し、上司の所在を知るに困難を極め漸く翌曉伊勢佐木町警察署焼跡に於て警察部の吉田警部補に面接口頭にて當管内の概況を報告し歸署したり。

二、部内人民の人命救助

葉山村一色旅館兼料理店鈴木竹松及家族三名及宿泊者一名倒壊家の下敷となり、附近に火災起り將に燒死せんとしたるを、竹本警部補以下署員並に附近數名の者倒壊家屋を破り、之を救助するを得たるの外、全村

下山口別荘樞密院顧問官松岡男、全村一色鈴木健治、全地別荘淺野總一郎、孫淺野一治外數名、その他葉山村逗子町等に於て警察官は附近民と協力し、多數の倒潰屋より部民を救助したり。

三、火災發生防止上の處置

震災後火災の警防に關しては、前段に於て記述したる通震災後第一着の問題として極力警防方の宣傳を爲したるも、尙且つ左記の火災發生したるか、消防關係員の盡力により延焼を防止し得たり。

- (1)、葉山村一色須藤兵一方發火の火災發生防止上の處置は前本項に記載の通り。
- (2)、逗子町櫻山農、武藤豊次郎方倒壊家屋の臺所焔爐より倒壊と同時に發火するや、家族全部並に附近居住者數十名と馳付けたる附近消防手等との盡力に依り僅に同家二棟を燒燬し、他に延焼することなく消止むるを得たり。
- (3)、全町逗子農、川瀬重藏所有貸別荘佐々木市藏方倒壊し、臺所焔爐より發火し、全家族並に附近の者等にて消止め、一棟を燒燬したる而已にて他に延焼せず
- (4)、同町新宿、大審院檢事溝淵孝男方倒壊し、臺所焔爐より發火し、一戸燒失消止めたり。
- (5)、葉山村堀内、英國人「グレーハム」方倒壊し、石油コンロより發火し、少しく火焰の上りたるを附近民數名か發見、手桶にて水を注ぎ、大事に至らずして消止めたり。
- (6)、同村堀内、料理店東川宇之助方臺所より發火したるを、家族其他附近の者數名駆け付、同様の方法にて大事に至らしめず消止めたり。

- (7)、同所、太田平太郎方臺所より發火したるを、附近の者等數十名駆け付、同様の方法により大事に至らしめず消止めたり
- (8)、同村堀内、露國人(オコロコフ)方調理場より發火したるも大事に至らず、家人に於て即時消止めたり。
- (9)、三浦郡武山村太田和、農藤崎平次郎方震災と同時に家屋倒壊し、間もなく其の臺所より發火したるを附近の者來合せ消止めたり。

四、避難民の避難指導

海嘯の襲來と強震の再來を恐れ、葉山村一色附近一般民衆をして安全地帯なる全村淺間山及御用邸松林等に指導避難せしめ、全村堀内方面は小學校附近に指導し、其の避難地には時々警察官を巡回警戒せしめ、同村上山口、木古庭、長柄、下山口等は只地震に對する注意の警戒のみに止めたり。

逗子町に於ても同様の方法に據り民衆の多くは山の根附近の丘陵、其の他比較的安全地帯に避難せしめたり。

西浦村、武山村等に於ても同様海濱及危險地を避けしめ警戒したり。

五、御滯在中の皇族又は貴顯紳士の警戒

御用邸は勿論、其の他の別荘にも皇族の御滯在なかりしか、御用邸周囲の各石垣は殆んど崩潰し、全く無

警備の姿となりたるより、當時署在巡查をして時々内外の警戒に任せしめたり、其後戒嚴令發布せられ、海軍警備隊が入り込みたる上は、同御用邸内外の警備は一切海軍に於て警備することとせり、他の皇族の御別邸、澄宮御殿外三ヶ所は被害輕微にして、殆ど平常の如しと申上げて差支なき程度にありたり、依て従來有栖川宮御別邸に夜警として、特に巡查一名警備に配置し置きたるか、震災と同時に係員と交渉し、全巡查をして主として御用邸其他一般の警戒に當らしめたる爲、有栖川宮御別邸の配置は之を中止するの餘儀なきに至れり、尤も一時徳川慶光公が避難せられ居たる間は海軍當局と打合せ、同邸の巡邏を密にし、警戒を加へたり。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其狀況

震災當日は署長以下各幹部は自己所在地の救護其他に忙殺せられて、一般の巡視の暇なく、二日に至り署長は署在地及逗子町一圓を巡視し、三日は西浦村及武山村を巡視し、警部補及巡查部長をも各町村に派したり、逗子町の部長は即日一圓を巡視したり。

七、糧食の應急的給與方法

部内各町村に於ては家屋倒壊と死傷者とありたるも、幸に火災少なかりし爲、糧食に差當り缺乏を訴へる家なく、只た僅に當日着た儘飛出し、露宿し、食物の用意等なかりし者は隨所に多少ありたれ共、是等は互に申合せ、附近より米の供給を仰き間に合せ、野外にて炊出し、罐詰等の副食物を用ひ、一兩日間を經過し

たるか、飢餓に瀕する等のことなし、偶々東京、横濱等より避難し來る者等の内には、全く空腹の爲歩行困難者等のありたる事實あり、是等は沿道住民に於て握飯等を與へたること隨所にありたり、從て一日は何等之れか方法を執らず、三日目位より各町村の役場と協商給與の手段を執れり。

八、傷病者の救護の狀況

逗子町に於ては山の根に住宅を有する帝大醫務課勤務兼千葉醫專小兒科醫長小原芳樹及古川、鈴木、森川、西川開業醫等と打合せ救護に努めたり、殊に小原醫師の如きは日々警察官と同伴、十二、三戸の巡回施療を續けたるより、傷病者は大に感謝の意を表したり。

葉山村に於ても高原、玉井、清田、遠藤開業醫、及新倉接骨醫と協同救護に努めたり、西浦村、武山村に於ても同様近村の嘉山開業醫と打合、同様の方法により傷病者の救護に努めたり。

戒嚴令發布後は逗子町及葉山村には海軍軍醫隊の配置ありて、日々巡回施療を爲し、又歩行し得る患者は傷者も、普通病患者も、軍醫の駐在する警備隊（逗子町は逗子驛葉山は御用邸内）に赴き、隨時之れか治療を受け、薬品も無償交付を受けたるより患者は大に感謝の意を表し居たり。

十月六日より軍醫隊は撤退せられたるより、最初の如く開業醫と交渉、傷病者の手當を爲したり。

九、避難者、通過者、救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

東海道沿線邊の夫れと異り、避難者の通過は比較的多からざるも、沿道重なる家に於ては麥湯及米粥等を

備へて自由に之を提供し、以て慰安及救護の一端とし、休憩所と迄は至らざるも、道端に腰掛を出し置くを見る、之が主なるものを示せば、返子町より葉山間は日蔭旅館、鈴木百太郎、當署、下山口松平伯爵の厚意による粥、其の他西浦、武山方面に數ヶ所あり、救護人員としては東京、横濱方面より三崎縣道を三崎方面に向ひ歩行するもの、最初數日間は二、三百名に上り、又横須賀方面より葉山縣道を三崎、鎌倉に向ふ者、横須賀、田浦方面より鎌倉に向ひ田浦縣道を歩行するもの、同様日々數千名に上りたり。

一〇、其他罹災者救護の一般狀況

當日は各町村共避難の爲附近に飛出し、露宿中一夜は各自思ひ思ひの糧食に飢を凌ぎ、翌日より返子町外三ヶ村に於ては町村内の糧食殊に米穀、醬油、味噌等の生活必需品在荷を調査し、同月五日頃よりは徴發を行ひ、或は他府縣に買出しに赴き、或は海軍鎮守府に要求、配給を受け、或は他よりの寄贈米並に飲食物、衣類等を夫々罹災者に配給して以て罹災者救護に努め、葉山村に於ては震災翌日頃より一色別荘に來住中の、樞密顧問官子爵金子堅太郎、元露國大使子爵栗野慎一郎、實業家團琢磨、總積陳重博士等發起となり、警察及村當局者と諮り、罹災民救護會なるものを組織し、金子子、委員長となり政府當局、鎮守府、其の他要路に食料及日用品配給方の斡旋を爲されたり、其の後戒嚴令發布後、是等の事務は海軍當局及町村當局に委したり。

参考の爲め救濟會の組織を示せば左の如し。

委員	長	金子堅太郎
副委員	長	栗野慎一郎
委員	葉山村長	伊東春義
全	葉山警察署長	渡邊時藏
全	役場吏員	鈴木幸二郎
全	葉山署員	竹本樹之
全	縣土木技手	窪田立治
全	購買組合長醫師	玉井逸之
全	別荘在住	濱口擔
全	組合監事畫家	上野廣一
全	葉山村會議員	鈴木木豐吉
全	顧問	沼田要助
全	顧問	總積陳重
全	顧問	松平直亮
全	顧問	伯爵

第十四節 三崎警察分署

署長 警部 松本永吉

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

當署員は署長以下拾七名、内請願一名、駐在所勤務者六名は各巡查駐在所に配置し、他の拾名は署に詰め居り當日は當番非番、共に未だ歸宅せず在署し居り、巡回に出てたるものも歸署時間に相當し、大震動の止むや直ちに署員に對し、人命の救助及火災警戒の命を下し、尙開業醫を招集、救護班組織の準備を命じ、直ちに駐在所に電話を以て命令を爲さんと欲したるも、電話線は全部不通にして其用を爲さず、爲に警察部に對し報告の爲請願派出詰巡查坂本文之助をして即時出發せしめたり。

急遽召集したる開業醫は午後二時參集したるを以て、直ちに三崎小學校を救護所とし、救護に従事せしめ駐在所には署員を派し、其狀況の調査を爲したり。

二、部内人民の人命救助

巡查小泉伸は分署前久野六松方の石堀倒れ、下敷となり居たる全町仲崎、笹本常吉當七年を救助し、巡查中島錦之助、濱松一二は全所の石堀にて倒されたる三崎町入船、本橋彦太郎雇人蛭田やす當十九年、蛭田なつ當十五年の兩名を救助せり、其他に於ては家屋の下敷となり居る者は、附近の者寄り合ひ救助せり。

三、火災發生防止上の處置

署員をして急遽部内を巡回せしめ、火災發生の防止に努めしめたる結果、幸に火災の發生を防止し頗る好果を收め得たり、署員中杉山巡查部長は巡回の際三崎町、宮城旅館岬陽館事中野甲子太郎宅炊事場より煙の揚り

居るを認め、其附近に居合せたる三崎町西濱、出口角藏、其の他の助力を得て消し止め事なきを得たり。

四、避難民の避難指導

避難に付ては火災なき爲困難なかりしも、海嘯來襲の虞れありたるに依り、部民に對し高處に避難する様指示したるに止まる。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

皇族又は貴顯の御滞在なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の狀況

松本署長は震災に付署員を指揮し、救護班の組織を爲す前、午後二時三崎町内巡視を終り、三崎小學校庭内に救護班を組織したるより、津田巡查部長及小泉巡查をして六合に於ける災害調査及巡視に出張せしめたり、各駐在所よりは夕刻迄に災害に對する概況報告ありたるか、部内に於て三崎町を除く他部落に於ては初聲村三戸に倒潰家屋比較的多く、爲に死者も相當ありしより九月三日杉山巡查部長を派し、負傷者の救護及其の他の調査を爲さしむ、全日津田巡查部長を長井村に派し、調査及救護に従事せしめたり。

七、糧食應急的給與方法

三崎町に於ては震災當日の夕食より小學校庭内に於て炊出しを爲し、一般困難者に配給し、四日迄繼續したり。

其の他の村落に於ては農家多く、糧食に一時の困難者なき爲炊出等を爲さざりし。

八、傷病者の救護状況

三崎町に於ては三崎小學校庭内に救護所を設け、三崎町内の開業醫五名及齒科醫三名、看護婦一名、産婆一名にて一般負傷者及病者の治療に従事し、常に醫師二名以上宿直し治療に従事せり、其の他の村落にては各自に開業醫の許にて治療を受けたり。

九、避難通過者の救護

當署部内は三浦郡の突端にして、避難者の通過なきに依り之れ等に對する設備なし。

一〇、其の他罹災者の救護の一般状況

負傷者以外の者に對しては火災なき爲め、救護を必要とするもの比較的少なく、特記する救護状況なし。

第十五節 藤澤警察署

署長 警部 狩野 盛十郎

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

當日は半数出署日なりし爲、震災發生時の折柄出署中なりし茅ヶ崎巡查部長派出所詰榎本巡查部長及鷗沼海岸、鷗沼、辻堂、石川、福田、御所見、宮山、今宿、小和田の各駐在所詰巡查並に本署々員を署前に集め、直ちに留置人の救出、人命救助、出火消止めに一應従事せしめたる後、駐在巡查は各任地に歸らしめ、

殘餘の署員を以て徹夜救助に當らしめたり、尙鷗沼御滞在中の東久邇宮妃聰子内親王殿下並に同三王子殿下の御別邸に高瀬警部補を急派し御警備の爲配置しありたる二、巡查と共に各般の事に當らしめたり、即日東久邇宮妃殿下御被害状況報告の爲め巡查一名を御本邸及宮内省に急派し、尙部内の被害状況報告の爲め巡查一名警察部に急派せり。

二、部内人民の人命救助

震災と同時に先づ人命救助の命令を下し、全員をして部内人民を督勵し人命の救助に努めしめたる結果、警察官の救助したるもの、部民と協力救助したるもの、部民の救助したるもの、合せて男九十名、女百四十四名に達せり。

三、火災發生防止上の處置

地震の後は火災の必らず發生するならんと想像し、署員に對し人命救助と共に之れか防止を命したるも、家屋倒潰、交通困難となり、消防器具の運搬は不可能なりし結果、附近人民を集め有合せの土砂、又は水等を注ぎ又は踏消しの方法を探り、出火せんとするを消止め得たるもの十二件に及ひたるため、藤澤町に於ては幸ひ火災の厄を免るゝことを得たり、尙震災後火災發生の虞ありしを以て藤澤町、茅ヶ崎町を始めとして各村落に左記印刷物を配布し、防火思想の喚起に努めたり。

左記

- (一) 燈火は付け放をせぬこと。
- (二) 火は用済の上は必らず消すこと
- (三) 煙草の吸殻は必ず安全な火鉢に入るゝか踏消すこと。
- (四) 炊事は成るべく安全な場所に於てし残火は必ず消すこと。

四、避難民の避難指導

當署管内は横濱市内の如く密集し居らざるのみならず、大火災なかりし爲隨所の空地に各自避難したるものにして、避難民の指導として特記すべきことなし。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

御滞在中なりし東久邇宮妃殿下及三王子殿下並に鎌倉署管内川口村片瀬より、全所に避難遊はされたる伏見宮博英王殿下の御警衛としては、全宮殿下御警衛として配置し置きたる大木、菊地、兩巡查及鵜沼海岸駐在所詰淺野巡查をして主として御警衛に當らしめたり。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の狀況

震災當日は幹部の部内巡視は藤澤町のみにして、他に及ぶの餘裕なかりき。

七、糧食の應急的給與方法

震災當夜直ちに署在地藤澤町に於て食糧を如何にして需給するやの問題起りたるも交通通信杜絶し、如何

とも方法なきにより近隣同志にて取出し得る食糧を取出し、炊出しを爲すべきことを宣傳し、當夜を凌かしめ、二日目に至り町内の食糧を調査せしめたるに、十日間位は町民の食料を供給し得るの數量あることを確め得たると、當地は甘藷の生産地にして、時恰も收穫時期なるを以て飢に迫るの恐なきは明かなるを以て、食料販賣者に對し一時に多量を買渡さす、其の日の食糧を要する者に二升、三升つゝ小賣する様命し置き、其の方法を採らしめ居る中、四日に至り町役場に於て食糧委員を設けたるを以て、食料品の在場を指示し、配給に就ては之に一任し、當署としては其の後關與せず。

八、傷病者の救護狀況

各醫師が殆ど全部身を以て通れたる實況にて器具材料なかりし爲、震災直後の傷病者は如何ともする能はず、僅かに長谷川看護婦會長、長谷川梅吉看護婦二名と共に巡回應急手當に従事したるも、之とて醫師にあらざるを以て、單に止血及傷癢の消毒並に繃帶の交換位に過ぎざる程度なりしか、二日目よりは各醫師が取出し得たる材料にて漸次治療に従事しつゝある内、軍隊の出動となり、其の附屬衛生隊の救護班の活動開始に依り始めて傷病者救護の完全を期し得るに至れり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

避難通過者の救護としては、藤澤町に於ては警察署、藤澤劇場及青物市場を以て無料宿泊所に充て、避難行路者を宿泊せしめたるか、其の人員約一萬人に達し、茅ヶ崎町に於ては煉瓦工場を開放して全様の措置に

出て宿泊人員約三千人、海老名村に於ても淺岡精米工場を開放して全様の措置を探り、宿泊人員約千人を宿泊せしめたり、尙藤澤町に於て西坂戸親交會を始め各地の青年團、又は個人にて粥（重湯）甘薯等を備へ避難者に無料施與し、多數の者を救済したるか其の數多かりしと、當時極めて多忙なりし爲其の正數を記録する能はず。

一〇、其の他罹災者救護の一般狀況

各管區巡查をして部内罹災者にして、直ちに衣食に窮し、他の救助を受けされは到底生活し能はざるものを調査せしめ、是等の者に對しては町村役場に通知し救助を委託せり、而して其數は極めて少數なりき。

第十六節 溝警察分署

署長 警部 石川 省 三

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

當署は定員二十名中署の詰員八名を除き、他は悉く駐在所勤務なるを以て九月一日強震中は勤務所在地の警防救助に任し、署長は應急處置として第一に火防に重きを置き、先づ隊を分ちて署在地の火防上室内の焚火、火氣等は一切消火せしめ、旁一般人を安全地帯に避難せしむる様にし警戒を嚴にしたるか、火防第一と命令して火災を生せしめずして止みたる爲、從て總ての事故を防止し得たり。

二、部内人民の人命救助

溝村上溝、齋藤文作は九月一日強震後縣下中郡大野村四ノ宮の親戚に赴き、歸途其の隣家にて通稱勘さん方住屋倒潰悲鳴を聞き、下敷となり居りし家人二名を救助したる外、老幼婦女、病者を保護して安全地帯に避難せしめたるもの多きも、部内は死傷少かりしを以て他に直接人命救助の事實なし。

三、火災發生防止上の處置

震災の震動中火氣一切を消火せしめ、餘震の爲三日間屋内の焚火と洋燈使用を禁する様、隊を分ちて部内に注意周知せしめ、幸ひ火災の發生なかりしは極めて當地方の幸福なりし。

四、避難民の避難指導

避難民の避難指導、火防注意を兼て行ひ、當署員全部之に當りたるか、當地方は比較的震害少なく、又隨所に適地ありしを以て何等困難なかりき。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

御滞在の皇族、貴顯なかりしを以て之れか警戒に従事したるものなし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の狀況

九月一日強震中署長は急遽署在員を指揮し、隊を分ちて各戸の火氣を消さしめ、且つ人民を安全地帯に避難せしめたる結果、署在地には何等の事故なきを得たるを以て午後には自動車にて麻溝、新磯、座間の各村樞要縣道沿を巡視し、火防第一なる旨を周知せしめ、全日夜間小林巡查部長をして患者收容中の隔離病舎并

に隣接田名、大澤方面の巡視をなさしめ、火防第一なる旨を注意し、二日、三日共に署長は自動車にて各村の巡視をなし、火災豫防、警戒並に救護に關し注意を爲したり。

七、糧食の應急的給與方法

各村役場を促し急遽食料の給與を爲さしめ、横濱市の罹災者は糧食の窮乏甚敷きを聞き、各村長、消防組、在郷軍人分會、青年團等を勸説し、各戸より徴收取纏めの方法に依り五ヶ村及二ヶ村の一部より横濱罹災者に對し糧食の應急給與を爲すこととし、荷車又は自轉車隊を編成し、之を輸送して焦眉の急を救ふに努めたり。

八、傷病者の救護狀況

傷病者少かりしを以て救護狀況として特筆すべきものなし。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

避難通過者救護の爲震災第一日より當署前に休憩所を設け、煮沸水を設備して給與し、四日以降は各村競ふて樞要の道路に、休憩所並に假泊所を設け、糧食迄を給與するに至れり、溝村にては官民合同の演武場を開放し、假泊せしめたるもの七日迄の通計百五十人、其他各村にては民家に收容假泊せしめたるもの多く、當署部内に於ける七日迄の假泊、交通罹災者、救護人員合計千三百五十人に達せり。

一〇、其他罹災者救護の一般狀況

當署部内は火災を防止し得たるを以て事故少かりしか、尙相當震災の慘害を受け居るに拘らず、田名、大澤、麻溝三村有志は自村は勿論、横濱罹災者に迄も應急糧食を輸送して寄贈すると共に、全市に慰問品を贈り、自己の被害を顧みず他を救護するに努めたる外、通過罹災者に對する同情救護等、全く他に範を示せり。

第十七節 大磯警察署

署長 警部 高橋 榮吉

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急處置

大激震と共に當時在署勤務中の巡查部長一名巡查八名を署前に集め、倒潰家屋の砂塵の爲展望不能なりしも、被害の甚大なるを豫想せられたるを以て、火災の危険を防止すべく即時巡查貳名を二方面に分ちて派し火災の注意を絶叫して巡回すべき事を命令すると共に、當時引取人を招致中なりし行政留置人一名の解放と署屋上の警鐘により火災の警戒を爲さしむべく巡查に命し、且署内にある衛生材料の引出し、及び之か蒐集を命し、残部員に對しては署附近倒潰家屋内にて壓死せんとしつゝある者の救出しに努めたり、震後廿分午後震時廿分頃には病氣引籠中又は非番在宅中なりし警部補、巡查部長各一名、巡查七名急を見て出署せしに付き、此人員中の私服用者には即時署に有合せたる官服を着用せしめ、以て警察官たることを明かにし、内巡查二名を震後自宅を顧みず、活動中なる署員の家庭に二手に分ちて派遣し、以て其の安否を視察せしむ

ると共に、此旨を各署員に告げて歸宅するを豫防すると同時に、大磯町高麗の列車顛覆の場所には巡查部長一名、巡查二名を海軍火藥廠の爆發により被害の大なるを豫想せられたる平塚町には巡查部長一名を急派し、巡查二名を平塚須、馬方面及國府、吾妻方面の二手に分ちて急派し、被害状況の視察急報方を命したり、而して當時衛生材料の蒐集を命したる巡查二名は大磯町内各醫院藥局に到り、避難中の家人の承諾を得て餘震による倒潰の危険を冒して多量の衛生材料を搬出し來たりたれば、殘員を以て午後一時には既に左の三隊の救護班を組織したり。

(1)、國府村、吾妻村方面擔當

警部補一名、巡查二名、在郷軍人三名の一隊

(2)、平塚町及須馬村、旭村方面擔當

巡查三名、在郷軍人三名の一隊

(3)、大磯町内擔當

巡查三名醫師(町醫)一名の一隊

右各隊の在郷軍人は當署の警鐘を聞いて集合せる者及強制的に命したる者にして、午後一時出立に際し各員に壓死せんとする者の救出に必要な器具を當署協消防器具置場を開放して携帯せしめたる外、其他治療及消毒材料繃帶をも携帯せしめ、吾妻村方面は小田原署部内境界迄を、平塚町方面は馬入川畔に至る間沿道の

家屋内にて壓死せんとしつゝある者の救出及之か應急手當を實施し、歸路は其道を變へて之に従事しつゝ歸署することとし、且つ各駐在所員の安否と其の活動の状況をも調査し來る様、命して出發せしめたり(警察署は震災當時署を脱出するに當り、負傷して用を爲さず)

午後一時頃前記配置により、救護班又は視察員出發後、當署附近にありて救護に従事せるは高橋署長の外巡查三名に過ぎず、故に二名は附近民家の壓死せんとする者の救出に従事せしめ、一名をして署前にありて應急手當を爲し、傍ら諸受付に従事せしめたり。

午後一時廿分頃吾妻、平塚方面の二手に分れて視察に出張せる巡查二名相前後して歸署、被害の各町村共大なる旨復命に接せると、平塚海軍火藥廠の爆發火災の外、尙數個所に火災發生を望見し得、全町方面全滅の虞れあるを以て、被害の状況と應援員の派遣を求むるの書面を作製し、急遽藤田電話工夫を縣廳に出張せしめたり、而して後殘留署員巡查五名の内三名に對しては、署前に在りて火災の警戒と救護を爲すへき旨命令し、巡查二名中列車顛覆場處に更に一名を増派、殘一名は大磯停車場の倒潰により埋没して死せんとしつゝある者の救出に従事方を命し、署長は火災の防止、救護の指示を爲すべく午後二時大磯町を出發、途中大磯町高麗に於ける列車顛覆による死傷者の救護に服しつゝある巡查部長及び巡查に對し收容所其他の指示を爲し、午後三時平塚町に至り、大半鎮火せる平塚銀行跡にて消防に従事中の巡查に殘火の鎮滅方法を指示し、平塚小学校前にて壓死せんとしつゝある者の救出に努めつゝある警部補に對し、消防組員其他の召集を指示し、平塚

町新宿にて巡查部長、巡查に對し、救護上の指示を爲すと共に、平塚町消防組頭二名に當夜の夜警救護に關し至急人員の出動を命し、警部補、巡查部長には方面を分ちて救護を爲すと共に、當町に來りて始めて聞知せる馬入鐵橋及木橋の墜落による交通杜絶の回復の爲、至急渡船開始方を命令し、多數死亡者の生したりとの風評ある全町相模紡績會社に到り、重役其他に對し至急屍體及下敷となれる者の發掘を命し、二日夜より屍體を平塚海岸に臨時火葬場を設け、警察官吏立會ひの下に火葬を開始する事を許可したる後、午後四時五十分歸署したり、歸署後大磯町内の救護を終りて歸署せる巡查部長一名、巡查五名あり、故に被害最も激甚なる平塚町に巡查三名を急派し、全地警部補指揮の下に救護に従事せしむると共に、署前に於て救護に従事中午後七時頃には大磯町内の救護班引揚げ來りて、尙巡查三名を増すに至りたるを以て、此の巡查を二名一組として連行巡回を管内東海道筋（馬入川畔より吾妻村に至るの間）の全部を二手に分ちて行はしめ、徹宵警戒と救護に服せしめたり、當夜の署員配置左表の通り。

配置場所	固定配置員		應急配置員		計
	警部補	巡查部長	巡查	警部補	
大磯町	一	一	七	一	八
平塚町	一	一	六	一	八
須馬村	一	一	三	一	四
計	三	三	一六	三	二五

其	計
他	九
計	二五
計	三九
計	三五

一日午後十時頃より小田原、箱根、又は横濱方面よりの避難民三々伍々通行し始め、夜半に至り其數漸次増加し、中には負傷し、又は絶食状態の者多きを見たるを以て之か救済を計劃し、夜半署員の自宅より米を取寄せ以て炊出を開始し、其急を救ひ居たるも二日拂曉よりは其の數俄に増加せるを以て、之か救済を大規模に開始すると共に、物價の調節、人心の安定、避難民の救済、或は鮮人、自警團の取締り、其他萬般の事項に對し九月二日以後全力を傾注、以て治安と秩序の維持に盡したるは後段記述の如し。

二、部内人民の人命救助

震災直後に於ける一般民衆は自家の安危を思ふて之か救助に盡すか、然らざれば呆然自失の状況にあり、身を公に奉ずる郡町村役場員にして、其家を思ひ家族の危険を顧み、以て民衆の急に處するの策を施したるもの極めて少かりしは頗る遺憾とする處なり。

三、火災發生防止上の處置

震災と共に火を發して特に火災に至らんとして之を防止したるもの、全管内に於て卅有餘ヶ所を算したるも、内八ヶ所は遂に大火となり、就中平塚町海軍火藥廠、全町平塚銀行、全町杉山材木店及吾妻村二ノ宮全梅

澤等は何れも人家櫛比の場所たると、其の町又は部落の中の樞要地域に位し居たるか爲、其の町又は其の附近全部の灰滅を見るべく豫想せられたり、而して當時火災發生の部落擔當の各署員は署在地たる大磯町は列車の顛覆、又は貴顯紳士の變死等にて急遽署員の出勤意の如くならざりし爲、何れも自力により消防に努めたるものにして風力強かりしも、平塚海軍火藥廠の二十棟、吾妻村二ノ宮の四戸四棟、全梅澤の三戸五棟を除くの外は何れも一戸一棟乃至三棟以内の全焼家屋を生したるを以て防止の實績を挙げたり、而して大磯町其の附近に火災のなかりしは、二巡查をして火災の注意を絶叫せしめたと、警鐘により之か警戒を爲せるに因り平塚町内三ヶ所の火災を大なる延焼なく防止し得たるは、午後三時頃既に署長出勤し適切なる防止を指示せるの結果たりと認めらる。

四、避難民の避難指導

震災利那に於ける避難民の指導は之をなすの餘裕なく、又幸にも大なる火災發生せざりしを以て特に之を爲さざりしも、管内須馬、大野、旭、土澤、國府、吾妻の各村落に於ては餘震による危険を思ひ、附近竹藪中に避難方各駐在所員より指導せり。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

御滞在中なりし梨本宮守正王殿下は、八月廿九日御歸京被爲在たるを以て當時皇族の御滞在なし、然れども名士及び其の家族多數あり、何れも震災後衣食に苦しむの狀なりしを以て、之か便益供與に力を盡したる

の外、九月二日以後突如として京濱地方より流布せられたる不逞者の浸入風説後は、慰問的巡回を密にして不安の念なからしめ、且つ震災直後重要書類其の他を當署に於て而保管するの便宜を與へ、或は九月十二日には特に軍艦羽風に交渉し、西園寺公一、井上準之助令息、岩崎男爵、「シヤム」公使、松平通商局長夫人、令息其他多數名士の家族を東京に歸還する方法を講し、以て其の警護に盡したり。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の狀況

震災直後部内全般の被害狀況を知るに非されは、秩序的有効の計企を樹立する能はざるを感したるも、署員少數の當署にありては、此の際幹部を派出する事を得ざりしを以て、巡查小林子之吉、全關口清次郎の二名を吾妻、國府、兩村方面と平塚、須馬、兩町村方面に九月一日午後零時廿分頃急派して其の視察を爲さしめ、九月一日零時廿分頃には巡查部長齊藤清を平塚町、須馬村に應援を兼ねて急派巡視せしめ、全日午後一時には警部補原田辰藏を吾妻、國府兩村方面に救護班として派遣、全方面の各駐在所の視察に當らしめ、全日午後一時には署長自ら大磯町内を巡視し、全午後二時よりは平塚町、須馬、大野、兩村内を巡視し、九月二日には巡查部長平根清雄をして管内全駐在所（前日巡視せる場所を除く）の視察を兼ねて駐在所巡查の激勵を爲し、翌三日には齋藤巡查部長を、四日には原田警部補を、其の後隔日に各監督者、又は署長に於て晝夜を問はず全管内を交互巡視せり、而して署長は九月二日以來五日迄毎夜午後十時乃至十一時より午前三時乃至五時頃迄、平塚町警部派出所に出張して附近各管區員を指揮したり。

七、糧食の應急的給與方法

九月一日は救助に力を致したるのみにて糧食を顧みさりしも、二日拂曉より避難民陸續として通過し、其大半は疲勞空腹の爲歩行殆んど困難の實況を見たりしかば、全日午後三時當時避暑中の男爵岩崎久彌及安田善次郎に對し之か救済及糧食緩和方策を講し度旨を告ぐるや、兩氏は此際警察に於て是等の事業を遂行するに於ては極力後援すへき旨言明せられたるを以て、即時米拾俵と梅干其他の副食物を購入して避難民に對する炊出しを開始せり。

更に全日糧食の不足と之か配給の圓滑を期す可く、管内各米穀販賣業者及貯藏者に對し、此の際貯藏米の賣惜み、又は暴利を貪るか如きことを絶體に行はざると共に、公共團體以外に對しては一人に對し三升以内を限り販賣すへき旨書面を以て警告し、九月二日午前十時頃には大磯町内にて從來任狹的行動ありと噂ある米穀、又は野菜其の他の物品販賣業者五名を招致し、警察署囑托の名稱を附して米穀其の他の物品の廉賣を率先開始方諭旨し、且つ各町村に對しては各町村内の在米、其の他の主要物品の貯藏高を調査し、場合によりては之か管理を任意實施するの必要ある旨、署員を派して勸告せしめたり。

然れ共當時は各町村共吏員其の他自家の急を救ふに努めて之を顧みるの餘裕なかりき、然るに五日以後に至りては在米は尙各町村共豊富なるに不拘、交通其の他の關係に於て配給不能となりたるか爲、自供自足の土地たらざる大磯、平塚兩町及須馬村方面の人心は頗る不安となり、惡化せんとする氣配に至りたるを以て

九月七日大磯町西小磯米穀商窪田濱吉か、平塚町秦野銀行倉庫に擔保として貯藏中の庄内玄米百十俵を當署の管理に移し、在郷軍人、消防組員をして當署前に運搬せしめ、一升卅八錢（當時の相場は四拾五錢）の廉價にて一人に對し三升以内を限り販賣せるに、三時間餘にして終れり、翌八日には糯米四拾八俵を、是又一升廿錢にて一人二升以内を限りて當署の手にて廉賣し、翌九日には平塚町、須馬村の境にて玄米百參拾俵を一升參拾錢にて當署に於て廉賣すへき既に米は運搬を了し、其の準備整ひたるに、偶々平塚、大磯兩町當局も廉賣を開始すへき申出でたるを以て、該玄米は一俵拾四圓（當時の相場より二圓安）にて町役場に引渡し、以て警察署に於ける米穀の廉賣は之を中止したり。

九月拾一日午後三時五拾分颶風入港航海長は警察署に出頭、所要の有無を尋ぬる處ありしを以て、京濱、小田原方面は多數慰問品及食料配給せられたるの風評あるに不拘、當管内地方に何等かゝる事なき旨を告ぐるや、卅分以内に受取に來るに於ては相當物資を引渡す旨告げられたるを以て、即時漁夫の内より決死的出航者（當時風浪最も高し）を募り、漁船一隻にて該艦に到り、福神漬百六拾罐、牛肉罐詰百八拾罐、食パン二十四本、慰問袋四十八袋、漬物、砂糖其他の物資を贈與せられたるを以て、即時管内各町村長を招致し、立會の下に人口其他に比例して按分配布せり、之れ盡し當郡に無料食糧類の到着せる最初なりとす。

九月九日平塚、大磯兩町にては當初に於ける米の廉賣に刺激せられて、之か廉賣を開始せる外、九月十五

日迄當郡の郡衙、其の他の公共團體に於て食料の配給を爲したるは、警察署を措て他に無之、而して前記兩町の廉賣を開始せる後九月拾五日以後大磯海岸に慰問品、又は救助品多數到着せる爲、郡衙に於て漸く之か配給に従事せるに至れるを以て、警察署は糧食の應急的給與を中止せり、但し避難民に對する食料の供給は別項記述の通り。

八、傷病者の救護狀況

震災當日の夕刻迄は各醫師其他診療者看護に従事する者の多くは、其の身の被難と餘震の危険と、或は豫防治療材料を出す事を得ざるか爲等の原因にて、治療、看護等に従事する者殆どなきの狀況なるに加へ、當署在勤衛生技手は脱出に際し落下する瓦にて頭部を負傷し、何等用を爲さず、故に當署は署員の手にて之か應急治療に當らしむるの必要を認め、震災直後巡查二名をして將に倒潰せんとしつゝある各薬局、醫院等に避難中の家人の承諾を得て、多量の衛生材料を搬出せしめ、之を午後零時廿分頃には巡查部長一名、巡查二名を大磯町高麗の列車顛覆の遭難地に派遣するに當り携帶せしめ、全日午後一時頃組織せる三隊の救護班に全部携行せしめ、左の方面の救治に従はしめたり。

(1)、警部補一名、巡查二名、在郷軍人三名の一隊

國府、吾妻兩村方面に派遣

(2)、巡查三名、在郷軍人三名の一隊

平塚町、須馬、旭兩村方面に派遣

(3)、巡查三名、町醫一名の一隊

大磯町内に派遣

叙上の各救護班員は何れも壓死せんとする者の救出を爲すと共に、自心應急治療に當り、以て救護に努めたり、平塚町相模紡績株式會社には多數の死傷者ありしを以て、巡查部長及巡查を急派し、其の指揮下に全會社囑託醫師をして治療に當らしめたり、平塚海軍火藥廠は爆發火災中なるに不拘、附近負傷者の救治に當り、全町杏雲堂分院は全潰し、入院患者等に死者ありしも、尙附近工場、民家等の治療に盡し、大磯町醫師會根田恭男、平塚町醫師寺田健三等は能く卒先して傷者の救治に従事せり、震災當日の救護狀況叙上の如し、二日以後當署は署前並平塚警部補派出所の二ヶ所に救護班を置き、治療材料を備へ、主として署員の手を以て負傷者の治療手當に當らしめ居たるも、其の後一般醫師漸次開業依頼に應ずるに至りたるを以て之を廢止したる處、九月六日佐藤衛生技手は負傷全治出動せしを以て、更に此の事業を行はしむると共に、全月十二日以後は署員二名に保健衛生隊なる旗旒を携帶せしめて塵芥汚物の措置、檢病的各戸の検査、或ひは貧困患者を最寄醫師をして無料治療を爲さしむるの周旋等に當らしめ、九月十四日一般醫師の治療材料缺乏、當署又絶無となれるを以て、署員を懸懸に派し、材料若干を得來るや、翌十五日より佐藤衛生技手に巡查を附して巡回診療を開始し、各町村内の負傷、疾病者の無料診療と、傳染病患者の發見に努めしめたり。

九月廿九日更に署員を派して縣廳より稍多量の藥品、其の他の衛生材料を入手し來たるや、管内左記六名の醫師を招致し、貧窮者には無料診療を行ふの約束の下に藥品全部を交付し、十月一日より各要所に各醫師の住所、氏名、及無料診療を爲すへき旨揭示して之に従事せしめたり。

大磯町高麗	曾根田恭男
全 茶屋町	大槻三磨
平塚町海岸	杏雲堂分院
全 新宿	寺田健三
全 東仲町	池田武三
吾妻村二ノ宮	松木謙三

以上の外九月二十八日、十月二十五日の兩度、縣廳より多量の賣藥の配給を受け、之を各派出所、駐在所に配付して希望者に無料配給を爲し、大なる便益を與へたり、而して九月十日以前傳染病其の他の豫防は主として揭示を以て之か警戒注意を爲せる顧未は後段記載の如し。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設置及救護人員

九月一日夜半より管内を通過する京濱、又は小田原方面よりの避難民は陸續として絶へず、而して當署管内は里程上歩行男子は東京より來るか一日の行程の如く歸女子は横濱より、又全一行程の如かりしか爲、馬

入川渡船に時間を要し、之か待合せ中に連日連夜の疲勞生し、何れも疲勞困憊、加ふるに空腹の爲、將に倒れんとするの儘狀到底見るに忍びざるもの殆と全部なり、故に之を放任して顧る所なからんか、其の思想を悪化し、如何なる暴舉に出するやを保し難く、頗る憂慮すへきものあるを認めたるに就き、沿道各町村に對し相當救濟方注意せしも、何等顧る所なかりしを以て岩崎、安田兩家の後援を得て九月二日拂曉より大磯町當署前空地に於て炊出しを開始し、此の旨馬入川渡船發着場に揭示し、食を求むる者には大握飯一個宛を給與せり、平塚町警部補派出所脇には休憩所を設けて有志を手傳はしめ、寄附になる芋を通行人に供與したり、而して夜間の設備として大磯町には天幕張假泊所二ヶ所（八百名以上收容）を設備し、大磯驛及列車顛覆地點の客車並吾妻村二宮驛内の客車等は各鐵道當局の承諾を得て假泊所とし、以て之に收容すべく日中計劃中の處、二日午後三時前後より不逞者の浸入説誇大に傳へられ、避難民を各所に散在せしめ、又は夜間通行せしむるの危険を認めたれば、各所に此の設備の揭示を爲して是等の場所に收容し、午後八時前後に大磯町内の假泊所收容者には大握飯壹個と副食物を支給し、夜中は絶へず巡回員をして之を保護せしめ、日出と共に各所一齊に起床せしめて出立せしめたり、而して平塚町は被害甚大なると、派出所附近に空地等なき爲劇場、又は有志民家に交渉して之を假泊所に當て、其人員各所別にせば左表の如し

- (1)、平塚町劇場、民家假泊所は三日夜より開始場所七ヶ所、一夜の收容人員最大の日は壹千名内外、最少日六百名内外に達す、九月十日之を廢す。

- (2) 大磯町天幕及列車假泊所四ヶ所は九月二日開始、一夜の收容人員最大の日貳千人以上、最少の日壹千人内外を算し、九月十八日之を廢止す、宿泊人には握飯壹個宛支給、延人員貳萬五千餘人に達す。
- (3) 吾妻村二ノ宮列車假泊所一ヶ所九月三日より開始、最大の日壹千人内外、最少の日三百名内外、九月十日之を廢止す。

以上各收容所を設けたるも、大磯町以外は有志の寄附に成る食料以外は何等の準備なきと共に、不逞者横行之風説流布後は警察力稀薄なる平塚、二宮方面に多く收容するは危険の虞れあるを以て之を可成警察署前に集合せしむるの方針を執りたり、九月二日以後當署に於て此の設備を揭示するや、附近有志に於て避難民に贈與せられ度旨を以て草履、帽子、襪衣、手拭、菓子類、大豆、芋等の寄附品ありしを以て之を署前に置き、自由に持參せられ度旨を揭示し、看守人を附して給與せしに、寄贈者、避難民共に多大の満足と感謝とを以て之か給與を受くるを看取し得たり、尙當時避難民中には全然旅費なく、之か借用を申込む者多かりしを以て、事實審査の上少額を貸與、又は贈與せる人員十三名を算したり、

九月十三日管内各旅館にして宿泊せしめ得る家屋を調査したる結果、六軒を發見せしかは、其の家の最も大收容力の七割は之を實費宿泊所に當つへき旨諭示し、各旅館に左の人員を割當て、全時に待遇宿料を揭示せしむると共に、此の旨管内要所に揭示せり、當時尙食料不足の際なりしを以て、各旅館に對し是か食料は當署に於て配給の便を與ふると共に、破格の宿料たる四十錢を以て宿泊に應せしめたる爲、旅行者は多大の

満足を得たるものゝ如し。

瀧龍館	卅名	油屋	貳拾七名
宮代屋	拾貳名	角半	貳拾五名
中村屋	八名	鶴屋	拾六名
收容人員百拾八名			

揭示

- (1) 以上の旅館は食料一食半搗米握飯二個、汁一椀程度の夕食を供し、蒲團は一人一枚にて朝食を提供せず、宿料四十錢にて宿泊に應せしむ。
- (2) 宿泊者にして不親切、不都合の取扱ひありたる時は警察官署に届出でられたし。
- (3) 料金支拂不能の方、又は各旅館満員の際は、大磯署假泊所に來たられたし。

一〇、其他罹災者救護の一般狀況

九月二日拂曉よりの避難民罹災者の疲勞困憊の狀見るに忍びざるものありしを以て、二日拂曉より大磯町太平自動車商會をして所屬自動車五臺を以て、大磯町花水川畔より全町臺町に至る二十餘町間の無料輸送を開始せしめ、全月五日迄繼續せしめ、全日須馬村馬入川畔より平塚町入口に至る貳拾餘町間に、又伊勢原自動車會社の自動車二臺、平田自動車店の全一臺を以て此の區間の無料輸送を六日迄行はしめ、九月三日より大

磯町西小磯より國府津に至る間途中通行不能の三ヶ所の區間に荷馬車八臺及貨物自動車二臺をして、篤志の者に限り最高貳拾錢以内の賃金を支拂はれ度旨揭示して、歩行困難者の運送を開始せり、叙上の各交通機關は六日以後道路の修繕復舊するに従ひ、篤志の者のみ一區間貳拾錢以内の賃金を支拂はれ度旨揭示せしめて、困窮者以外は有料とし、國道全通の九月十日迄實施して避難民の便を計れり。

震災と全時に夜間全く暗黒となり、加ふるに流言蜚語相次て生ずるの實況に鑑み、當時大なる被害を蒙り居たるも、其の火力發電所稍被害少なきを聞知せしにより、全發電所所在の平塚町海軍火藥廠に對し、附近町村及東海道路筋の街道及官公署、駐在所等に點燈方交渉せるに快諾せられ、九月五日夜よりは平塚町、須馬村、大野村の街燈を、六日は大磯町を、七日には國府村、吾妻村内、國道筋の點燈を受くるに至れり、而して此の工事は火藥廠の希望により當署員及火藥廠工夫に監督せしめ、小田原電燈會社工夫をして施行せしめたり。全月七日以後に至りては管内各町村共燈火材料殆ど缺乏し、暗黒の中に警戒を爲すの實狀なりしを以て、更に火藥廠に交渉し、照明材料の供給を依頼せしに是又快諾を得、石油の原料油一樽七拾貫入のもの拾樽迄の給與を當署に對し、配給方一任せられたるを以て、管内各町村吏員を招致し、其人口に比例し第一回は全月十日左の通配給し、其の後署長の證明書を携帶せしめて、隨時各町村吏員を火藥廠に派して所要額の配給を受けしめたる爲、燈火に對し大なる利益を得たり。

平塚町

七拾貫

大磯町

卅五貫

須馬村

貳拾五貫

大野村

貳拾貫

旭村

拾貫

土澤村

拾貫

國府村

拾五貫

吾妻村

貳拾五貫

尙全廠に於ては夜間電力供給の餘力を晝間精米用動力として供給方快諾し、全月九日以後左の通動力を供給せられたるの外電力線の關係上、送電不能の地方の爲特に三十馬力の精米所を設置し、當署の證明を有する者に對し、精米の需めに應じたり。

平塚町

五馬力宛

三ヶ處

須馬村

三馬力宛

二ヶ處

大野村

三馬力宛

二ヶ處

大磯町

三馬力宛

一ヶ處

九月拾一日午前九時二十分颯逐艦羽風入港せるを以て全艦長に交渉し、大磯町別荘其の他に於て交通機關不備の爲歸京し得ざる貴顯、其他の民衆の便乗方を交渉し、其の快諾を得、急遽大磯町漁業組合並漁業會社に交渉し、出船の用意を爲さしめ、乗艦者を召集し、之か點呼検査を終了、氏名を記帳せる上西園寺公一、岩崎久彌「シヤム」公使、松平子爵夫人其の他の貴顯紳士、外民衆百二十一名を僅かに二時間にして便乗せしめ以て是等歸京者に對し至大の便を與へたり。

第十八節 伊勢原警察分署 署長警部 福井 房次

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

署員の配置は置在員巡查部長二名、内勤一名、主計一名、特務一名、署在管區員二名の七名中、署の倒塌に依り巡查部長一名、特務巡查一名負傷す、特務巡查は重傷にして歩行不能なりしか、巡查部長は稍重傷なりしも、推して勤務に服したる爲活動し得る者六名、該人員を急遽次の如く配置せり。

第一回配置

當時家屋倒塌して市街地の裏表通貫け不能にて、街路は辛ふして通り得るのみなりしを以て伊勢原町市街地を次の通三分し、各二名宛巡查を配置せり。

(1) 伊勢原町北側大神宮以東 萩原 巡查部長 高 濱 巡 査

(2) 伊勢原町南側大神宮前以東 梶間 巡查部長 森 田 巡 査

(3) 伊勢原町大神宮以西兩側 尾 島 巡 査 佐々木 巡 査

(4) 倒塌せる警察分署には之か監視及各方面の連絡を保つ爲、重傷にて歩行不能なるも意識正確なりし鶴田巡查を配置せり。

第二回配置

午後零時四十分伊勢原町の南方約二町を距る所に一ヶ所、五六町を距る所に二ヶ所の火災起り、其の方面裏通に草葺家屋多く、西南の風強く(約十五メートル)市街地危険に瀕したる爲、伊勢原町南側裏通りへ鶴田巡查を除くの外全員を配置す。

第三回配置

午後一時三十分火災鎮火したる爲左の通配置替を爲す。

(1) 成瀬村、相川村、神田村、城島村、金目村、金田村、豊田村、岡崎村、方面視察 萩原 巡查部長

(2) 大山町、高部屋村、比々多村、方面視察 梶間 巡查部長

(3) 伊勢原町字伊勢原北側及字大竹池端 高 濱 巡 査 森 田 巡 査

(4) 伊勢原町字伊勢原南側及字板戸、田中

佐々木 巡査
尾島 巡査

以上の外伊勢原町を除き豊田村、金田村は豊田村巡査駐在所員其他一町九ヶ村は各一名の駐在所員平素配置の通變更なし。

〔第一回命令〕 第一回配置の際（正午頃）

死傷者大多数の見込みに付傷者の救助見込み立ざる爲之に着手せず、先づ第一に午食準備及上機準備中に各家に火氣多きを以て消防及家人を督勵して出火の豫防を爲し、大體出火の虞なきに至れば人命を救ふへし、感情に捉はれず理性的に働くへし。

〔第二回命令〕 第二回配置の際（午後零時四十分頃）

消防及家人を督勵し、落下せる火の子を消すに全力を盡し、火災現場は村落なるを以て消防を其方面に出動せしむへからず、市街地警戒を重んぜしむへし。

〔第三回命令〕 第三回配置の際（午後一時三十分頃）

一、萩原巡査部長は伊勢原町東南の管内各村、梶間巡査部長は伊勢原町北西の管内各町村の被害状況の概要を迅速に視察すへし。

一、他の署員は消防及一般人を督勵して人命救助を急げ、而して後負傷者は醫院に廻はせ、次に死體堀出し努め、檢視済の上は役場員を立會せ、成へく早く假埋葬を爲さしむへし。

署の應急的處置

震災時は午食中又は其準備中のもの多くして各家共火氣あり、且つ急激なる震動なりし爲、火の始末を爲したるものなきものと認め、出火豫防が最大の要務と信し、且つ負傷者は其數多くして到底全部に亘り救助不能のものと思慮せる爲、激震か水平動となるや、直ちに火災に先立て（正午）消防組員に命じて警鐘を打たしめ、消防組の出動を命ぜり、集るもの僅に三十名なりしも、之を各方面に配置して巡査に對する第一回命令と同一命令を下せり、午後零時五分頃伊勢原町の西南に方る近き部落に三ヶ所の出火あるを發見し、組員は之に馳せ向はんとせしも當署は之を許さず、風上の出火なるを以て火の子により市街地に延焼の惧あり全力を注ぎて出火防止に努力し、市街地保全をなすへきことを命ぜり。

二、部内人民の人命救助

倒壊家屋下より又は崩壊土砂中より危険を冒しつゝ障害物を排除して、巡査消防手一般人民が協力救助したるもの、其數七十餘名に及ぶ。

三、火災發生防止上の處置

署の應急處置を記するものと同じ。

四、避難民の避難指導方法

該當事項なし。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

該當事項なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

震害當日午後一時三十分頃萩原巡查部長をして、伊勢原町より東南に於ける管内各村の被害概要視察を爲すべく命じ、直ちに單身、徒歩出發し、全七時歸署す、神田、相川、太田の三ヶ村は家屋及道路、橋梁全滅に近し、死傷甚しからざる模様なり、成瀬、城島、豊田、金田、金目、岡崎は被害激甚なるも、前三ヶ村の如きものにあらず、火災少なく學校の焼失したるものなし、人民は安全地帯に避難中なり、駐在所は相川、神田、太田全潰、其の他は半潰なるも、駐在所員及家族は孰れも無事なりとの報に接す。

同二時頃梶間巡查部長をして伊勢原町より西北に當る大山町、比々多村、高部屋村の被害概要視察を爲さしむ、頭部に負傷せる全部長は應急手當の儘直ちに徒歩出發したり、午後五時半頃歸署し、大山町は被害僅少、比々多村は家屋及道路橋梁の被害稍激甚なるも、高部屋村被害輕き模様にて、死傷者は各町村共甚しからず、火災少なし、學校の出火したるものなし、駐在所半潰なるも皆無事との報告ありたり、而して兩巡查部長共通路の破壊甚しく、交通頗る困難にて自轉車の乗用不能なるのみならず、歩行すら壯者にあらずんば

不能なる旨を報せり。

翌二日午前八時署長は被害多き相川、神田、太田方面を視察すべく出發す、路面の龜裂甚しく、歩行頗る困難なり、相川、神田、太田は民家悉く全半潰にて其の他は六、七割の全半潰なりき、罹災者は既に倒壊家内の取片付に努力しつゝありたり、全日午前十一時より萩原巡查部長は秦野縣道、大山縣道を視察し、其全滅を報す、全月二日午後六時頃より署長及萩原巡查部長は成瀬、相川、太田を巡視し、不逞鮮人來襲騒ぎにて村民總出、武器を携帯し居りたるを以て、輕舉妄動を戒めたり。

七、糧食の應急的給與方法

九月四日迄町村民は互に頗る睡ましく、其の所持する食糧を提出して共に食ひたるか、其の後は各世帯別となり、町村より應急配給を爲したるか、原則として有料なりき、差當り金錢を所持せざる者に對しては、無料にて給したるかその數は少數なりき、四日には既に白米欠乏し、伊勢原自動車株式會社の自動車二臺を徵發し、精米器を修理して自動車の動力を使用し、以て各町村に白米と玄米の無料交換を爲したり、自動車一臺を晝夜使用せは四斗俵二十五俵を精白し得たる爲、部内人民の食料には充分なるを得たり。

八、傷病者の救護状況

伊勢原町は開業醫四名ありて、當日孰れも在宅したるを以て、各醫院の門前に治療所を設け、無料應急手當を爲し、次に午後三時頃より各方面を巡回して應急手當を加へ、其の他の町村は孰れも其の町村居住の醫

師全力を盡したり、手當不行届の爲死亡したる重傷者なりしもの、如しと雖、醫師の居室破壊せる爲、藥品其の他の材料不足し、救護頗る困難を感せり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

多数の避難者來らざる爲、休憩所一ヶ所を設けたるのみにて他の施設なし。

一〇、其の他罹災者救護の一般狀況

當署管内は田舎なるか故に、罹災者互に同情を以て相助け、農民多きを以て食物に大なる不自由なく、火災少なき爲衣類を失はず、且つ比較的傷病者僅少の爲特別な救護方法を講せず。

第十九節 秦野警察分署

署長 警部 朝岡 朝吉

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

震災當時の署在員は署長以下巡査部長二名、巡査六名にして、矢島巡査部長を救護係に配置し、町役場吏員と協力し、直ちに町醫を召集救護班を組織すること、場所は秦野町會屋小學校と爲すこと、各樞要箇所に掲示を爲すことを命じ、大野巡査部長を給與係に配置し、町役場吏員と協力罹災民の爲に炊出を爲すべきこと及其の場所は同會屋小學校庭とすべきことを命じ、他の巡査六名の内主計係巡査は小使と共に、倒壊せる警察署跡に残留し、火災延焼の虞有るときは會計、高等に關する簿冊及戸口調査簿、其の他重要簿冊を安全場所に

搬出すると共に、全所に警察署を移動すべき旨を命令し、爾餘五名の巡査に對しては火災地を中心に圓形に移動し、消防救助に従事し、各員は署長と連絡を取るべきことを命じ、部署に就かしめたり、其の他各駐在署員にして當時被害報告の爲上署したる巡査に對しては、直接其の他に對しては通行の部民、若くは死體の處置、其の他に關し伺出ありたるときは、村役場吏員を通して責任を以て獨斷專行すべき旨を命令せり。

當時秦野町は小田原急行鐵道停車場敷地問題の餘波を受け、町長辭職し、助役亦欠員中にて町の首腦者なく、救護班組織及炊出し等に付ては、機宜の處置として警察署に於て專行するの止むなき狀態なり、尙震災の被害は管内各村一圓に及ぶを以て、駐在所員を召集することを得ず、止むなく數名の署員を以て救護、給與、警備の衝に當らしめ、主計係に對しては署員及署在員家族の食糧供給の任に當らしめ、他の巡査をして晝夜兼行活動するも、後顧の憂ひなからしめたり。

二、部内人民の人命救助

倒潰家屋若は崖崩れの間より單獨、若くは數名協力し、人命を救助したるもの署員の報告のみに徴するも、其の數三百三十餘名に達したり。

三、火災發生防止上の處置

震災と共に秦野町は各方面より火を發し、時恰も風力強かりしたため、少時間にして其の大半を烏有に歸せしも、燈火の不完全は頗る火災上憂慮されたるを以て署員を督勵し、巡回を密にし、且つ夜警を獎勵し、其

の他一般的には左記掲示を爲し、警火思想の喚起に努めたり。

讀め！ 告げよ！ 考へよ！

- 一、燈火の不充分と連日のつかれとて兎角火氣に對する注意を欠き、間違か出來勝ちてありますから、お互に火の元に用心して下さい。
- 二、當分の内就眠の時はなるべく消燈すること。
- 三、石油ランプは粗製不完全のきぐをつかはぬこと及たほれたり、おちたりせぬように置場や、釣方に氣を付けて下さい。
- 四、石油ランプの油つぼは金物でなければなりません。

九月三日

秦野警察分署長

四、避難民の避難指導

秦野町は火災當時避難民は風上なる曾屋小學校を指示し、一時避難せしむ、尙徹底せしむる爲に町樞要箇所に左記掲示を爲したり。

「罹災及避難民は曾屋小學校に來れ」

其の後町役場と協議の上同校を避難場所と定め、十月一日開校迄百二十世帯五百名を收容し、爾餘の村落

に於ては、各自適宜罹災者に於て假に小屋掛を爲し、避難せり。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

該當事項なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其他の状況

震災當日午後七時署長は矢島巡查部長を従へ、秦野町火災現場より同町字中野部落（戸數二百、人口約千餘）を巡視し、全所有志稻本丑之助、其の他と會見被害の慰問及震災時の注意等を與へ、再び火災現場に向へり。

歸途矢島巡查部長をして秦野町避病舎（當時チブス患者十名收容す）を巡視せしめ、次て兩巡查部長をして管内を一巡せしめ、被害状況視察を兼ね各町村役場を慰問せしむるの外、署長は矢島巡查部長と共に九月十五日山海嘯の急報を接受し、東秦野及北秦野兩村を巡視せり。

七、糧食の應急的給與方法

秦野町は玄米を握飯として給與せり、各村落亦適宜貧困者に對しては玄米及麥等を給與せり。

八、傷病者の救護状況

傷病者は各醫師の活動上各醫師方を便宜救護班の詰所とし、之に收容して救護し最善の努力を拂ふ。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

避難通過者は第二日より陸續として管内を通過せり、而して是等の者に對しては煙草專賣局より梱包用の藁二百枚を一時借用し、曾屋小學校教室内に假泊せしめ、一食を給與して通過せしめたるか、救護人員は百二十五名に達せり、而して秦野町入口樞要の個所（秦野町齊ヶ分、南秦野村今川町、秦野町臺町）三ヶ所に左記標示を爲したり。

一、行き暮れて宿無き罹災行路者は警察署にお出で下さい。

九月二日

秦野警察分署長

第二十節 小田原警察署

署長 警視 甲斐 百千

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

當時署在地勤務者以外は左記配置の通にして、全員に對する指揮命令の傳達方は實に容易の業にあらざりしも、先づ以て署在地勤務員に對しては、震動と同時に表街路に避難したる大部分の署在地員に對し、廳舎前にて家屋崩潰の慘狀より推して人命救助を要すへき者多數あるを以て、第一人命救助を主とし、第二火災の防止、財産の保護等漸次之れを行ふべく、然して警察官が民衆の保護者たる實を擧ぐるは、此の秋を措ひて他なきを諭示し、各員死力を盡して活動すへきことを命し、署長は小峰御別邸に御滞在在中なる閑院宮殿下

の御安否を憂慮し、居合せたる巡查二名を引率御別邸に駆付け、御避難の御救出、其の他應急措置を執りて後ち歸來警察廳舎前に於て一般方略を示すと共に、當時全町火焰に蔽はれ、此の儘放任せん乎、遂には全町烏有に歸すへき状態なるを以て、附近消防手の召集を行ひたるも、命に應ずる者一名たになく、隨て附近利害關係者を驅り集めて消防すへき手筈を定め、先づ本町通間中病院附近を小野警部外數名に、其の他署員の部署を分つて御用邸正門前及緑町方面各持場を指定して消防に従事すへきを命し、一方國府津、酒匂村方面及足柄村方面へ偵察兼傳令として巡查一名を派遣し、狀況偵察報告を徴すると共に、國府津派出所巡查部長に命じて人命救助及其他の警備救護上適宜の措置を執るへきを命し、又傳令を以て松田警察署と聯絡の必要より同日午後三時巡查一名を松田警察署に派したるか、足柄村方面駐在巡查に對しては、同傳令をして一般救護警戒は、各受持區員に於て刻苦勉勵すへきを命し、大窪村及早川村は午後二時駐在巡查出署せしを以て之れに命を授け、其の他の區域は當日指揮する能はず、各受持員に適宜措置せしむるの已むなき状態にありしか、署在地たる小田原町に於ては部署を定めて消防に努力したる結果、本町通は午後四時、御用邸正門前は午後七時に及び、緑町方面は翌日午前二時鎮火するを見たるか、夜に入りて署在員の配置は、閑院宮殿下の御警衛巡查二名、各派出所及小田原驛構内貨物倉庫附近、新宿、新玉兩駐在所に各巡查三名を配置して救護及警備に當らしめ、其の他の署員は箱根口廣場の假事務所に集合せしめ、町内各方面の巡察をなさしめて、警戒中午後九時幸三丁目茶畑近藤熊吉方より發火したるを以て、直ちに全員の出勤を命し、是れ亦利害關係者

及中宿消防手を召集消火に励めしめたるに、遂に一の延焼なく、午前一時鎮火するを得たり、然して是れより先き署長は町内巡視として十字町、幸町及緑町方面を視察したるか、部下の小野警部以下の幹部に命じて萬年、新玉町方面の視察を命じ、併せて被害の大體調査を爲さしめ、尙警察部長へ部内の狀況報告、救護請求傳令使として第一回に古怒田電話工夫、第二回に外山巡査を大磯警察署に傳遞の爲出發せしめ、湯本岩崎別邸御滞在の北白川宮大妃殿下の御安否報告を徴すると共に、駐在巡査及助勤員菅原巡査をして交互御警衛の任に當るべきを命じたり。

二、部内人民の人命救助

既記の通人命救助を第一とし、署員を督して努力せしめたる結果、主として家屋の下敷となり居たる者、其の他を救助したるは小田原町十字町、幸正長男高久弟正當十八年外百餘名に達するも、之か詳記を略す。

三、火災發生防止上の處置

(1) 小田原の火災發生防止

震災後瞬間にして町内十二ヶ所より發火し、忽ちにして全町火の海と化したるも、人心恐怖の極に達し消火を顧みる者なく、其の消防夫と雖自己の職責を忘れて顧みず、剩へ用水の斷水は奈何とも亦爲し得ざるの狀態なりしか、當署に於ては一應人命救助の終へたりと思料せらるゝ午後三時を以て署員の部署を定めて消火に當らしめ、消防手と謂はんより寧ろ附近の利害關係者を召集して鎮火に励めたる結果、

翌日午前二時頃に至り辛ふして鎮火の實を擧げ得たり。

(2) 温泉村宮ノ下

全村字宮ノ下安藤庄太郎方より發火し、左右崩潰家屋に延焼したるも、全所は急傾斜の山腹を切開き居所を構へ居りたる場所にて、地沁り山崩れの襲來は殆ど消火の證方なき狀態なりしか、偶々上部山崩れの爲、家屋埋没したるを以て其の以南家屋の延焼を免かれ、一方は村外れに及びて鎮火せり。

(3) 眞鶴村字眞鶴港

同所は急傾斜の地所に難段型に立並ひたる村落なりしか、震災と同時に數ヶ所より發火し見る間に、全部落に燃え擴がりたるも、元來同地は飲料水たに乏しき土地柄なると、混亂の際とて消防に従事する者なく、放任の已むなき狀態にて遂に全村殆ど大部分四百四十六戸を焼失し、自然に鎮火したり。

(4) 早川村字早川

同所は一筋町を形成せる村落にして、部落の中央鈴木源次郎方より發火し、左右三十二戸を焼失したるも、同所は用水の便ありて、且つ漁業を以て生業とする所なるを以て、青年、消防隊協力し消防に励め、午後十二時鎮火したり。

(5) 下中村字小船

同村字小船志村榮助方家屋崩潰と共に菓子製造場の竈より發火し、三戸に延焼し、附近人民集まり消火

し、同所船津一五郎、小宮福松、字上町大塔兼吉方より各發火せしも、何れも農村なりし爲他に類燒なく鎮火したり。

(6) 學校燒失

小田原高等女學校及小田原(第一)、下中村、國府津村、酒匂村、片浦村、眞鶴村、各村小學校は校舍崩潰後間もなく發火し、多くは理化學藥品より發生したるものなるか、高等女學校を除く外何れも校舍附近に民屋なかりし爲、類燒なくして鎮火せり。

四、避難民の避難指導

震災當時小田原町に於ては、海岸寄りには海岸に、幸町、十字町方面は十字町の山手に、綠町、新玉町方面は谷津及停車場並に第三小學校、足柄村中島の田の中へ避難方指導し、其の後海嘯襲來の風説盛にして、又無下に排斥すへきものならざるを以て、海岸避難者に就ては山手方面廣場に避難の安全なるを告知し、主として第一、第三小學校跡に收容するに努め、署員を派して避難の指導をなしたり。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

閑院宮御一家の御警衛

閑院宮殿下同妃殿下並に寛子、華子兩女王殿下には、八月末小田原御別邸御成り御滞在中なりしか、強震と共に御別邸崩潰、間もなく料理室より發火し、殿下並に御一統の御身邊甚だ憂慮すへきものあり、即ち署

長は身を以て街路に避難、直ちに署員の部署探るへき一般方策を指示し、其儘巡查二名を引卒馳せ参したるに、載仁親王殿下は安部屬官の御先導に依り御邸内庭上に立たせ給ふも、他殿下の御姿は見へさりしを以て直ちに御機嫌を奉伺御見舞を言上したるに、妃殿下並に女王殿下未だ殿内に御在すの故を以て、救ひ出すへき御命に依り部下を督して家從等と協力、妃殿下並に華子女王殿下を御救ひ出すを得たるも、寛子女王殿下の御姿は猶發見する能はず、時恰も火災は漸次燃へ廣かりて崩潰せる本館に延燒せんとして、寛子女王殿下の御救出上困難なるものあり、殿下は寛子女王殿下發掘迄火災を大ならしむる勿れと、畏れ多くも御心を悩ませ給ふものあり、即ち恐懼して消火に努め、署員數名を交々呼び寄せ、辛ふして御即死あらせられたる寛子女王殿下の御死骸を發見御救ひ申上くと共に、鎮火せしむるを得、續いて侍女屬官等の死體、並に負傷者を救ひ出し、御邸前松樹の下に御座所を設けて一時御避難の場所に當て後、巡查二名を御身邊警衛として配置し、醫師間中直七郎を招致し、妃殿下の御負傷、寛子女王殿下以下の御手當を爲さしめ、猶御歸京御迎ひとして軍艦派遣請求の手續を爲すへき御命を拜して歸署、別記の通署員の指揮に當りたるか、歸來後神子警部補以下數名の巡查を御別邸に派し、御警衛に従事せしめ、更に薄暮邸内竹林中に御避難場設置に當り福田警部補等を派して、天幕其他の準備を爲さしめ、爾後御歸京迄巡查二名を專從御警衛に當らしめたり、一面殿下の御命に依り二日未明御歸京用として驅逐艦回航方海軍大臣及横須賀鎮守府司令長官に請求書を發し、巡查を特派し大磯署を経由、至急傳遞の途を講したるに、三日午後五時驅逐艦夕風來航に付き、御乘艦御歸京被遊た

北白川宮故能久親王妃富子殿下の御警衛

同妃殿下には六月十七日より湯本村岩崎別邸御避暑中なりしか、當時洋館階上に御休憩中激震の爲崩潰、家屋に蔽はれたるも、御附の安東屬により御救出、庭前の廣場に避難難被遊しを以て、駐在高橋巡査、助動菅原巡査をして御警衛に任し置きしも、其の後御歸京を急かせられ、駐在巡査をして御歸京途中の模様御聞き出てに付き、交通機關全く破壊せられ、徒歩亦至難なるのみならず、混亂の折柄御歸京の御不安なる旨申上げしも、全月三日御不安に思召され、全所より御避難の御決意固きものあり、遂に小田原町に御下りあり午前十時菅原巡査御警衛随伴し、小田原町に御着ありしを以て、箱根口假事務所天幕内にて御休憩を乞ひ、部内の状況を言上、其の後小田原御用邸内消毒所に一時假御避難所の設置に當り小野警部、田丸巡査部長をして準備申上げしめ、先づ御休憩を乞ひ、御警衛巡査二名を配置したるに、午後五時颯々風當署の要求に基き、閑院宮殿下御迎として來航したるを以て、御同列御歸京を乞ひ、閑院宮殿下御一家と共に御乗艦御歸京の途に就かせられたり。

久運宮朝融王殿下の御警衛

同宮殿下には八月十日より箱根宮ノ下富士屋ホテルに御滞在中なりしか、幸ひホテルは崩潰を免かれたるを以て、御無事に同家庭内自動車内に御避難被遊されたる旨報告ありたるを以て、直ちに同村派出關巡査部

長及駐在太田巡査をして御警衛に當らしめたるか、同殿下は九月三日朝御出發芦ノ湯、元箱根、箱根町を経て沼津御用邸に御避難せられたるを以て、太田巡査をして途中御警衛を申上げしめたり。

貴顯の警戒

貴顯紳士の部内滞在者は前項列記の通にして、内小田原町及大窪村板橋方面へは男爵益田孝、子爵大島義昌、樞密顧問官安廣伴一郎、貴族院議員室田義文、同田邊輝實、同男爵瓜生外吉、實業家野崎廣太等滞在中なりしを以て、災害突發後一時巡査を派遣して警戒せしめ、是等の方々に対しては、不穩の形勢なきと署員少數の關係上幾はくならずして全部引揚げ、其の後警邏員をして時々警戒せしめ、殊に夜に入りては警戒の度數を増さしめ、署長は是等名士の家庭を訪問し、當地に於ける大體の状況及知り得たる京濱地方の状況を通報し然して村落滞在中の名士に對しては、各受持員に命じて相當警戒の任に當らしむる等、努めて慰安の方法を講したるか、名士中には特に感謝の意を表明せられたる者あり、猶瓜生男爵邸に於ては少人數に加へて男爵病臥中なるを以て、夜間は邸内在住の巡査部長田中次郎をして警戒せしめたり。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

小田原町の震災被害は部内第一位にして、之れが救護警戒は一層困難なるものあり、隨て當日幹部の巡視出張を許さざりしを以て、足柄村方面へは松田警察署へ聯絡派遣の巡査をして指揮命令を傳達せしむると共に、状況を視察せしめ、酒匂、國府津方面へは巡査一名の視察員を派遣し、以て一般命令の傳達と状況を視

察せしめ、大窪、早川は兩駐在巡查即日出席ありて大體の狀勢を知り得たるか、其の他に付ては同月四日巡查松本恒造をして酒匂村、國府津村、田島村、上府中村、下曾我村へ急派要注意人、其の他一般の狀勢を視察せしめ、翌五日小野警部、青柳警部補を真鶴、吉濱、土肥村方面へ、九日福田警部補を大窪、湯本兩村へ、松本巡查を温泉村へ、田丸巡查部長を元箱根村、箱根町へ、十日青柳警部補を早川、片浦兩村へ、十一日小野警部を國府津、酒匂村へ、署長は二日大窪村、十二日湯本方面及國府津村方面へ、更に同月十七日に至り小野警部を前羽、下中兩村へ、福田警部補を足柄、上府中、下府中、田島、下曾我、豊川村へ各視察巡視を爲さしめたるか、各村共に道路の損壞、橋梁の墜落、或は山崩れ等の爲視察の困難なる名狀すへからざる實況にて、就中箱根方面及温泉、宮城野、仙石方面の如き從來の道路は全然跡方を止めざる個所多く、山野を跋渉又は溪谷を辿りて通行する等、眞に命懸けの狀態なりしか、部内の被害狀況に至りては、何れも大同小異の程度を示し、震源地に近き本郡として比較的被害の激甚なるを見、殊に片浦方面真鶴村の如きは特に慘狀を極めたるものありて、交通機關の杜絶と、道路破損の結果として食糧配給の不安心なるものありしか、是等に對しては郡當局に通報相當措置を執らしむべく處置したり。

七、糧食の應急的給與方法

一朝にして交通機關の杜絶は、日常必需品殊に生活必需品の缺乏、不安を感じ、之れが爲人心の動搖甚しきものありしか、斯る不安裡に一日を経過し、今や本縣中央の來援あるべく期待し居りたる折柄、横濱東京

兩市の慘狀猶ほ甚しきものありて、救援の見込なきを報するものあり、茲に於てか意を決し、急を静岡縣に通報し、危急を救ふの外途なきを想起し、即ち三日午前五時巡查井上晃を急派し、食糧及醫療材料の回送方を静岡縣知事に請求せしめ、一面町當局に注意して小田原驛構内在庫米一千二百俵を徵發管理を爲さしめ、巡查二名を派して看守に當らしめ、以て窮迫せる食糧配給を爲さしめたるか、全月六日曩に請求したる静岡縣より玄米四百俵及副食物の回送ありたるを以て、直ちに郡長に引渡し、一般郡民へ配給したるか、一方醫藥は軍隊、又は其の他より特便を以て、箱根越しにて著々送附し來りたるを以て既に開設中の當署救護所各班に分配し、一般傷病者の醫療に充て、以て窮迫せる食糧並に醫藥配給の實を擧げたり。

八、傷病者の救護狀況

家屋崩潰の爲又は大火災等、是等の原因に伴ふ傷病者は災害突破と共に隨所に呻吟散在し、其の慘狀慘鼻を極むと雖、病院、醫院、全部崩潰し、殊に大部分は燒失し、醫師も亦身を以て避難するの折柄とて、天職を盡す者なき狀態にて、特に薄幸なる傷病者に對しても、應急手當をなす者なきを以て、當日午後三時半小田原町外科醫師間中直七郎を招致して救護所開設を圖りしに、立所に快諾せしも、醫藥材料の缺乏にて奈何とも爲す能はざる趣を以て、署員を派して小西藥店の崩潰家屋中より藥品を取出さしめ、應急措置として重傷者の診療を始め、箱根口第三小學校跡に當署救護所の看板を掲げ、即時救護に従事すると共に、爾來各藥種商の衛生材料を徵發し、又静岡縣より回送の醫藥とを以て町内在住の醫師に依頼し、小田原町に十一ヶ所

の救護所を設置し、一般患者の治療に當らしめ、一面各村在住の開業醫師を懲慰して一般治療に従事せしめたるか、猶是等村在住の醫師に於ては何れも醫療藥品缺乏し居るを以て、要請者に對して補給交付するのみならず、又町村役場又は駐在巡查等の申出に對しては即時藥品を給與し、又片浦村に於ては從來一名の開業醫師ありしか、震災の爲埋死するに至り、殊に傷者も多数にして交通杜絶と各醫師の罹災とに依りて、他より醫師の出張不可能なるのみならず、村當局としても手の下し様なき状態なりしを以て、救護所に聘したる元軍醫の平井醫師を四日出張せしめ、二日間に亘り應急手當を施さしめ、爾後陸軍救護班と赤十字救護班の手により治療を爲さしむることとなし、努めて各町村共救護上遺憾なきを期し、而して其の後各救護班退去し日を経るに從て内科的患者のみならず、外科患者にして猶治療を要するもの尠なからざるに至りしを以て、救護班として應援を得たる井川醫師と縣立第三消毒所藥劑師を以て救護班を組織し、十月十四日及十一月十日の兩度出張し、其の後引き続き救護に従事せり、又一面救護上に就ては冷却用水を寸時も缺くへからざる患傷者尠ならず、幸ひ小田原電氣鐵道株式會社製水貯藏庫燒失を免れ、製水貯藏しありしを罹災民が概して飲料水に缺乏したる爲め製水を以て之れに替へむとし、各患家に於ても亦競ふて製水を得むと焦慮する状態なりしかは、三日間にして約一百噸も消費するに至り、會社としては交付の方法にも困窮したる次第に至りしを以て其儘放任せんか、救護上一大支障を及ぼすに至るを以て、四日貯藏水を全部徵發して醫療上必要なる者以外には絶對交付せざることとし、其必要に應じて數量を交付したるを以て、足柄下郡内は勿論上郡

及中郡の一部傷病者も支障を來すことなく、九月二十日靜岡縣當業者が廉賣を始むる迄持續するを得たり、猶其他當署假事務所内には吉田警察醫の下に第三消毒所技手内田、石橋の兩藥劑師をして救護に當らしめ、全月二十日に至りたるか、其間各救護所に於ける施設延人員は實に八百八十五人の多數に上り、當時唯一の救護機關として危急を救ひたるか、今救護に従事したる場所及職氏名を擧ぐれば左の如し。

罹災者救護調査表

配 置 場 所	組 織	年 救 療 開 始 日	全 上 閉 日	職 員 數				
				醫 員	藥 劑 師	婦 看 護 員	事 務 員	人 夫
小田原町舊第三小學校跡	小田原警察内救護所 吉田與太郎 間中直七郎	大正十二年 九月十一日	九月二十日	三	三	五	一	
幸町三丁目舊茶畑	茶如救護所 今宮 亨	九月二日		一		一		
六 新玉町四丁目五六	新玉町救護所 高橋 積	九月六日		一				
十字町一丁目一	十字町救護所 内田 理治	九月七日		一				
綠町三丁目	綠町三丁目第一救護所 前坂 宗平	九月一日		一				
小田原綠町一丁目	小田原署綠町一丁目救護所 小林 欽企			一	二	四	一	
幸町一丁目八五三	幸町救護所 栗原 祐吉			一		一		

吉濱村吉濱	陸軍救護班	九月二十五日	一	六	一
國府津驛構内	鐵道省救護班	九月十一日	二	二	一
片浦村江ノ浦	陸軍救護班	九月七日	一	一	一
下中村役場	日本赤十字社兵庫支部	九月二十五日	一	一	一
前羽村前川	救護班	九月二十三日	一	六	一
小田原町	小田原警察署	九月二十日	二	二〇	二
片浦村石橋	赤十字社本縣支部臨時救護班	九月二十日	一	一	一
米神	赤十字社本縣支部臨時救護班	十一月一日	一	二	一
		現在從事中	一	一	一

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

京濱兩市の大災害に伴ひ、關西地方へ避難せんとする者の大部分は、徒歩箱根の山越へをなし、一日數千の多數に上りたるか、七日以後静岡縣清水港との海上連絡を得るに至りては、便船毎に約三百乃至七百名宛を船長に交渉し、海路清水港に向はしめたり、之れか爲九月二十日迄當署に義勇的に助勢せられたる杉山海軍大尉及巡查二名を海岸汽船發着所に配置し、終始海路避難者保護の任に當らしめたるか、此の數約一萬五千人に及へり、是等の多くは食糧を携帯せざるを以て、三日以來の避難者に對しては炊出し給與の必要を感じたるを以て、町當局に交渉せしも、町民救濟不安なりとの理由を以て要領を得ざりしか、其の後食糧給與

を乞ふ者續出するの現況に依り、更に警備軍司令官と打合せの上、再び町當局と交渉、玄米の回送を受けて當署假事務所内に炊出場を設け、一般避難者に給與し、避難通過者の休憩假泊所は國府津驛構内待合室、小田原驛待合室及全町第三小學校跡廣場、大窪、湯本兩小學校、元箱根及箱根町等を指定し、各所巡查二名を配置して救護及警備に當らしめたるか、一日多きは八千名(三ヶ所)に上り、少なきも一日數百名を下らず、斯くして全月二十一日(汽車山北驛迄開通の日)に及び、箱根越は少なきに至れり。

一〇、其他罹災者救護の一般狀況

震災に伴ふ井水の涸渴は曾て聞知する處なるか、今次の震災に於ける當町井水の涸渴は甚しく、殊に小田原町字綠町方面に於ては飲料水に欠乏し、其の困難非常にして一桶の井水を得るにも、尙且つ爭論を見るの狀況なるを以て井戸堀業者柳川菊三郎に交渉し、無償にて全町三丁目、全町二丁目消防器具置場跡、及新玉四丁目八百半乾物屋側都合三個の共同井戸を堀鑿せしめ、以て飲料水の供給を爲さしめたるか、地方住民は之れに依りて蘇生の思ひを爲したるを語り合へり。

第二十一節

松田警察署

署長 警部

渡邊

勸七

部内は一般村落に駐在所の設けありと雖、平時に於てすら之に往復するに長時間を要するか如き状態にして、彼の震災時に於ては交通殆ど杜絶し、發令受命頗る困難なりしも、駐在所巡查は何れも冒險決死的に被害の狀況

報告の爲來署したるを以て、署長は人命の救助、負傷者の救護を命じ、加ふるに消防組員、在郷軍人團の利用、開業醫の督勵等を以てし、且つ火災豫防の爲石油洋燈の使用を嚴禁し、其の間各方面に署在巡查を傳令として派し、翌二日署長は川村方面へ、小磯警部補と鈴木部長は金田村、曾我村へ、佐藤部長は北足柄村へ派し、全四日小磯警部補を吉田島、酒田、福澤の各村を経て南足柄村、北足柄村へ、佐藤部長は清水村、神繩村方面へ、全六日署長は吉田島村、櫻井村、岡本村へ出張し、全十二日小磯警部補を山田村、中井村へ全十三日櫻井巡查部長を、上秦野村へ、全二十日小磯警部補を寄村へ、何れも巡視せしめ、被害の程度、食糧の有無、思想の傾向、駐在巡查と自警團體との連絡、醫療の適否等を調査せしめたるに、寄村の如きは道路の原形殆ど潰没し、今尙駄馬の交通すら杜絶し、辛ふして人の脊に依り日用品糧食の運搬を爲しつゝあるの状態なり、醫療に多少不便の點ありたるに、開業醫の手により應急手當を施されつゝありたり。

京濱地方より避難通過者は日を逐ふて其の數を増したるも、當時關係深き松田町に於ては町長出勤せず、以下吏員も所在を没し、自治的設備なく倒潰したる停車場の半永久的日除を利用し休憩及假泊所とし、巡查部長一名、巡查三名を派出し、之か救護に當らしめ、山北驛は被害比較的少なき爲め停車場構内に休憩所及假泊所に充てたるも、食糧は供給不能にして部民に於てすら自己の前途を案する有様にして、町役場に對し何等か救濟設備を交渉すること日に再三に及ふと雖、其の効なく荏苒日を送り、七日に至り署長、郡長の注意により漸く町長出勤、漸次活動を開始し、十五日頃より縣下避難民に對し玄米握飯を給與し得るの運ひに至れり。

第二十二節 厚木警察署

署長 警部 楠

豊

太

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

當時當署定員署長以下二十三名にして、宿痾療養中に在りし警部補小池稔及前日來管外旅行中に在りし巡查山佐一の兩名の缺動を除き、其の他は署在及駐在の勤務に服し、各執務中に係り、今や午餐を攝らむとする刹那、突如起りし未曾有の震動は聲音と共に、應舎の周壁等を脱落せしめ、砂塵騰々として咫尺を辨せず、危険身に迫りしを以て、署在員は屋外に避難せしめ、辛して危険を脱するを得たり。

(1) 署員の配置

激震に依り通信機關の破壊せらるゝ等の爲、接續各署の聯絡並に管内の狀況を知悉すること不能なりしも、震災區域は全郡下に及び、家屋、人畜の損傷未曾有なるべきを以て、傳令をして特別の指示なき限り村落駐在所巡查は其受持區域内に於て救護、警戒其の他應急處置の方法を講せしめ、署在勤務員中病氣事故、缺勤者二名、重傷者一名を除き、巡查部長以下五名並に比較的被害程度の輕微なる所轄駐在所巡查を本署に助勤せしめ、専ら慘烈を極めし厚木町の警戒、救護其の他の應急處置に當らしむべく、署長の指揮命令に依り各任務に従事せしめ、其の統一を保持することとせり、蓋し少數署員にては大震災に處し到底、集團又は分任の方法を以て配置すること不可能のみならず、却て統一を缺き、適當なる活

動をなすことを得ざる當時の状況にありたりしを以てなり、更に署在勤務員に對しては未曾有の變災に處する警察官當然の責務として各家庭を度外視し、歸宅するを許さず、署内に留つて勤務を持続すへきを命し爾後九月六日より署示を以て配置を定め、更に十月十二日に至り人心安定し、秩序稍恢復せるを以て署示を發し、勤務配置上の變更を爲せり。

(2) 署員に對する命令

現在署在員巡查部長外六名中一名の震災重傷者を除き、之を二分し、一部は署長他は巡查部長をして指揮に當る可く、厚木町消防組員を召集し（當時警鐘は震動に依り墜落）急遽人命の救助避難民の指示並に出火防止に活動し、一名の署員を残留せしめ、遭難巡査の救助及廳舎の警戒並重要書類の搬出準備に従事す可く下命せり、然るに時已に出火し、其の火勢猛烈ならんとせるを以て全日午後一時頃専ら人命救助は隣佑其の他に於て適宜方法を講せしむることとし、警察官は第一に火災を鎮壓するに在りと信し消防組を指揮し、死力を盡して活動すへきことを命せり、全日午後八時頃に至り火災稍鎮火せるを以て一部署員を以て郡吏員と協力し、罹災民に對する食糧の配給及餘燼の警戒に従事することとし、署長は一部署員を以て死傷者の救護を即行することとし、直ちに之に従事せしむ、一般駐在所巡査に對しては當日震災中消防組を指揮し、適當に救護警戒を爲すへき旨を、傳令を以て指示せり。

震災發生時は通信不能なりしを以て、一名の署員を派遣し、警察部に應援を求むべく出發せしめしか、

隣郡平塚に至り目的を果さずして歸署せり。

九月二日午前二時半に至り厚木町前焼失區域外より再び發火せしを以て署在員を召集し、消防組其他の住民を指揮したるも、注水不能に付き破壊作業を命し、以て僅に延焼を防止せり。

全日午後七時より死傷者救護の爲署在し六名を二分し、愛甲郡醫師會員と共に活動す可く命令せり、全日午後三時頃京濱地方より暴動鮮人等の蜚語盛んにして、陸續避難民の來厚に依り、且つ管内掠奪を防止すべく嚴重なる警戒及其偵察に當らしむ可く下命し、警察署に本據を置き、管内警備を完ふす可く駐在巡査に示達せり。

全日午後六時頃迄に田代郵便局長に協商し、開通せし警察電話の應急處置を爲し、管内の情報を蒐集せしむることとし、管内小澤に於ける鮮人二十二名の保護警戒を全所轄駐在巡査及隣管區巡査一名にて交代従事すべく下命せり。

九月三日徹宵警戒に従事し、午前六時管内依知村に於て二件の窃盜未遂犯人あり、或は鮮人の所爲なる可しとの報告に接し、全時に舉動不審者四、五名管内荻野村高尾山に向け逃走せる旨、全地駐在所の報告に接し、午前八時警察官五名及附近村落及多數の消防組員をして包圍檢索を爲さしめたるに、正午に至り右は京濱避難民の岐路に迷ひし者なることを確め得たり。

九月四日午前八時初めて一名の署員を選抜し、管内の被害状況を警察部に報告せしむ可く急行せしめ

他は警戒救護、民心平定の揭示宣傳等に從事せしむ。

(3) 署員の應急的處置

警察廳舎は約十五度に傾斜、屋根瓦周壁共に轉落し、約二尺位前面に位置を轉し、半潰の程度に於て辛ふして支持する状態となり、町内の火勢は猛烈にして延焼の憂ひありしを以て重要書類の搬出を準備するを得たりしも、危険なりしを以て九月二日署前に天幕張事務所を設け起臥せしめ、本館に支柱をなし、幾分其の倒塌を防止し、署後に一般署員の炊事場を急造せり、從て署在員に對する食糧は九月一日より十月二日迄炊出を爲し、統一して活動せしむると共に、能率の増進に勉め、更に署構内井戸を解放して避難民及軍隊の給水に充て、燈火材料等の蒐集を爲し、又管内警察電話の開通は最も緊要なるを認め、愛川村田代郵便局長大谷武兵衛に依頼し、全局使用電工及沿道青年團に援助せしめ、九月二日夕刻より厚木署對半原間の通話を可能ならしめ、爾後全月六日迄に溝、中野、八王子間の通信應急方法を講し、物資の購入其の他警戒の用に充て頗る便益を得たり。

二、部内人民の人命救助

震災に依り家屋の倒塌、其の他に於て危険に瀕せし人命の救助に當りし、警察官、消防組は署長の指揮に應じ、火災防止に努むると同時に、倒潰家屋を破壊し、救助せし以外個人の救助に係るもの尠からず、調査可能の程度に於て行賞上申せるもの八十四名、被救助者二百二名にして、隣佑知己相携斷し、其の救助に勉め、寔に

慘劇に處する人情美を盡し、推賞の價值あるもの尠からず、殊に集團生活せる學校中九月一日開校中にありし縣立女學校に於ては、其の寄宿内に在りし女生徒二十餘名を、職員の手により二名の壓死者を出したる以外之を救助したるか、半原方面に於ては管内の激震地に比較し、僅に死者五十七名に止まりしは奇蹟とも稱すへきも、又民衆の互助に依り力預つて大なりしものありと認む。

三、火災發生防止上の處置

管内に於ては厚木町に於て震災と殆ど同時に outbreak し、未然に防止することを得ざりしも、爾餘の殘存各戸並に村落に於ては、時恰も中食の際にして、通常火氣の存するを例とせるを以て、警察官及消防組の活動と各自の注意に依り倒潰、又は震動後屋内に入り火氣を消し、或は依知、高峰の小學校に於ては化學藥品の轉落より發火したるも、全校職員の敏活なる處置を以て罹災を免かれし狀況にありたり、發火消防に關しては之を省略す。

四、避難民の避難指導

震火兩難に逢ひし厚木町民は、主として當署に於て指示せる厚木小學校庭、長福寺外三ヶ寺内附近桑園、警察署前に家族隣佑相擁し、重傷者に對しては傍觀者を強制して運搬せしめ、他に指導の方法なきを以て大聲呼號せり、村落に於ては愛川村半原石小屋に於けるもの、並に全字馬渡埋沒家屋地方は全地駐在巡查及消防組員に依り安全地帯に避難せしめし以外、各自庭内に空地、竹林に避難し、不能の者に對しては所轄駐在

所巡査消防組員に依り安全地帯に救護避難せしめたり。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

該當事項なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

當時當署は署長外巡査部長一名の幹部なるを以て、指揮、命令、施設等の爲震災後直に管内巡視を爲すことを得ざりしを以て、所轄駐在所より状況詳報及必要なる處置の申請を爲さしめたり。

九月五日署長は管内の警戒、救済、状況視察の爲妻田村、荻野村、愛川村内五ヶ駐在所管内を自轉車を以て巡視せり、妻田村に於て縣道に面する民家厚木町に近接せるに従ひ、家屋の倒壊の程度甚しく、罹災民は僅に庭内の一部に急造、堀立小屋を以て雨露を凌ぎ、荻野村上荻野傾斜地に建てし家屋は、其の懸崖下に轉落せる儘にして、愛川村半原馬渡は數丈の懸崖數丁歩崩潰して、五戸の家屋、土砂と共に埋没し、尙崩潰の危険を有し、未發堀死體二名ありて凄慘の光景を呈せり、巡視中の道路は縣道なるも、到る處決潰し、辛ふして徒歩し得る場所尠からず、然れ共罹災民は應急施設の準備に従事し、道路の修理には地方青年團等の活動從事中にして、民心幾分安定の情勢にありたり。

七、糧食の應急的給與方法

罹災民に對する食糧は震災火兩難に遇ひし厚木町民を除き、他の村落に於ては隣佑に依り食糧を提供し、一

部は村役場に於て所轄駐在所巡査、消防組の手に依り配給し、南毛利村、小鮎村、妻田村に於ては有志の寄付に依り炊出を續行せり、厚木町民約四千六百餘名に對しては、震災と全時に當署に於て郡當局に交渉し、隣接の南毛利、依知、林、愛川等の村落より炊出を爲し、全地青年團の應援を受け、警察官、郡吏員をして各自避難地に配給し、飢餓を免れしむるを得たり。

八、傷病者の救護状況

損害大なる厚木町民の傷病者は、突嗟の場合なるを只て、警察官の指揮に依り消防組、隣佑をして、安全地帯に運搬せしめ、家族に引渡し、或は隣佑をして看護せしめ、厚木小學校庭外五ヶ所其の他の場所に於て苦慮せる傷病者に對する應急救護として、震災當日午後八時より杉浦、青木兩醫師の援助を求め、應急手當を施し翌日未明より愛甲郡醫師會の一部を召集し、醫師、警察官を以て二隊とし、組織的に巡回治療及死體の検案を爲せり、其の數二百七十七名に達し、尙未治療のものを有する状況なりしを以て爾後續行し、全月六日より署内に臨時救護所を開設することとせり、他の村落中死傷者比較的多數なりし南毛利、小鮎、愛川、妻田村に於ては各村醫の援助を受け、所轄駐在所巡査に於て應急處置を講じ、兼て死體の検案を行はしめたり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

通過避難者にして救護を要するものに對しては、當署に於て保護を加へ、糧食を携帯せしめて目的地に出發せしめ、又假泊所として他に適當の場所なきを以て厚木町東亞煉炭株式會社工場の半潰の場所を指定した

り、當署に於ける保護人員は九月二日以来全月末日迄に約二百四、五十名に及び、假泊所に於ては開設以來約千六百餘名に及へり、他の村落に於ては管内最北にある愛川村平原信誠館青年公會堂を無料宿泊所に充て約二百名の投宿を見たり。

一〇、其の他罹災者救護の一般狀況

管内現在未監置精神病者殊に罹災者に對しては、家族に嚴重なる保護を加へしめ、保護不能者に對しては町村を以て保護警戒せしめ、場合に依り當署に於て檢束する筈なりしも、檢束保護者五名以外家族の看護宜しきを得て、町村の公費に依るものなく、且つ異狀なきを得たり。

他管避難民にして管内に留まるものに對しては、比較的損害甚き地方の青年俱樂部を開放し、收容する方法を執りし結果、雨露を凌ぐを得せしめたり。

第二十三節 中野警察署

署長 警部 若林 平重

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

九月一日第一震當時在署員は佐野刑事巡查一名縣會議員選舉運動狀況視察として出發し、在署せざりしのみにて、他は全員署内にありしを以て、強震中署前縣道に悉く避難したり、而して此際中野村字中町方面に非常の音響と共に黒煙濛々として、恰も火災の起りしか如き状態なりしを以て、直ちに署に全員に出場を命し、

共に駆け付けたるに火災にあらずして、土蔵家屋等倒潰し、壁土の崩落による砂煙なりしを認めたり、此の震災により中野村には家屋の倒潰等多數にして被害甚しく、村民は悉く縣道に駆出し居りて、餘震の來襲を恐れ屋内を顧みざる狀況なるに、時恰も晝食の際なりしを以て一般に火氣を取扱ひ居りたるに拘らず、之を消火するの暇なくして飛出したる儘なるにより、火災を發生するの危険あるを慮り、直ちに署員を手分けして一般に火を消し來るべきことを注意し、即時實行せしめ、續ひて大體の被害狀況調査を命したり、而して直に災害狀況を報告すべく、警察電話を利用せんとしたるに、故障を來たし不通なるを以て、電報を以てせんとしたる處、之亦不通にして一切の通信杜絶せるを以て署員に出張を命して報告せんと欲し、交通關係を調査せしに、道路崩潰、橋梁破損等により交通杜絶せるを知りたるを以て、止むを得ざるものと認め、交通開始するか、通信機關の復舊を待つの外なしと認めたり、又一面部内の狀況を知らんと欲し、電話を利用せんとしたるも通せず、他町村の人々の通行も絶無の状態にして、部内一般の狀況は知るに由なかりしも、中野村一般に家屋傾倒して戸締等も爲す能はざる爲、商品家財等は放任し、道路、竹藪、桑畑等に戸板、或は疊を敷きて避難し居り、震動數分若は數時間毎に起り、何時熄むべきやを氣遣ひ、屋内に入る者無き狀況なりしを以て、盜難豫防等警戒の必要を認め、署在員全部に命して交互に中野村内に絶へず巡邏警戒せしめたり、尙三澤村字三井に山崩れ甚しく、太井村荒川部落危険甚しき風評ありしを以て、署長は直接狀況調査の爲、太井村の被害狀況調査に向へり、全日午後三時頃鳥屋村巡查駐在所より急使を以て、全村馬石に地震の爲山崩れ

ありて、人家五戸埋没し、十六名埋没せりととの報告に接したるを以て、直に屍體發掘の指揮及檢視の爲警部補小菅治榮を出張せしめたり、全日夜に至りて屋内に於て炊事を爲すは、火災を起す危険あるを以て署在員に命じて、直ちに中野消防組の召集を行ひ、署員と共に屋内に於ける炊事を爲すことを禁し、屋外危険のなき場所に臨時炊事場を設け、決して屋内に於ては火氣を取扱はざる様、各戸に注意せしめたり、地震によりて電燈點燈不能となりし爲、石油、蠟燭を使用せる關係上、火災發生の危険あるを以て署在員及消防組をして、徹夜警戒に當らしめたり。

二日夕刻より不逞鮮人來襲の蜚語瀾々として傳へられ、各方面共に青年團、或は在郷軍人等主となり自警的方法を執り、其の勢ひ激しきものあるを認めたるを以て、署員を各方面に急派して其の風説の眞否に就て取調べを爲すと共に、自警團に對しては輕舉を戒め、一方に於ては最善の方法に依り警戒に當りたり。

九月一日の大震以來部内各町村一齊に電燈は點燈不能となり、引水設備、井戸等破壊して、飲料水は缺乏し、道路は崩壞して交通杜絶し、殊に白米缺乏の爲不安一層甚しきに至り、此の儘に放任せば如何なる大事の發生するや、難計を感じたるを以て、直ちに署長は郡長と協議を遂げ、食糧供給の方法を講じたるも、八王子市に於ては極めて小糧の外譲らず、大量の買入を爲さんには遠く震災を免れたる各府縣に到らざる可らざるを以て、署在員及駐在所巡査に命じ、各町村役場當局と協力して、日用必需品現在數量の調査を行はしめ、互に譲り合ひて一時を凌かしむることを勧誘せしめたり、一面署長は部民の有力者に出資せしめ、八王子方面より小量つゝ従前の取引關係を利用して、白米及玄米の買入を爲さしめ、又は部内米商より町村に於て買上げ之を公平に元價にて配給せしめたり。

川尻村、太井村間の縣道上に土砂崩壞して交通杜絶し居り、部内大部分の食糧問題に重大の關係あるを以て是れが修理の緊急の要あるを認め、中澤及川尻消防に出動を求め、又太井消防及荒川部落民にも出動を求め道路修理に従事せしめたり。

三日夜與瀨方面より消防組員の同行し來れる鮮人二名、及行商支那人四名とを共に保護を加へたり。

二、部内人民の人命救助

(1) 九月一日鳥屋村字馬石に於ける山崩れの爲五戸、十六人埋没したる際、該埋没家屋の内なる全村中村芳次郎方家族四人の内二女八重子當三歳を除く外埋没し、如何なる機轉なりしか、八重子のみは押出す土砂と共に投げ出されたるものゝ如く、串川の流の一大沼池の如く變化せる水上に浮漂しつありしを、偶々該震災當時行衛不明なりし我子の搜索の爲全所に到りし、全村中村鐵藏が発見し、直ちに棒を以て引き寄せたるに既に氣絶し居りたるを、自宅に抱き戻り、種々介抱したる結果蘇生せしむを得たるを以て、本人の親戚に引渡せり。

(2) 九月一日又野村織物工場主安田健司方雇女工等は、當日定休日に相當せしを以て、全工女佐藤かめ當十八年、杉本靜子當十六年、小谷ふみ當十七年の三名は全村相模川礮に於て遊び居りし處、地震の爲對岸

なる三澤村字名手の畑及山林一時に相模川に崩落し、同川の激流も之れか爲に阻止せられ、忽ちにして六、七尺の増水を來たし、前記三名の遊ひ居りし積も本人等の胸部に達する増水となり、尙現場は中洲となりて、周囲の水深丈餘に及び、其の流れ急となりし爲他に避難地無く、水中にありて泣叫ひ救ひを求め居り、危険瞬間に迫りし際、附近に於て鮎漁を爲しつゝありたる三澤村字名手平本米吉富三十一年は之を發見し、危険を冒し激流逆巻く同所に鮎漁小舟に掉して、漸く三名を名手積に救助したり。

(3) 九月一日の強震によりて串川村字青山六間荒井惣八方居宅倒潰し、戸主惣八及全人長男芳彦の兩人は潰家の下敷と爲りて、全所荒井與市は先着の隣人と草葺屋根を毀ち入りて、兩名を速に救助したる爲兩名共輕傷を負ひたり。

三、火災發生防止上の處置

前記の如く署員及消防組を召集して各戸に消火を命し、即時實行せしめ、爾後巡回して火災豫防警戒に當れり。

四、避難民の避難指導

當署部内には避難民の避難指導を要する場所存せざりしを以て該當記事なし。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

當署部内には皇族、貴顯の御滞在中に無かりしを以て該當記事無し。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の狀況

九月一日署長は署在地中野村は強震によりて、家屋の倒潰、土藏の壁崩落、石垣の崩壊、水道引水設備等の損害甚しきを以て、直ちに全村を一巡し、被害状況を調査し、更に三澤村字三井の山崩れ繼續し、川を越へ荒川部落に危険を及ぼす虞れありとの風評ありしを以て、直接太井村方面の被害状況を視察すべく出張巡視せるに、太井村小網に於ては倒潰家屋少なく、全荒川に於ても土藏の壁土の震落されたる者二、三に過ぎず且つ三井の山崩れは荒川部落には危険及はざるを認め、荒川橋に到るに、該橋梁も被害極めて少く、交通上に支障無きを認め、更に三澤村中澤を巡視せんとしたるに、縣道上に崖崩落し、交通杜絶せるを以て、横濱水道橋方面を巡視せしに、該橋にも故障無かりしも、太井隧道附近に於て横濱水道鐵管四ヶ所破裂し、盛んに噴水し、附近の家屋は危険の状態なりとの報告に接したるを以て、應急處置方を横濱水道出張員に交渉し直に修理せしむる手配を爲したり、全日一面に於ては巡查部長中村文悟に命し、横濱水道水源たる串川村字青山に於ける鮎子取入所及貯水池の被害状況及通過村落の被害状況調査を爲さしむべく出張せしめたり、之れが報告によれば、三ヶ木村及串川村の一部青山鮎子方面に於ても、家屋、道路、山林等の被害多く、殊に横濱市水道瓦斯局青山出張所は被害甚しく、鮎子取入所は附近の崖崩れにより平素の三分の一程度の流入に減少し、貯水池も内部の煉瓦隔壁殆ど崩壊し、被害甚大なるも使用全然不可能にあらず、然れとも送水鐵管の破裂、溝方面にも多數の爲全然断水することとなりたりと。

全日警部補小菅治榮に命し、鳥屋村に於ける山崩れの爲埋没したる屍體の發掘指揮及檢視の爲出張に際し往復途中の被害状況視察方を命し、出張せしめたり。

九月二日署長は鳥屋村に於ける山崩れ場所の疎水工事の指揮の目的にて午前六時出發し、途中三ヶ木村串川村の被害状況調査せしに、通過せし道路は到る所龜裂を生じ、或は陥没し、被害甚しきを認めしも、三ヶ木村に於ては家屋の損害は比較的少きを認めたり、串川村に於ては簡易水道は破損し、倒潰家屋あり、半倒潰家屋も亦夥しく、損害甚しきを認めたり、鳥屋村に於ては一層被害甚しく、殊に全村馬石に於ける山崩れ場所は迅速に疎水の方法を講せされは、上流地域は勿論、下流地域も一時に堰切れ押流さるゝ危険あるを認め、全村消防組を指揮して之か疎水工事に着手せしめたり、全日午後六時頃より所謂鮮人騒きにより鳥屋村より串川村、三ヶ木村、中野村、太井村、三澤村を経て川尻村に出張せり。

全日小菅警部補及中村巡査部長も共に所謂鮮人騒きより之れか警戒防禦の爲、中野村より太井村、三澤村を経て川尻村に出張せり。

九月三日 署長は太井村、三澤村、中野村、を巡視せるに、人心尙安定せざりしも、所謂自警團は一般に眞面目にして、晝間は道路の復舊に努め、夜間は火災豫防、盜難警戒に當り粗暴の行爲なく、何等警察上の事故を生せず。

九月四日 署長は中澤縣道修理工事指揮監督中鮮人溝方面より部内に入込みりとの報告に接し、部民の恐

怖不安の状甚しきを以て是れか取調へを兼ね、三澤村中澤、川尻村及湘南村に巡視せしに、鮮人の風説は虚報にして、各村の震害復舊状況を視察せるに、何れも被害少かりしを以て、既に家屋の修理、各村内道路の復舊に當りつゝあり、且つ何れも農村なるを以て食糧等も缺乏の模様なく、唯鮮人襲來の聲に感はされ、恐怖し居れる状態にして、人心安定せざるも警察事故の發生なし。

七、糧食の應急的給與方法

小原町及千木良村役場に於て全町内罹災者に對し、九月一日より十日まで白米一人當り三合宛給與したるのみにして、他に糧食の給與を爲したる事なし。

八、傷病者の救護状況

部内に於ける傷病者は輕微にして、何れも各自任意に醫師の治療を受け、別に救護を要するものなかりし實況なり。

京濱地方より汽車による避難者中の傷病者に對しては、奥瀬假驛脇に鐵道省救護班治療所を設け、救護を爲したり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護員人

京濱地方よりの避難者中川尻村方面より通過する者は、何れも徒歩にして多くは部内に親戚、知己を有する者なりしを以て、是等の避難者に對しては、沿道川尻村、三澤村、太井村、中野村、串川村、三ヶ木村、内

郷村等何れも湯茶の攝待を爲せしに過ぎず、通過人員も約五百人位なり。

八王子方面より徒歩避難せる者は、大垂水（小佛峠）を経て千木良村、小原町、奥瀬方面を渡船によりて日連に出て吉野町、小淵村を経て山梨縣上野原町方面に至る者、中央線開通に至る迄（九月四日）頗る多く、約七、八千人通過せり、而して各町村共休憩所及湯呑所數ヶ所を設け、殊に奥瀬町に於ては日連村居住小野榮太郎所有の家屋を借受け、假泊所に當て東京方面より避難せし者の假泊に供したり、其の人員三百二十名に達せり。

尙全町に於ては飢餓を懸ふる者に對し（九月四日五日）握飯一個つゝを與へたりと、此人員約三百二十人に及び、吉野町に於ても假泊所二ヶ所を設け、通過避難者をして自由に假泊せしめたるか、人員約二百名に上れり。

第二十四節 鶴見警察分署

署長 警部 大川 常吉

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

一、署長は震災と同時に當直朝倉警部補、佐藤部長、内勤巡查伊藤慶太郎、野村龍三郎及署在巡查塙熊三郎、前澤半之允の各部下を指揮し、先づ重要書類を前方新國道に搬出せしめたる後電話不通の爲、佐藤部長に下命して各駐在所巡查に對し、自轉車にて罹災者及傷病者の救護と同時に、死傷者及倒潰家屋の調査を命せしめ、一面非番員を召集し、各受持區内の狀況を調査せしめ、朝倉警部補をして附近の傷病者及罹災者の救護、其の他の事務に當らしめ、署長は自轉車にて鶴見、潮田方面に於ける震災狀況を急遽視察したり、當時拘留囚一名ありたるも、直ちに留置場を開放し、署前國道に避難せしめたり。

二、部内人民の人命救助

救助者

神奈川縣橋本郡鶴見町鶴見五〇六番地

戸主

會社員 正雄妻

大原 みよ

當三十四年

被救助者

全縣全郡全町全番地

會社員 伊助妻

川崎 きく

當二十八年

長男 弘

當四年

長女 よし

右は震災當時救助者は夫正雄か潮田町淺野病院に出勤不在中に遭難するや、逸早く子女四名を屋外に避難せしめたり、然るに全家裏手なる被救助者等の避難せし模様なきより、直ちに引返したるに、被救助者の家屋は既に全潰し、被救助者は其の下敷となり、幽かに苦しき悲鳴を擧げて救助を求め居るを發見し、救助者は奮然意を決し、纖弱なる女子の手を以て危険を冒し、屋根の一部及天井板を破壊し、辛ふして前記三名を引出し救助したり、其の勇敢なる行爲は實に男子も及はざる處なりき、其の他橋樹郡潮田町潮田魚商三田耕作當二十六年か大工職香取由造當二十二年及大工職外込紋之助當三十四年と共に、橋樹郡潮田町潮田大澤かつ方來客なる東京市神田區末廣町青柳寅治長男市大郎當十二年を救助し、黒岩兼吉か河野とみ當十七年を救助したる外、部内に於て多數の人命を救助したる者あるも之を略す。

三、火災發生防止上の處置

倒潰家屋に對しては火氣存在せりと認むる場所を破壊し、水を溜き火氣の根絶を計りたり、而して倒潰せざる居住家屋に對しては、出來得る限り火氣の使用を止め、萬一炊事等の場合は屋外に於て爲すべく、努めて火氣の使用を考慮せしめ、湯屋、料理店、飲食店、待合茶屋、菓子製造業者其の他荷くも火氣を使用する營業者に對しては、一定期間營業を遠慮せしめ、以て火災發生の防止に努めたり。

四、避難民の避難指導

避難民に對しては最も安全地帯と目せらるる鶴見總持寺を指導し、之に次ひて新國道並に鐵道線路を指導したり。

五、御滯在中の皇族、貴顯の警戒

震災當時皇族方及貴顯の御滯在なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の狀況

震災後署長以下の幹部は方面を異にし、交互に可成間斷なく部内を巡視し、特に自警團の行動に對しては嚴重監視し、日本刀を携帯して不穩の舉動有るものに對しては之を領置したり、爲に自警團と交々衝突したりしも、其の都度冷靜に脱線的行動の不可なるを力説し、輕舉妄動を戒めたり、而して當署管内の旭村を除く外は本署と駐在所との位置極めて近距離なるか故に通信及交通機關の杜絶に拘はらず比較的命令徹底し巡視も亦割合困難ならざりし、以上の狀態なるか故に巡視員を急派したる事なし。

七、糧食の應急的給與方法

震災に依り最も憂慮したるは食糧問題なり、是に於て署長は即時に部内米穀商を本署に招致し、管内に於ける在米の狀況調査を爲したるに、約二週間の保證を得たるを以て、不取敢町役場と交渉し、部内の在米を買上げ、鶴見公設市場及鶴見小學校内並に潮田町役場際に臨時焚出場を設置し、避難民の救護に努め、鶴見公設市場内は九月十三日迄、潮田町役場際は九月六日迄繼續し、更に九月七日よりは郡より差廻したる配給

米の分配を爲したり。

八、傷病者の救護状況

傷病者は一時非常に多数を出したるに、普通開業醫は共に災害を受け、藥品、材料等の破壊缺乏を來たし爲に殺倒する傷病者に對する救護不可能なる状態なりしかは、當署は逸早く署前國道に救護所を設け、乙種消毒者にして看護に經驗深き中野周明を聘し、一時の應急的救護を爲したり、而して生麥真田病院院長真田祐太郎亦救護班を組織し、全力を擧げて傷病者の救護に努め、鮮人負傷者約三十名に對し迅速當署の依頼に應じ、無償治療をなし、殆ど能力の限りを盡し、又潮田町市場の醫師加藤正は是れ亦救護班を組織し、自己の家屋倒潰せるに拘らず、熱心救護に従事し、潮田町潮田浅川及鷺見の兩醫師は五日頃より全町潮田亭に於て施藥治療を爲し、浅野病院鷺見分院に於ても救護班を組織し、熱心救護に努め、鷺見茂呂醫師も又京濱より避難し來る傷病者の救護を爲したり。前記の内真田病院は其の位置東海道に沿ひ、病院を有する關係上、京濱兩方面より避難の傷病者は概ね全病院に於て治療を受け、全院亦熱誠救護の爲に院を開放して之に當り、全院のみにても其の數六百名以上に及へり。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及其の人員

當管内は京濱間の中心地なるが故に、避難者の通過するもの夥しく、従つて救護を受けたる者は實に多数に達したり、而して特に救護所として設備したるものなきも、幸ひ東海道沿ひなる真田病院、浅野病院、鷺見

分院の外茂呂醫師ありて熱心之に従事し、就中真田病院は當署の交渉により之を一手に引受けたるの觀あり以上に依り通過者にして救護を受けたるものは約四百人なり。

休憩所は東海道路に數ヶ所之を設置し、青年團、在郷軍人會及消防組員等に於て湯を供して渴を慰せしめ假泊所は鷺見小學校内及總持寺内に設置し、兩所を通して十五日頃迄は少なきも、一夜百人多きは六百人以上に及ひたる事あり。

一〇、其の他罹災者救護の一般状況

當管内は震災の程度他に比し頗る軽く、又幸ひにして火災を起さず爲に罹災者として實際に救護を要すへき者極めて少なく、町役場に於ける罹災者の救護は震災當日より六日間に亘る焚出し、及配給米其の他町内有力家の寄附金等の分配にして、他府縣より救護を受けたるものなし。

第二十五節

川崎警察署

署長 警部

太田 清太郎

震災と同時に署在地勤務者全部に出動を命じ、一面勤務中なりし者は直ちに死傷者の救護及火災防止の爲川崎町内各方面に分派し、併せて巡查部長をして田島町、大田町及御幸村の三方面へ派遣して各駐在管區巡查に旨を傳へしめて、人命の救助と火災の防止に努めしめたるの外、川崎町役場と協議して川崎小學校々庭に救護所を急設し町醫武山且子外三名の開業醫をして續々運搬し來る傷病者の救護に當らしめ、別に稻毛神社境内及官前小學校を

避難所として避難民を收容し、川崎小學校外十二ヶ所に於て炊出しを爲し、一般罹災者及避難民に對し配給することとし、町は青年團、在郷軍人分會の各一部をして配給の事を補助せしめ、警察署員は之を督勵し、其の他の青年團員、在郷軍人分會員は之を火災豫防、盜難警戒の爲出動せしめ、各監督者は震動止むと全時に川崎町内に出動して人命の救助、火災盜難の警戒、罹災民救護の指導等に當り、一面各管區員をして被害状況の調査を敏活ならしめ、一日午後四時迄に管内被害概況の調査を終り、川崎町の外、田島町、大師町及御幸村の人家密集せる地點は當日中に巡察し、日吉、住吉の二ヶ村は翌二日調査部長をして巡視せしめたり、而して署長は絶へず署内に在りて火災盜難の豫防警戒、人命救助、避難民、罹災民の救護状況に付き署員を指揮して遺漏なきを期し、震災後八日迄は全署員の在宅を停止して活動せしめたり、尙當日罹災傷病者の救護手當を施したる人員は三千三百五十名にして、内數日間引續き手當を加へたる人員は百三十六名なり、又避難民に炊出したる握飯は白米百八十三俵、罹災救助の爲炊出したる食糧は白米百五十六俵、玄米百五十俵、澤庵漬十樽、味噌十貫目なり。

第二十六節 高津警察分署

署長 警部 北村 眞之助

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

- (1) 當日署長及當直調査部長倉根東作、調査吉田慶之進、今井逸平並署在受持調査中川安作は出勤執務中なりしか、激震と同時に在署員は階上階下より舍前道路に駈出て、震動の止むを待つ間もなく、第二の大

震動あり、此際附近罹災者中高津小學校の倒潰を傳ふるあり、又溝ノ口中宿方面に於ては人家の倒潰甚たしく、人畜の死傷亦尠なからざるを聞くや、直ちに在署員をして非番市岡部長、赤萩巡查に非常出署を命し、左の如く配置をなしたり。

第一次配置

方	面	配	置	員
高津村	東部	市岡部長	赤萩	巡查
高津村	中部	倉根部長	今井	巡查
高津村	西部	中川巡查	吉田	巡查

前記配置員に左の命令をなす。

命令事項

- (1) 人命救助に努むること。
 (2) 火災防止に努むること。

間もなく各配置員の被害概況報告を得たるを以て、左の如く更に配置を爲したり。

第二次配置

高	津	村	市	岡	部	長	置	員
稻	田、	生	田	中	川	巡	査	
宮	前、	向	丘	今	井	巡	査	
橋	中	原	赤	萩	巡	査		

吉田巡查、倉根部長残留

命令事項

- (1) 死傷者調査及び救療の件
 - (2) 火災難豫防上消防組の警戒方法注意の件
 - (3) 通路の妨害物件整理方の件
 - (4) 傾斜危険建物手當の件
 - (5) 橋梁破壊墜落に對する手當の件
 - (6) 各村駐在所に對する被害調査の件
 - (7) 罹災者の保護救助の件
- (2) 各駐在所は當時一名の欠員も、欠勤者もなく、夫々執務中に在りしを以て、前記配置員をして夫々全上命令の傳達を爲さしめ、又署の安否を氣遣ひ出署せしものに對しては同一の命令を與へたり。

(3) 署の應急處置

廳舎は幸に二回の大地震に遭遇したるも、僅少の傾斜に止り只本廳舎及附屬舎、又は物置等の屋根瓦の大部分を振り落されしも、之れが爲死傷者を出さざりしを以て不取敢署内の火氣を全滅せしめ、火災防止を爲すと共に、附近民にも豫防上注意すへき旨を傳達せり。

二、部内人民の人命救助

- (1) 部内に於ける震災に基く壓死傷者は全部を合して二十七名なり内

死者	八名
傷者	一九名

但し傷者十九名中重傷一名、輕傷十八名、重傷者一名は當署在勤中原村上小田中巡查駐在所詰巡查中根慶三郎にして、全人は震災當時居村役場に到り、衛生事務打合中、全役場倒潰其の下敷となり、右足に重傷を負へるもの。

- (2) 壓傷者中人民の爲に救助せられたるは登坂ヒデ外五名にして、當部内に於ては倒潰家屋比較的少なかりしを以て救助人員少し。

三、火災發生防止上の處置

震災突發するや、時恰も十二時に近く、各家庭に在りては晝食の準備にて屋内に火氣あるを察知し、直ちに消防組員を召集、駐在巡査は各自命を俟たず各消防器具を各部共器具置場前に出さしめ、組員中器具運用に足るべき人員を付して、何時にても出動し得るの準備をなさしめ、一方各受持巡査は消防組員と方面を分かち、各戸に渡り火氣取扱上の注意をなし、専ら火災防止に努めたり。

四、避難民の避難指導

部内は全部村落にして、高津村溝ノ口及二子一部の比較的稠密せる商賈の所在を除く外、概ね各戸共居宅周囲に廣き空地を有し、自由に安全地帯に避難し得るを以て、避難指導の必要を認めざる程度なりしか、咄嗟の場合震動の爲屋外に駆け出せるものにして、建物の直下に呆然自失せるもの尠なからさりしを以て、聲を囁して避難すべきを勧めたり。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

皇族、貴顯の御滞在中なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の状況

震災後に於ける當署幹部の巡視左の如し。

巡視月日	巡視區域		巡視者官氏名
	晝	夜	
九月一日	高津村、橋前村、宮前村	高津村	分署長 警部 北村眞之助
九月一日	高津村	高津村	巡査部長 巡査 市岡 弘
九月一日	高津村	高津村	巡査部長 巡査 市岡 弘
九月二日	高津村、橋前村、宮前村	高津村	分署長 警部 北村眞之助
九月二日	高津村、橋前村	高津村	巡査部長 巡査 市岡 弘
九月二日	高津村、橋前村	高津村	分署長 警部 北村眞之助
九月三日	高津村、向丘村、橋前村、中原村	生田村、高津村、生田村、稲田村	分署長 警部 北村眞之助
九月三日	高津村、向丘村	高津村	巡査部長 巡査 市岡 弘
九月三日	高津村	高津村	巡査部長 巡査 市岡 弘
九月四日	高津村	高津村	分署長 警部 北村眞之助
九月四日	高津村	高津村	巡査部長 巡査 市岡 弘
九月四日	高津村	高津村	巡査部長 巡査 市岡 弘

九月五日以降は之を略す。

七、糧食の應急的給與方法

八、傷病者の救護状況

- (1) 部内に於ける震災に基き負傷せるもの、全部を通して十九名なりしか、是等負傷者は附近醫師の醫療を受けたり。
- (2) 當時部内橋村及び宮前村に於ては「腸チブス」蔓延し、震災に依り患者及之れか看護に従事するものは頗る恐威に襲はれたるも、村防疫機關と受持警察官の周到なる注意とに依り何れも病舎、又は患家附近の安全地帯に避難せしため、救護上更に支障あらざりし。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

- (1) 九月一日午後五時頃より京濱の方面と川崎並に八王子方面より避難通過者陸續と來往するを見、夜に入り漸次多きを加ふるに至りたり。
- (2) 震災當日は咄嗟の場合とて救護所、休憩所及假泊所等の設備をなせる村落あらざりしか、翌二日に至り其の必要を感じ、部内各村に亘り村當局及消防組員、青年團員等と協商し罹災を免れし沿道小學校、堂宇又は民家等を以て休憩又は假泊所とせるか、其の場所一日以後七日迄の概略人員左の如し。

村名	設備場所		人員		計
	休憩所	假泊所	休憩所	假泊所	
高津村	一	一	三、五〇〇	三〇	三、五三〇
中原村	一	一	二、五〇〇	五〇	二、五五〇
橋村	一	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇
宮前村	一	一	二、〇〇〇	一	二、〇〇〇
向丘村	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇二〇
稻田村	一	一	一、〇〇〇	二〇	一、〇二〇
生田村	一	一	一、〇〇〇	八	一、〇〇八
計	五	四	一一、〇〇〇	一〇八	一一、一〇八

一〇、其他罹災者救護の一般状況

- (1) 部内は殆んど農村にして一部に商賣あるも極貧者なく、従つて糧食の應急給與を講せるものなかりしも罹災者中食糧米精白に困難し居るもの、又は避難所設備材料に窮するもの等尠なからざりしを以て、村當局及青年團、軍人分會等と協力し之れに要する材料の給與及便宜を與ふるに努めたり。
- (2) 部内高津村の如きは暫くの間電燈點火なかりしため、夜間の必需品たる蠟燭の原價販賣の便宜を與へた

り、又有志者の罹災者に對する救助的見舞金四千貳百六拾圓は之れを各個分配せずして、全部倒潰及半潰家屋の手入等に費したり。

(3) 中原村に於ては最寄有志者に於て互に見舞合ひたるのみにして、村としての救助金等なかりし。

第二十七節 都田警察署 署長 警部 中野 一 二

一、部内に對する署員の配置、署員に對する命令、署の應急的處置

震災の際警察署附近に於ては倒潰家屋としてはなかりしも、警察廳舎其の他の被害甚敷もの有りしを以て部内全體に涉りては被害大なるものあらんと察し、巡查部長並署在巡查をして一應部内の狀況視察を爲さしめたる處、果して家屋の倒潰、道路の龜裂、陥落夥しく、且多數死傷者あること判明せり、茲に於て署内勤務員並各駐在所員に對し、先づ第一に村役場若くは部落區長に罹災者の應急救助を求め、次で消防組員の一部出動を命し、器具を要所に出し時々巡廻せしめて火災豫防に當らしむる様手配を爲し、一方各戸に對し火災避難豫警戒に注意する様宣傳し、徹宵警戒に當りし上更に午前中被害の大體を調査報告すへき旨を命し尙非直署在勤務員全部を召集し、之を警察署に置き各方面の狀況視察、又は傳令に用ひ兼ねて徹宵警戒に任せしめたり。

次に署の處置としては廳舎周圍の土臺破壊し、建物は一體に傾斜したる爲内部に於て事務を執る事不可能

なりしを以て、一時廳舎の前庭に於て事務を執ること、爲したるも、當時幸ひ留置人一名もなく、格別の混雜を見るに至らず、且つ廳舎傾斜せりと雖、倒潰を免れし爲翌朝より内部に於て事務を執る事とせり。

二、部内人民の人命救助

署員にして人民の人命を救助したるは都岡村巡查駐在所巡查相馬運太郎か、九月一日午後一時災後部内の被害狀況視察に出てたる途中、都岡村字今宿農井上平吉方家屋倒潰し、同人孫喜十郎當二年家屋下敷となり居たるも、家人は只狼狽號泣するのみにて、救助を爲し得ざるを目撃し、直ちに附近消防組員數名を集め屋根を剝かし、危く死に瀕し居たる喜十郎を救助せり、此の外巡查山田力藏、全小川伊之助等の人命救助及部内人民中之を救助したるもの少なからざるも之を略す。

三、火災發生防止上の處置

前記の如く震災後火災の豫防は最も急務なる事を察し、直ちに駐在所員並に署在勤務員に命し、各村共に一部の消防組員を出動せしめ、要所に消防器具を出し、部落内の警戒に當らしめ、一方署員に於て各戸に火氣は必ず屋外にて取扱ふ様宣傳したるに、幸ひ過失出火一件をも出さず。

四、避難民の避難指導

部内は農村にして何れも居宅周圍に避難地あり、殊に火災の發生少なく、又發生せりと雖之れ又都會地と異なり、延焼の虞なく、況んや生命に關する危険の如きは毫もなきを以て、特に避難民をして避難の指導を

爲す必要なかりしも、震災後各人恐怖の餘り只屋外を徘徊し、徒らに喧騒するの狀態にありし爲、各家共屋外適當の場所に避難し、靜かに経過を見る様宣傳せり、次に横濱方面より二日拂曉に至り陸續避難し來りしを以て、各其沿道に於ては在郷軍人會、青年團、消防組等をして救護方法を講せしめ、一方其指導に當らしめたり。

五、御滞在中の皇族、貴顯の警戒

該當事項なし。

六、震災後に於ける幹部の部内巡視又は巡視員の急派月日及其の狀況

九月一日午後一時巡查部長をして部内の大部分（特に遠距離の二、三駐在所を除く）巡視せしめたる外、更に署在巡查を急派して狀況視察せしめ、次に九月二日午後二時頃部内田奈村より不逞鮮人二百名位高座郡大和村鶴間方面より田奈村に向ひ襲來せりとの急報に接し、巡查部長一名は巡查七名を引率し、田奈村に出張警戒に當り、同三日署長及巡查部長一名は部内の實地視察を爲し、同四日郡岡村々長より同方面特に鮮人問題にて危険を感せらるるを以て、應援派遣の願出あり、同夜巡查部長に巡查一名を附し郡岡村に派遣し、徹宵之か鎮靜に當らしめ、翌朝歸署の途次二俣川、西谷、鴨居、各駐在所を巡視せしむ、同日署長は部内の一部を巡視し、狀況の實地視察を爲し、翌六日巡查部長をして一部駐在所の巡視を爲さしむ。

七、糧食の應急的給與方法

部内に於ては震災と同時に一ヶ所に火災發生したるも、何れも附近に延焼せずして居宅一棟を焼失したるに過ぎず、又倒潰家屋の數相當多數に上りしも、農村の關係上各戸共食糧の蓄へありて、引續き糧食の給與を爲す必要なきも、震災當日倒潰家屋にては炊事困難なりし爲、各部落内の組合毎に炊出しを爲して給與し又二日朝より部内に入り來りし、横濱市内の避難者に對しては、各村共に隨所、休憩所を設け梨、茶、麥湯、握飯等の給與を爲し、警察署、郡役所に於ても又同く麥湯の給與を爲すこととせり。

八、傷病者の救護狀況

部内に於ける傷病者は極めて小數にして、之に對し特に救護の要なきか爲、格別計劃を爲さざりしも、横濱市内の避難者中傷病者なからざりしを以て、是等に對しては各休憩所に於ては病者を休養せしめ、又負傷者に對しては繃帯を與へる等、夫れ夫れ救護を與へたるも、特に救護の設備として爲したるものなし。

九、避難通過者の救護、休憩所、假泊所の設備及救護人員

避難通過者に對する當署の救護としては、九月二日早朝より多數避難者陸續警察署前を通過し、何れも疲勞甚敷ものありて、歩行自由ならざるを見、早速警察署前庭に腰掛を並へ、休憩所を設け、麥湯を攝待することと爲したるに、是等の内饑餓に瀕し居れるもの多數あり、又中には傷病者等にして歩行に堪へざる者も少なからざりしを以て、更に警察署庭前に柔道用疊を敷き、休憩所として握飯を給與し、又夜間の通行者に對しては、右休憩所並附近道路端、竹林内に同く柔道用疊を敷き、宿泊せしむることとせり。

右休憩人員は九月五日に至る間約五百名、宿泊人員約百名、握飯給與者約百名なり。

次に避難者の通路に當る各村に於ては殆ど各部落毎に在郷軍人、消防組、青年團にて休憩所を設け、(其設備は種々なりしも、普通路端人家軒下に腰掛を出し葭藁張を爲せり)思ひ／＼に梨、茶、麥湯、握飯等を給與し任意休憩を爲さしめたる處、九月二、三、四日の三日間は各休憩所共大混雜の狀を呈せり。

次に假泊所として特に其の目的を以て設備せるは、田奈村青年團に於て同村長津田部落の道路端空地に葭藁を以て假小屋を設け、六日より十二日に至る間八十二名を宿泊せしめたるもの一ヶ所なるも、別に都岡村今宿、第二部消防組に於ては避難者の歩行困難者に對し、同情の餘り全村字今宿青年集會所に約百二十名の者を宿泊せしめ、全村字上川井第一部消防組に於て前同様上川井青年集會所約五十名を宿泊せしめ、又山ノ内村在郷軍人分會、青年會、消防組に於ては、同村字在田部落に休憩所を設け居たるか、避難中の歩行困難者を同休憩所たる人家内に約三十名を宿泊せしめたり。

一〇、其他罹災者救護の一般狀況

部内の罹災者に對しては各村共死傷者一人に付金三圓以上二十圓迄、倒潰家屋一戸に付同く金三圓以上二十圓迄の見舞金を贈與し、且つ倒潰家屋に對しては部落内の各組合毎に勞力を寄附し、假小屋の設備、家屋の取片付修理を爲し與へ、又通過の避難者に對しては團體として護救の狀況前記の通なるも、個人として同情の餘り、或は握飯を與へ、或は自家に宿泊せしめたるもの隨所にありたり。

第二章 各警察署に於ける施設の一端

第一節 加賀町警察署

一、灰燼中に在る金庫の保護

部内は震前に重なる會社、銀行、大商店等の在りし地なる爲荒涼たる灰燼中に金庫の殘存するもの、頗る多く、然も罹災者は大震の慘禍に恐威を感じ、之を省る者なく、此間に乘し不良の徒出沒して時に或は白晝公然數人一團となりて、金庫の破壊を企て、金品の掠奪を敢行するものあるに至りたるも、小數の警察官に於て之れを完全に保護すること頗る至難なるを以て部内を三分し、各隊に巡查十名を配し、巡邏査察を周密ならしめ之が豫防と檢舉に努めつゝありしか、其の内陸軍の出兵ありしを以て、之に兵員の配置を請ひ、相協力して是等の保護に當りし爲僅に數件の被害に止まりしのみならず、是等の犯罪を敢行したる不良の徒は殆ど其の全部を檢舉することを得たり。

第二節 伊勢佐木町警察署

一、震災地の復興は警察官の復活より

千古未曾有の大震災に際し罹災者は極度の恐怖に襲はれ、加ふるに種々なる流言蜚語は隨所に流布せられし爲人心不安の念は殆ど其の極度に達せり、依て久保山巡査派出所に署員の大部分を九月二日夕刻迄に召集し且つ久保山巡査派出所に假事務所とし、即時弘明寺、井土ヶ谷、富士見耕地、庚耕地、千歳橋の各残存地帯に對し避難民の警戒として、警部補及巡査部長を監督者とし、大派出所主義に則り、巡査十名乃至七、八名宛を配置し、二名乃至三名の連行巡回を爲さしめ、以て流言蜚語の防止及兇器の携帯を取締らしめ人心の安定に努めたる結果、五日夕刻に至り人心稍や安定に歸したるも、斯の如き大災害に當りては民心の動搖著しきは勿論にして、全滅したる都市を如何にして復興せしむるか、恐らくは恢復の見込なるへしと悲觀するものなきにあらず、茲に於て平復興の第一歩を爲すものは警察官にあり、故に先づ警察官の勤務方法を恢復し、服裝を正し範を一般に示すは最も緊要のことなりと信し、九月六日糧食係、庶務係、高等係、罹災調査係、救護係、避難民の警戒係等各任務を区分し、監督を嚴にし、協力一致能率の増進を圖りたるの結果、秩序恢復上相當効果ありしものと認めらる。

第三節 戸部警察署

一、鮮人の保護

震災翌日鮮人暴擧の流言起り、部内物情騒然たるものあり、依て直ちに鮮人保護の措置を執るや、保護鮮人

は忽ち數十名に及び、之れが收容場所の設備なきを以て、殘燒の稻荷臺小學校に收容せんと欲し、之に交渉せしめたるに最初は快諾を得たるも、鮮人の收容は危険なりと思惟せしか、折角收容準備なりし際遂に謝絶せられたり、依て更に縣立第一中學校を視察せしめ、收容に適當なる一室を發見し、全校に交渉の上同日薄暮より鮮人を同校に移し、遠藤警部補を主任とし専ら之か保護の任に當らしめたる結果、收容鮮人には何等のこともなきを得たり。

二、避難民臺帳の作製と之か周知

未曾有の大震災害に遭遇し、部民は父母妻子と離散し、之を尋ぬるもの、親戚、知友の安否を氣遣ひ訪ね來たるもの等續々として、當署に蟄集するも、震災の翌日は其の避難地を知るの方法なかりしも、翌日より鈴木宮井兩部長に命し、避難民臺帳を作製せしめ、前住地、避難地、世帯主氏名、家族人員、備考等の項を設けて之か届出方を各避難地に口達し、或は之を貼紙して周知を圖りしため、忽にして之か届出を爲すもの雲集するの狀態を呈せり、依て右臺帳に依り相互避難民の所在を知るに多大の便益を與へ、遠く慰問甲、慰に來るものをして頗る満足せしむることを得たり。

三、遺兒、迷兒の保護は巡査の責之れに當る

一日震災の未だ終らざるに、街頭早くも父母の死に依り忽ち保護者を失ひ、迷兒となりて右往左往するも

のあるを知り、當署に於ては震災直後より之か保護の任に當れり、而して當時警察署は避難所なく轉々として移動しつゝ保護を加へつゝありしも、時を経るに従ひ續々と増加し、遂に保護すべき室を得るに由なく、然も他面蝟集する人民と迷兒の泣聲と相和し、喧々囂々として到底満足なる保護を與ふる能はざるを看取し、當署詰巡查森英一の居宅は半潰にして火災に罹らざりしかは、之か保護を全人妻咬子に擔當せしめたるに、全女は約五十日の間私財を投し、實母も及はぬ慈愛を以て鞠育し、肉親の引取りあるまで之を繼續して保護を加へしかは人々頗る感謝するに至れり。

四、避難者に馬鈴薯を與ふ

一日より東海道又は西戸部町藤棚方面を経て東海道に避難するもの絡繹として絶へず、當時殘暑酷烈にして渴を覺ゆるも、水道破壊して全く飲料水を得るに由なく、爲に西戸部一、五六四番地古澤久次郎に交渉し、井水を求めしめ之れを濾過して店頭に置かしめ、飲料と貼紙し、一方全家を開放して休憩所に當てしめたるの外東海道にも隨所に手桶「バケツ」に水を配置して避難民の渴を醫せしむるの方法を執り、又保土ヶ谷町各區民に馬鈴薯を茹て塩を添へて店頭に置かしめ、通行避難者の應急食糧に供し、大なる便益を與へたり。

五、避難者の假泊に寄席を開放せしむ

西戸部町一、二七六番地寄席藤棚館は火災を免れたるを以て應急の修理を加へ、避難民假泊所に充てたるに

宿泊者は最初二、三十人に過ぎざりしも、日を経るに従ひ次第に増加し、毎夜百人以上を算するに至れり、而して當時宿泊所なかりしたため遠方より親戚、知己を慰問せんと訪ね來たり、避難地不明なるに加へ宿所なく、何れも露營して罹災者を尋ぬるの時なりしかは、營に避難者に便宜を與ひしのみならず、慰問來賓者にも多大の便益を與へたり。

六、避難民に應急炊出

一日午後七時半頃より炊出しの策を講じ、杉山、落合、兩巡查に命じ西戸部町一、四三〇番地篠田助次郎をして玄米數俵を提供せしめて之れを炊かしめ、稻荷臺縣立第一中學校方面に避難するものに給與し、一方久保町巡查駐在所渡邊巡查に命じ、全地衛生組合に謀り、久保町方面の避難民に炊出しを爲さしめ、又齋藤(續)巡查をして三交青年會の炊出を監督せしめ、一部罹災民の飢餓を救ひ得たり。

七、燒殘地の域米販賣

燒失を免れたる水道路線、久保町及保土ヶ谷町には若干の米穀商あり是等に對して在米を時價を以て一人一二升つゝを販賣すべきことを命じ、取締巡查を配置して一般罹災民に普及の方法を執り、急に應せしめたり。

八、少女の腰巻を赤十字旗とし救護所を設く

震災に依り負傷者多大なるべきを慮り、一日火災最中に於て醫師看護婦を糾合して、最初久保町の一空地に於て救護のことに與からしめしか、海嘯襲來の流言あり、依て之を高地なる稻荷臺小學校に移らしめ、少女の

腰巻を急造の赤十字旗とし、門馬巡查をして専ら之に當らしめ、各避難地に救護班設置のことを口頭、又は貼紙を以て周知せしめ、晝夜兼行に當らしむると共に、遠く東京に藥品其の他の衛生材料を求め、救護の事に當らしめ、醫師缺乏の折柄之れか施設は多大の効果を收め、九日より濟生會病院内に移り、當署救護班の名を存し盛んに救護に當り、十月四日恩賜財團濟生會直轄に移るや、社會館に轉し縣衛生課の指揮下に移せり。

九、派出所の急造

警察署及派出所は殆ど其の全部灰燼に歸したるか、派出所を急造して其の所在を明にするは、治安維持上必要なるを感じ、三日焼失派出所を「バラック」にて急造すへきことを命じ、派出所十ヶ所と焼失警察署に代るへき派出所を平戸橋電車停留場附近に設置したり。

十、避難地帯の大清潔法

第一中學校避難民は多數にして忽ち四圍汚穢となり、衛生上看過すへからざるに至りしを以て、新沼警部補に命じ、四日より準備し、市役所へも交渉人夫を出さしめ、七日八日兩日に亘り石灰を以て便所及構内四圍を大清潔法を施行せり。

十一、飲料水の殺菌

水道破壊の結果飲料水は粗惡となりしを以て各衛生組合を督し、井水消毒に効ある保土ヶ谷曹達會社製造殺菌劑保土ヶ谷液を以て井水中の殺菌を行ひ、飲料に供せしめたり。

第四節 山手本町警察署

一、署員の方面配置

當署管内は残存家屋多く他方面よりの避難者亦多數、然かも地域擴大なるに加へ電話通信全く杜絶し、隨時隨所に於て臨機に處置すへき事故多きを以て、十月三日當管内を三方面に別ち、各警部を以て（一名は助勤警部を以て之れに充つ）其の主任とし、警部補以下の監督者を配屬したるか、警戒及諸般の取締上非常の便益を得たり。

第一方面

山手町、諏訪町、上野町、千代崎町

第二方面

根岸町の約半部、山元町、中村町の一部

第三方面

根岸町の大部（芝生、加曾方面）瀧頭町

第五節 壽警察署

一、飲料水の調査及使用上の注意

當署管内に於て最も多數の避難民の集合せるは、中村町一帯の高臺にして、是等の避難民は忽ち飲料水の缺乏により窮境に陥れり、茲に於て署員をして各方面に於ける飲料に供し得る井戸、泉池の調査を行はしめ、其の所在地を避難民に告知し、運搬用器の用意なき者には附近民の提供に係る「ビール」空壇を配付し、飢渴を醫する一助とせり。

二、傷病者救護巡査の巡回治療

震災直後傷病者に對する醫療の途殆ど絶無の有様なりしを以て、開業醫を促して材料の提供を請ひ、或は青年會等より提供に係る賣藥、繙帶の類を署員に携帶せしめ、醫療の途なき傷病者を訪問給與し、又は繙帶交換等を爲したり。

三、復舊状態の告知

鐵道、船舶、郵便物等の復興状態に付ては、即時各所に掲示して避難民に便宜を與ふるの傍ら、人心安定の一助となし、又食料其の他の配給又は販賣場所の告知等を爲し、避難民に便宜を與へたり。

四、老幼、迷兒の保護

老幼者及迷兒は全部本署内に收容して保護を加へ、迷兒中保護二日に亘りて尙ほ引取人なきものは、止むなく之を市に引渡して救護する方法を講せり。

五、傳染病の豫防

都市の文化生活に馴致されたる横濱市民は、一瞬間にして殆ど原始時代の生活に還り、此の急激なる變化は延て生理的にも大なる變化を與へ、日ならずして病者續出の傾向を呈し、九月十三日大岡町九百三十八番地内田民次が腸窒扶斯に罹りたるを始とし、漸次蔓延の兆を呈したるを以て、廣く印刷物を頒布し、生水の飲用を戒め、且つ消化器系傳染病の豫防に關し警戒を與ふると共に、檢病的戸口調査を勵行して患者の早期發見に努め、十月十日よりは救護醫及救護員の派遣を得て専務巡査を配屬し、警部補を主任とし廣く各方面に亘り極力衛生行政の徹底に努めたるの結果、幸に病勢漸次減退を見るに至れり。

第六節 日下警察分署

一、人心の安定策として主要事項の掲出

震災により民心の不安恐怖は其の極に達し、戦々兢兢たるものあるを以て、先づ之を安定せしむるため、政府及當局の救濟施設の状況等を一般民に周知せしむるに努め、時々巡査を横濱市に派し、縣廳假廳舎前等より揭示書（戒嚴令の施行、軍隊の出動、賑恤金御下賜、救濟品到着、或は飛行機上よりの情報其の他）を筆寫し之を部内樞要の地に掲出したるは民心安定に其効果ありたり。

二、火災盗難の豫防警戒

罹災者及避難者は引續き起る餘震のため、人心恟々たるの折柄火氣は凡て屋外に於て取扱ひ居るも、危険甚たしきものあり、萬一火災の發生するあらむか容易ならざるを以て、消防組員を督勵し、警戒に任せしめ、又家屋に施錠なく容易に窃取せらるゝの虞あるを以て、震災直後より警察官之を監督して巡回度數を増加したるため、幸ひ一の盗難被害及火災の發生することなかりき。

三、傳染病豫防施設計畫

管内各飲料井戸は、大部分涸渴又は濁濁し、且つ井戸側破壊等のため汚水浸入し、完全なる飲料水稀なるのみならず、私設水道は不通となり、飲料に供するは不可能の状態に陥りたるか、此時震後衛生状態の破壊、日常生活の變化は傳染病發生の虞ありしにより、各管區員に對し井水、給水等を調査し、不良と認むるものは飲料水として絶對嚴禁する方針を執れり。

四、檢病的戸口調査と醫師との連絡

各管區員に對し九月二十日より一齊に檢病的戸口調査を勵行し、一面醫師と連絡を保ちて隠蔽者の發見に努め、他面衛生組合を督勵して消毒薬を備付け萬一に備へたり。

五、豫防注射

大岡川村及六浦莊村は赤痢及腸「チブス」患者次第に發生し、尙ほ増加の兆あるにより豫防注射を施行する

の必要を認め、十月一日腸「チブス」三千人分の注射液の配給を受け、同二日下村、同三日大岡川村、次て屏風浦村、六浦莊の各村に施行し（各村二回つゝ注射施行）相當効果を収めたり。

第七節 鎌倉警察署

一、鮮人の保護

震後鮮人保護の極めて重要なを痛感し、一時之を署内に收容して保護の全きを期したるか、人心安定後と雖、之を放任するときは或は危害を加ふることなきやを保し難きに依り、朝鮮人の襟に「警察使用人」と書したる布片を挿き付け町内の勞働に従事せしめ、頗る好果を得たり。

二、煮沸水の飲用示達

各町村の井水濁濁せるに付、傳染病發生を防止する爲生水の飲用を禁し、煮沸水を飲用すへき旨宣傳せり。

三、隔離病舎の建設

鎌倉町役場に懲憊し九月十五日倒潰せる舊隔離病舎跡に三十人を收容し得へき「バラック」を建設せしめ、萬一に備へたり。

四、自警團取締の方法として左記の如き注意書を配布し注意心の喚起に努めたり

自警團に對する注意

- 一、自警團は之を希望する者のみにて組織し、加入を強要すへからず。
- 二、自警團にして經費を要するものは所要經費の出納を明瞭にし、警察官の求めある時は之を提出すへし。
- 三、團員の經費負擔の外猥りに經費を徴收し、又は寄附金を勧誘すへからず。
- 四、自警團にして兇器を携帯し、又は飲酒酩酊して警戒に従事し、又猥りに通行人を誰何し、暴行脅迫を行ふか如きことあるへからず、萬一舉動不審者を發見したる時は速に警察官又は憲兵に通報すへし。

大正十二年十月

鎌倉警察署

五、「バラック」居住者に對する注意

震災後人心荒み動もすれば、放縱に流れむとするの傾向ありしを以て、左の注意書を配布して居住民の自治心の喚起に努めたり。

「バラック」居住者心得

- 一、互に自治の精神を以て樂しき町とすること。
- 二、今回の災害を機として新なる勇猛心を振起して一身一家の發展を期すること。
- 三、特に「火の元」「衛生」を重んじ清潔にすること「風俗を紊さぬこと」に力むること。

鎌倉警察署

第八節 横須賀警察署

一、衛生班の組織

震災後醫治、醫療機關は悉く破壊せられたるを以て衛生班を組織し、絶へず部内を巡視せしめ、傷病者の應急手當、傳染病患者の發見に努め重病傷者を發見したる時は之を衛戍病院、或は海軍假設病院に入院せしむるの方法を講せり。

二、人事相談部の開設

震災後の人民保護の全きを期するため人事相談部を開設し、住民の相談に應じたり。

三、糧食の廉賣

糧食其の他生活必需品販賣商人に對しては是等物資の廉賣に關し諭示、或は協調を爲し即時實行せしめたり。

第九節 浦賀警察分署

一、火災の豫防警戒

震災時に際し管下浦賀町に於ては震災に伴ひ火災發生し、爲に百數十戸の焼失を出すの慘害あり、殊に家屋其の他の建造物は到る處に倒潰し、各種の物件到る處に散亂し、加ふるに電燈の點火不能の爲俄に蠟燭、又は石油等を用ひて照明用に供し、炊事其の他一般火氣の火災豫防上看過すへからざるを認めたるを以て、當署は震災後直ちに消防組員を督勵し、火災の豫防警戒に當らしめ、一面震災に因る消防機械器具の臨時點檢を行ひ、破損せる器具機械の修理を命し、萬一に備へたるか、更に十月中に於て管内各消防組機械器具の再點檢を實施し、有事の際に支障なきを期し、爾來引續き火災の豫防警戒を勵行したり。

二、犯罪の豫防警戒

震災時に於ては地方刑務所は解放するの止むなきに至りて、又各署に拘禁中の犯人又は不浪者を一時釋放したる爲、他方の民心は頗る不安に陥り、殊に釋放せる囚人其の他不浪の徒は機に乗し各地に出沒、犯罪行爲を敢てするの虞あるより、當署に於ては署員を擧げて極力犯罪の豫防警戒に當らしめ、引續き逃走囚人及不浪の徒の檢擧に努めたる結果、逃走囚人三名を逮捕したる外窃盜犯數名を檢擧し、爾來間斷なく之か豫防と犯人の檢擧に努めたる結果地方民安堵して復興に當れり。

三、暴利取締と日用品小賣價格の公定

震災後暴利取締令の發布せらるるや、當署に於ては先づ以て該法令周知の方策として該條項を記載したる「ボ

スター」を各所に掲示し、更に管内商業組合代表者を招致して日用品小賣價格を公定し、之を印刷して一般營業者に配付し、以て暴利取締の目的を達するに努め、爾來各種日用品價格の變動に伴ひ公定價格表を配付し、以て不當營業の取締を勵行したる結果、該令發布以來二、三の違反行爲者の檢擧を見たるは遺憾とするも、相當の効果を收むることを得たり。

四、各種團體の指導

管下震災後に於ける應急作業各般に涉り多事にして、是等の促進の急なるを認めたるを以て、當署に於ては此の危急時に際し既設團體をして奉仕的勤勞として意義有る活動を、爲さしむるは、有事の際最も必要なるを認め管内消防組及青年會又は在郷軍人會等を督勵し、道路交通の應急修理或は火災の豫防、盜難の警戒等、夫々指導を加へたるに、各種團體共に擧げて是等の作業に従し、又は警戒、警備を勵行し、機に臨み能く活動し、其の効果見るべきものありたり。

五、衛生施設

震災後に於ける各種傳染病豫防の見地より、當署は罹災民に對する一般衛生思想の普及を圖り、關係町村と協力して衛生組合を督勵し、専ら衛生の保持に努むると共に、署員を督して檢病的戸口調査の勵行、或は町村内樞要場所に震災に伴ふ傳染病の豫防警戒の宣傳ポスターを掲示し、極力之か豫防警戒に努めたる結果、一般の衛生状態良好にして震災以來管下を通して腸窒扶斯、赤痢等の患者僅に十數名を發生したるのみに止まり、相

當の効果を収めたり。

六、労働者の需要と勞銀の公定

震災後の各種復舊作業多く労働者の需要多きを加へ、諸職人及其の他自由労働者等か此の機に乗し、不當の勞銀を要求する者あるに至れるを以て、當署は是等の弊を未然に防止すべく震災後直ちに管内一般諸職人及諸建築工事請負人等に對し、他地方に於ける勞銀を參酌し、勞銀を公定し、部内諸職人其の他に配付し、且つ各所に掲示する等、以て勞銀の統一を實行し、爾來之を持續したる爲、何等の弊害を惹起したることなく警察取締の目的を達成したり。

七、人事相談所開設

當署に於ては從來より人事相談事務を開始しつゝありしか、今回の震災に鑑み多種多様の人事相談事項の瀬出を認め、殊に震災に伴ふ寡孤獨の悲惨事に陥りある者等の保護救済を途とし、人事相談事務により懇切可寧、且つ迅速に處決し、以て震災後に於ける人心安定の一助として、是等保護救済の方策となしたるに其の成績頗る良好なるを得たり。

八、職工労働問題

震災の爲大被害を蒙りたる管下浦賀船渠株式会社の復興の如何は、當浦賀町の興廢に直接至大の關係を有するのみならず、延ひては附近町村に及ぼす影響も亦尠からず、殊に之に伴ふ職工四千餘人の死活問題等に關係

し、震災後民心不安の折柄、萬一労働争議等の不祥事を惹起せむか、益々惡化し、治安維持上容易ならざるを以て當署は震災後此の點に留意し、會對職工間の動靜を視察し、一面會社の復興を促進せしめ、他方職工の不安に陥りつゝあるを鎮靜に努めたる結果、何等事なきを得たり、以來會對職工の間穩健を持し、會社は又銳意復興に従事し、進轉連日千數百の職工を使役するにれ至り。

九、鮮人保護取締

震災後の人心尙不安なるに際し、不逞鮮人に關する各種の流言蜚語流布せらるるや、民心益々危念の状態にありしを以て、當署は部内在住鮮人五十九名の保護取締として、直ちに特定の場所に集團せしめ、署員をして保護監視に當らしめ、一面民心の鎮撫に努めたる結果、民衆之を諒得し、當時部内にありては不祥事更になく以來在住鮮人に對しては常に專屬取締巡查を配置し、糧食供給をなす等保護救済の下に彼等の取締を期し、尙ほ震災後の労働者需要に際し夫々雇傭の途を請し、以て危急に瀕せる内鮮人の保護取締の實効を奏したり。

十、糧食、日用品の廉賣督勵

震災後に於ける一般罹災民の食糧は僅に外米を配給せられ、辛ふして糊口を凌きたるも、副食物供給の途なきを憂慮し、管内近郷に於ける農作物類（野菜其の他）の廉賣所を各所に開設せしめ、之か廉價供給を爲し、其の他公設市場の營業を開始せしめて、一般物資の緩和を圓滑ならしめたるため、震災後日ならずして糧食の供給を充實するに至りたり。

十二、傷病者治療救護

震災突發後多數の傷病者か醫療の途絶へ悲惨病苦に陥りつつあるを遺憾とし、當署に於ては管下開業醫にして被害を免れ、開業し得る醫師二名を督し、奉仕的傷病者治療救護班を組織し、署員と協力旬日に涉り巡回治療を実施したるの外、一面に於ては浦賀船渠株式會社診療所を修理し、重傷病患者を全所に收容し、治療を爲したるものにして此の人員實に千三百餘人に達し、其の効果尠からず、殊に震災後に於ける一般罹災民の救護に關しては恩賜財團濟生會浦賀診療所の設置を圖り、夫々交渉の結果十月二十五日より全會無料診療所を浦賀町に設置し、以來治療を爲したるものにして、之れ亦効果を收めたり。

十三、諸營業者の取締と復舊督勵

警察取締に屬する諸營業者にして旅人宿、料理屋、飲食店、貸座敷又は湯屋營業の如きは殆ど全潰、又は燒失し、現に浦賀町に於て一、二を現在するに止まるために、是等營業者は何れも失業状態に陥り、延ひては風俗其他に及ぼす影響尠からざる而已ならず、殊に湯屋營業の如き保健衛生の見地より之か復舊に急を要するを以て、當署は震災後各關係營業組合代表者を招致し、夫々復舊に關する督勵を加ふると共に娼妓、藝妓、雇婦等の風紀取締の警告を與へ、夫々取締を勵行しつゝありしに、湯屋營業者の如きは修理を加へ、既に營業を開始したるもの又旅人宿、料理店、飲食店、貸座敷等にして同様開業するに至りしもの尠からざるのみならず其他に於ても夫々「バラック」建設等に依り飲食店を開業し、又は料理店の仕出し等を開始し、町内復興の

先驅を爲すに至れり

十四、度量衡器の取締

各種營業用度量衡器の多くは損壞滅却し、或は故障を生じ、殊に衡器の如きは修理を要するにあらざれば、使用し能はざるものあり、然るに震災後營業者にして私に修理を加へ、又は不正量衡器を使用する者あるへきやを慮り、署員を督勵して夫々取締を實行し、計量の正確を期したり。

第十節 三崎警察分署

一、火災の豫防

震災當時火災を免れたる三崎町も、再度の火災あるに於ては諸民の慘苦夥しかるへきを思ひ、部内の各消防組頭に命し、消防組員を各部に五名以上出動を命し、各消防器具置場に配置し、警戒せしめ、尙消防組員を警察署及各駐在所に二名宛置き、傳令に使役し連絡を取り、警察官指揮の下に警戒に當らしめし爲、鮮人來襲の噂ありたるも、警戒容易にして團員の暴舉を戒め事なきを得たり。

第十一節 大磯警察署

一、物價調節

本件は當署自身に廉買を開始したるの外、特志營業者の廉買實行勸誘によりて之を行ひ、且暴利取締令發布の報なき九月四日は等の警告書並に揭示あるに不拘、不當の價格を以て販賣せる大磯町青物商伊藤倉吉外三名を引致し、嚴重訓戒せるの外、九月廿日迄の間に十五名を引致、情狀の輕重により或は訓戒、又は送致し、九月七日各營業者のみの警告にては効果少なきを見たるにより、大磯町内各米穀日用品販賣業者及各字の區長町役場員を立會はしめ、各營業者に於て暴利、又は賣惜み等のことなきと共に各區長は之か監視に當り、其の効果を期すへき旨警告して請書を徴し、翌八日には平塚町を其の翌九日には須馬村、吾妻村に對して行ひ、漸次管内全部に行ひ、此の旨揭示し、以て暴利の取締りと調節を計り、九月十三日より平塚町屠場を開場せしを以て、豚一頭に就き二十錢方の値下を諭示實施せしめ、各小賣業者の價額を値下げせしめたり。

二、電燈及電力の供給

本項又叙上の通九月五日平塚火藥廠に交渉し、管内主要道路の街燈及官衙、駐在所等の門燈の點燈方快諾を得署員をして工事の監督を爲さしめ、之か點燈了了し全月九日更に全廠に交渉し、精米用電力を管内八ヶ所に各三馬力乃至五馬力宛の供給を受け、全日小田原電燈會社に對し復舊工事の速行方を督促し、以て其の急に應じたり。

三、燈火材料の供給

九月八日燈火材料全然不足せしを以て、平塚町製鐵業内藤彦市に對し、買入方に便益供與方の依頼書を交付

して愛知縣下に出張せしめ、九月十日夜警用又は各戸に於ける燈火材料全然不足せるを以て、更に海軍火藥廠に交渉して石油原料油十樽七百貫の供給を受け、管内各町村の戸數に比例して配給し、全月九日縣廳より受領し來れる石油空箱入蠟燭四箱を各駐在所及夜警員に配給したるの外、各營業者の石油其他燈火材料の販賣を制限し、辛ふして其の不足を補充したり。

四、勞 銀 調 停

九月十五日左の揭示を管内要所に爲して、人夫其の他の移動を調節すると共に、復舊に急なる爲高額を以て雇傭するものなからしめ。

- イ、諸職人、人夫を雇傭する方は出來得る限り震災前の賃金を以てせられたし。
- 不當の賃金を請求し、又は之か支拂ひを爲したる者を發見したる時は、速かに届出てられたし。
- ロ、當地方に於て諸職人、人夫を募集せんとするものは届出て許可を受くへし、手續を爲さずして募集せる者は嚴罰に處す。

十月一日大磯、平塚、須馬、吾妻の各町村諸職人、人夫を一定の場所に招致し、其の他の村は各管區をして左の事項を通達、請書を徴し、以て勞銀の調節を爲せり、諸人夫の勞銀は震災後値上げせるものあり、然らざるものあるも値上を爲さざる者は其の儘にし、値上せる者も此の際從前の額に一割を加へたる額以上を必らず請求せざること。

五、職工の救護

管内平塚町相模紡績會社は全潰のため近く開業の見込なきと、地方より來れる女工の多くは、食料の不足其の他の爲、不安の念に滿され、會社亦之を送還するの氣配ありしを以て、之を保護すべく會社に對し送還女工には必らず保護者を附し、其の都度行先地及人名年齢を記したる書面二通を調製届出てしめ、其の一通に警備隊長、警察官署長、驛長、町村長宛に保護と便益供與方及保護全行者に不都合の所爲なき様嚴重監視取締方記載交付携帶せしめ、以て九月八日以降十月九日迄の間に全寄宿女工千三百餘名を無事歸國せしめたり。

六、花柳界の取締

管内各花柳界及貸座敷等は震後全然休業の状態にありしも、日を経るに従ひ開業届出等を爲さず營業し、又は娼妓か賣淫的行動を爲すの風評ありしを以て、九月十六日各營業者に對し、左の方針を以て開業すへき旨書面警告し。

- (1)、各花柳營業者は全部開業届出を爲すにあらざれば營業を開始せざることを。
- (2)、前項の開業届は可成組合にて取纏めて當署に提出のこと。
- (3)、貸座敷營業及藝妓營業は戒嚴令撤去後にあらざれば、開業を許さざる方針なれば可成其の時に届出てを爲すこと。
- (4)、震災の爲客室其の他を變更したるものは、可成取纏めて當署に變更願を提出し、許可を受けたる後にあら

されは開業せざることを。

- (5)、娼妓並に藝妓にして廢業し、又は他に移りたる者ある時は速に届出つること。
 - (6)、休業中の藝妓にして災害地に歸省、又は旅行中所在不明となりたる者あるときは所在不明の届出てを取纏め提出すること。
 - (7)、名義の何たるを問はず、歌舞音曲の類は許可を受けたる後にあらざれば、絶體に行はざること。
 - (8)、宿屋及飲食店等は實費本位の營業を爲し、暴利を貪るか如き事を決して爲さざること。
- 九月卅日平塚及二宮、大磯藝妓、料理店、貸座敷組合を招致し、復舊次第左の條件を嚴守して開業方警告し
- イ、解禁の示達なき中は歌舞音曲を絶體爲さざること。
 - ロ、遊興の場所は外部より見へざる處にて行ふこと。
 - ハ、夜間拾壹時以後は酒食を客に出さざること。
 - ニ、人目をひく化粧又は扮裝を爲して通行せざること。
- 十月廿六日更に各組合を招致し、左の條件を嚴守し歌舞音曲の一部解禁をなしたり。
- イ、歌舞音曲は午後十時以後絶體に行はざること。
 - ロ、大鼓は全然用ひざること。
 - ハ、全一家屋内にて同時に二挺以上の三味線を使用せざること。

二、揭示板、火葬場等の設置

九月一日夜半より通過する京濱、小田原地方の避難民は全行者の安否、或は後刻來る者に對し自己の所在を知らしむる方法に困却し居りたるを以て、之か便宜の爲九月二日署前に揭示板（黑板二ヶ）を設置し、任意供用せしめ。

震災の爲壓死せる多數の屍體は暑熱の爲、腐爛せんとせるを以て更に平塚町海岸砂地及須馬村須賀全一場所の二個所に臨時火葬場の設置を許可し震災事務繁激を來し、照復すへきこと多きも、電話全然破壊せるを以て九月三日平塚海軍火藥廠の手にて全廠、平塚警部補派出所間の電話を特設し、九月十日以來大磯町内各官公署、停車場間の特別施設電話を開通せしめたり。

第十二節 小田原警察署

一、飲料水の配給

震災と同時に小田原町新玉町、緑町方面は井水涸渇し、同町住民の困憊非常にして近きは五町、遠きは七、八町の遠きに至らされは、一桶の飲料水を需め得ざる状態にて、日を遡ふて之か缺乏甚しく遂には物議を惹起し、井戸附近在住者以外の者に對しては汲取りを禁止する等、容易ならざる事態を醸したるを以て、應急措置として井戸堀業者柳川菊太郎をして、九月四日より全月十日に至る間に於て新玉町及緑町方面に三個の共同使用の堀

抜井戸を設けしめ、以て飲料水の配給を圖り、該町方面住民の困苦を救ひ、而して飲料水缺乏の憂を絶てり。

二、井水の消毒並検査施行

前項の如く飲料水の缺乏に依り湧出井水の使用者は晝夜間斷なく蝟集し、敢て良否を問ふの遠なき状態なるを以て、之か適否検査の緊急なるを察知し、十月二日より全月十一日迄縣立第三消毒所内田、石橋の兩技手をして小田原町全體井戸の消毒を爲さしむると共に適否検査を行ひ、而して不適井水の飲料を禁し、以て健康保全に努めたるに、之か爲小田原町に於ては震災後に於ける傳染病の發生極めて少なきのみならず、一般内科的患者發生の減少を見たり。

三、塵芥の掃除並蠅の驅除

崩潰家屋の取片付け及下水溝の埋没、塵芥汚物の滯積と、是等廢棄措置の等閑に附せられたるとは、單に衛生上有害なるのみならず、蠅其の他害虫の發生夥しく、是亦衛生上放置し措く能はざる處なるを以て、町當局に交渉し之か處置を講せしむると共に、各戸に蠅取紙を交付せしめ、一面各受持巡查を督勵して、區長又は衛生組合長等に直接注意せしめて塵芥汚物を焼却し驅除を勵行し、以て衛生上に資せり。

四、共同便所の設置

小田原全町に亘る家屋の崩潰は、一般放便場所に窮したる結果、各自避難小屋近傍に放便し、不衛生極まるを以て便所設置の急なるを感じ、九月五日町當局に接衝の末最寄々々に共同便所を設置する事とし、五軒、十

軒等附近住者を一組とし、之に對して竹一本、藁三枚を支給して各所に設置せしむることとし、衛生係巡査を主任として確實に監視勵行せしめ、遺憾なきを期したり。

五、下水道の浚渫督勵

小田原町に於ける下水道は全部損壞、又は埋没して汚水停滯し、道路に溢れ臭氣鼻を衝くの實狀を呈し、甚しきに至りては住家床下に浸水する個所を生したるを以て、震災直後當局を通して之か浚渫を實行せしめ、又一面に於ては下水幹線の破損に依り全然斷水し、衛生上支障あるのみならず、一朝火災等の發生を見る場合は消防の全然不可能なるを以て之れ亦町當局を督勵して之か修繕復舊を急かせたる處、之れ亦九月中旬より著手するを見るに至り、漸次恢復を見たり。

六、汽船營業開始の促進

部内の震害比較的激甚にして真鶴及湯ヶ原方面に至る道路の破損殊に甚しく、交通全然杜絶の状態にして該地方民の不便一層甚しきものあり、加ふるに之に伴ふ食糧其の他日常必需品の回送至難なるものあるを以て、應急措置として海路に依るの捷徑なるを察知し、小田原、真鶴（湯ヶ原）間に發動汽船回航營業方を圖りしに營業者は義侠的に之に賛同し、營業開始を見るに至り交通機關の整備を圖れり。

七、交通整理及衛生、風俗取締に關し露店廢止

小田原町に於ては家屋の崩潰に次ぐ大火災の爲町民の大部分は住家を喪ひたる關係上、道路に極めて粗製の

「バラック」若くは差掛け式露店營業者の續出を見たるか一時の應急處置として、又一面需用供給等の關係上已むを得ざるものあり、認許し居りしも、是等の營業者は比較的商賣の繁昌すると、家屋の建設の容易ならざるとに基因し、引續き營業持續の狀況相見へ、然かも公然道路に播居して、露店式飲食店等に在りては往々風俗を紊すの聞へあり、警察取締上看過する能はざるものあるを以て、適當の時期なりと思料したる十月末日を以て、之れか撤廢を命し、然して交通の整理を爲し、風俗、衛生の取締上遺策なきを期したり。

八、警察電話の架設

震災に因り通信機關は全部破壞せられ、各地孤立の状態に陥り、救護事務は固より一般事務に支障を來し、殊に敏速機宜を要する警察事務の一大支障を來したるは多大にして、震災直後之か復舊を圖りたる事一再ならざるも、奈何せん廣汎の見込立たざるを以て、專屬電話工夫を督勵すると共に、工兵第十五大隊に依頼して既に架設工事に着手せんと欲する際、偶々本部の計劃と合致、軍隊の手に依りて架設を見るに至り、爾來之に依りて裨益する所多大なりき。

第十三節 松田警察署

一、人事相談所設置

震災後土地の境界或は土地家屋の貸借上争議の免れざるを慮り、十月十五日當署に震災關係の人事相談所を